

第三章

五代・宋初における長字とその周

邊

一 廣慈心禪院莊地碑の分析と通して

1

第一節 廣慈禪院莊地碑の概要

唐朝は黃巢の亂によつて實質的に亡びたと  
 言つてよい。それは同時に魏晉以來の貴族制  
 社會の終焉でもあつた。亂とその後の混亂の  
 なかで唐の長安城は壊滅的な破壊をうけ、  
 宏壯華麗な宮殿を完全に失ひ、舊皇城を基礎と  
 した大幅に規模を縮少した新城が再建さへた  
 だけに、その他のかつての廣大な城内區は城  
 外郊區の農田と化した。秦漢以來、都城の地

であつた當地のこのような變貌は、唐後期に  
 なつて次第に進行しつゝあつたこの地の邊境  
 他、とソめけ吐蕃、吐谷渾、回鶻等の強勁化  
 という周邊諸民族に對する國防上の弱點の顯  
 在化によつて生起してきたものであつた。そ  
 して所謂關中の地は、唐末以降にあつてはも  
 はや天然の要害の地ではなくなつた。以後にあ  
 つて二度と再び都城の地と云ふることにはな  
 かつた。唐の都城長安を中心とした關中の地が  
 政治的、  
 経済的にも中國の核として

の地位を喪失する最初の時期、すなわち唐  
 末から五代、宋初におけるこの地の莊園の及  
 り方を通して、「唐宋變革」の一端を解明し  
 ようとするのが本章の意圖する所である。舊  
 長安城内の大部分が城郭都市の姿を喪失して  
 農田と化している事實、細分地段の集積とい  
 った新しい大土地所有型態の具體像とともに  
 この時期の有力節度使父子二代の生き方を  
 通して、武人支配から文官支配體制へと轉換  
 する時代相にも言及するここにしたい。

廣慈禪院莊地碑(2) (以下、本碑と略稱)

は、五代の有力節度使安審琦の莊園をその子

安守忠が宋初に廣慈禪院という佛寺に寄進し

たことを刻したまふのである。前段に淳化二年

(九九一)に於ける廣慈禪院への寄進を申請

した瀛州防禦使檢校太保知雄州軍州事兼馬步

軍歩(下缺)の肩書を帶びた安守忠の狀が次

のようになくせらる。

守忠啓す。守忠、永興軍萬年縣春明門に於

て、莊壹所并びに磴貳所有り。涇陽縣界涇

に臨みて莊壹所有り。今、兩處の田土莊舎  
 をもつて並びに廣慈院内に捨與し、永く常  
 住に充て、毎年僧に齋供し、父母を資薦せん  
 とす。所有る莊下の舎屋・間架・桑樹・并  
 びに諸雜樹木、兼ねて逐年に收める所の課  
 利、諸般の數目、並びに□□内に在りて  
 子細開説し到れる日、院主大師に請ひ、  
 勾當人張崇吉の手中に於て、逐件分明に點  
 檢收管せしめ、永く貴院の常住に充てん。  
 即ち逐年收める所の課利は、數に據りて合

に齋供すべく、多數毎年、功德を示さぬ  
 を得ん。疏一道、並びにもつて先亡せる父  
 母を薦薦し、□條即ち□院の添修に充て、  
 及び供養香燭の屬を置す。所有る莊貳所、  
 天福六年に賜到せる□賜宣頭一道、省牒一  
 道、並びに書後に連粘し印押し將つて去  
 ん。請うらくは永遠に據と爲さんことを。  
 謹んで狀を修し諮聞す。伏して惟ふに昭察  
 せられんことを。謹んで狀す。  
 二に次に次いで、五代後晉の天福六年（九四一

一に晉昌軍節度使安審琦が莊宅營田務にあて  
 た請射土地の私有許可願いの奏とそれを許可  
 した同年の戸部牒が刻せられる。そして末尾  
 に廣慈禪院主賜紫師忠がこの寄進地の免税を  
 願ひ出した淳化三年（九九二）正月附けの狀が  
 刻せられる。以上のようにな本碑は公文書を  
 寫し刻したものである。すなわち所有權の  
 明確な安審琦の莊園ニア所、その莊園を寄進  
 するといふ安守忠の正式文書、さらに寄進さ  
 めて常住田となつたこの地の免税申請の文書

として恐らくはその碑が認可された證據として、  
 そのいふ文書を石に刻して立碑したのが本  
 碑である。本碑の主要内容は以上の通りである  
 が、より注目すべきは下段に刻せられた東北  
 二荘の常住田についてのきめめて詳細な地段  
 である。まづ常住田の地段について分析して  
 おこう。

## 第二節 東荘の分析

安守忠の状に見えるように、東荘は萬年縣

の春明門の地である。守審琦が陳知温といふ人物から請射した莊園で、その地段は以下の如くである。

(一) 一東莊一所、水磴二所、南畔東西長一百六

十三歩、東闊六十歩、西闊一百三十歩、

北長同南、計一頃四畝三分、東自西自南□

□岸□

(二) 一莊西一段、南長五百五十九歩、北長五百

五十歩、東闊七十三歩、西闊一百二十七歩

計二頃四十二畝六分、東自西古城、南自

北河岸。

(三) 一沈香亭墻東道南堀地。南北長二百一十六

步。南北各闊一百六十八步。計一頃五十一

畝二分。東自西九龍池。南古墻北自。

(四) 一連段往東堀地。南北古墻端長三百四十三

步。南北各闊六十步二尺五寸。計八十六畝

四分八厘。東自西自南廟北自。

(五) 一連往東堀地。南北長四百五步。各闊二十

七步半。計四十六畝四分。東自西自南至西

高塚。南二十步半北自。

(六) 一連段往東長四百四十三步、各闊三百六十

四步、計七頃二畝二分、東自西自南小道南

高岸北自

(七) 一次東連段南北畔、西長四百一十一步、南

闊二百六十七步、東長二百三十四步、北闊

二百八十四步、計三頃六十一畝八分、東至

東塚東四十步為界、西自南至西塚南一十一

步為界、北自。

(八) 一河南直尖角、東長八十步、西南闊十八步

計五畝、東小墪西南小墪北河。

(九) 一河北尖角 長六十步 西闊一十五步 計

一畝九分 東尖西自南河北小塹

(十) 一莊 東長一百一十步 東西各闊六十步

計三十七畝五分 東西南自北小塹

(十一) 一莊 西北上河北塹下 計一畝五分 東小

塹西尖角南河北岸

(十二) 一次西河□塹上尖斜 南闊六十八步 北闊

六十步 東尖西闊四十步 計五畝四分□厘

東河西塹南自北河

已上東莊 共計地一十七頃三十四畝二分<sup>(3)</sup>

東莊十二段は、各地段の四至から見ても、最狭の地  
 接して連つたもの如くであるが、最狭の地  
 段では、おおよそ一畝五分という様な零細地段  
 を含む。かなり細分化された土地の集積であ  
 り、所謂一圓的な所有型態とは明確に異なる  
 點が、必ず注目される。東莊は、萬年縣春明門  
 莊と呼ぶに、唐長安城東面第二門  
 である春明門附近に位置する。春明門は西面  
 金光門と相對し、この兩門を結ぶ東西大街が  
 皇城南の第一横街で、東西兩市が街南に接し

て置かいていた。春明門はその北の東面第一

門で、ある通化門とともに、長安と洛陽を結ぶ

幹線街道の起點に相當し、唐後半期には門外

にまで旅館や飲食店が建ち並び繁華な場所で

あった。<sup>(4)</sup> 第二の地段の西至に西界が古城と見

えるものは、唐長安城東城壁の残存部分であ

ることには、また間違いない。つまりこの地段は

東牆に接した城外の地と言うことになる。唐

長安城外郭城牆の規模は、城高一丈八寸、五

六米、基部の厚さは發掘調査によると幅

九〇一ニ米、三〇五米の部分もかなり認めら  
 れる。<sup>(5)</sup> 城内が唐末に徹底的な破壊を被ったの  
 に對し、城壁部分はかなりが残存してゐたけ  
 らである。ただ城門附近の城壁は他に比し  
 て破壊の度合は大きかつたと考へられる。以  
 下に言及するようには、春明門の場合には、そ  
 れに接する城壁はもはや存在してゐない。第  
 三の地段に見える沈香亭と九龍池は、ともに  
 城内興慶宮にあつた著名な亭と池沼である。  
 興慶宮は、長安城内の朱雀門街東第五街、皇

城東第三街の北から第四番目の興慶坊の地を

玄宗期に宮殿區として大々的に整備された

ものである。宮城を西内、大明宮を東内と稱

するのに対し、その相對的な位置關係から興

慶宮は南内と呼ばれた。春明門を入れば右手

北側最初の地區である。長安城内に於ける興

慶坊算の大坊の大きさは、東西六五〇步（約

一〇一〇米）、南北五五〇步（約八五五米）に

あり、發掘調査による興慶宮の實測値は、東

西一〇八〇米、南北一二五〇米となつてゐる。(6)

この實測値は、開元十四年（七二六）に興  
 慶坊北鄰の永嘉坊、西北鄰の安興坊、西鄰の  
 勝業坊、ついで南西鄰の東市東北角及び南鄰  
 の道政坊西北角にまで擴張された後の興慶宮  
 の規模を示している。この興慶宮の中央やや  
 南に數頃の廣がりをもつ九龍池が存した。そ  
 して九龍池の東岸に沈香木で造られた沈香亭  
 があつた。<sup>(7)</sup> 第三の地段が沈香亭の墻を境界と  
 し、西側に九龍池に面した位置であるから、  
 明らかにならぬ興慶宮内の地段といふこと  
 になる。

南至の古墻は興慶宮の南墻であるに違ひな

い。(8) し、かも、第四、第五の地段は第三の地段

と連接したものと考之られるから、興慶宮址

を廣域に取り込んだものになつてゐるものであ

る。また第四の地段は南北の境界が古墻で

その長さ三四三歩と見之てゐる。第三の地段

に南接する位置と考之られるから、興慶宮に

南鄰する舊道政坊の地といふことになる。道

政坊の南北長は三二五歩、坊北の街幅が四七

歩であるから、合して三七四歩といふ數値が

得られる。従つて、第四の地段の北端古墳は  
 興慶宮の南墳又は道政坊の北の墳、南端古  
 墳は道政坊の南の墳と考へらる。よう  
 。これらの事柄から、東莊春明門莊の一七頃  
 三四畝（約一〇〇五七二）の廣がり、春明  
 門外から外郭東壁、夾城壁、興慶宮墳などを  
 越えて、興慶宮舊址内にまで及んでゐること  
 が判明するのである。ちなみに、計算上の  
 興慶坊の面積は約八六〇〇。興慶宮の面積  
 は約一三五〇〇。となつて、東莊の細目地段の

然面積は、二ゆらのほほ中間の廣さに相當する。

長安城の破壊は、黃巢軍撤退後に城内に亂入した官軍側の藩鎮諸軍による略奪放火で、

城内の六、七割が灰燼に歸した。<sup>(9)</sup> その後に、

ける有力藩鎮勢力間での激しい爭奪戦によっ

てその破壊はさらに進み、人跡が絶えて夜に

は狐狸が出没するほどの荒涼たる様となった。<sup>(10)</sup>

ついで天祐元年（九〇四）九月、朱全忠が

昭宗に迫って洛陽遷都を強行した際、長安城

内の宮殿や百司官衙、さらには民居をも解体  
 して箆に組んで渭水を下り、洛陽に搬出した。  
 ここで(11)長安はほぼ完全に廢墟と化してしま  
 ったのである。同年、匡國節度使韓建によっ  
 て長安新城が建設される。この新城は、舊長  
 安城の宮城と外郭地區を放棄して、舊皇城の  
 南正面朱雀門、東北隅の延喜門、西北隅の安  
 福門を閉鎖し、北正面に玄武門を開く形で、  
 ほぼ舊皇城基をもとに重修したものであ  
 る。(12)  
 かくて舊興慶宮や春明門附近は城外郊區と

存った。廣慈禪院の常住田東莊は、このよう  
 な唐長安城の廢墟化を経ての大幅な城郭の縮  
 小再建後に於ける、廣大な舊城内地區の土地  
 利用を具體的に示してくゐる好例である。

### 第三節

#### 北莊の分析

北莊は、涇陽縣界の臨涇の地にあり、臨涇  
 莊あるいは臨涇教坊莊と呼ばれる。すなわ  
 ち長安西北約三〇キロに位置する涇陽縣下

の涇水に沿った地である。北莊の具體的地段は以下へ通りである。

一北莊臨涇莊一所。

(一) 一□槐斗二十六段 共計三頃四十六畝。

(二) 一小劉斗一十八段 共計四頃六畝。

(三) 一寧村斗三十四段 共計一十六頃三十四畝。

(四) 一店西斗二十七段 共計七頃五十二畝。

(五) 一店東斗二十段 共計七頃七十二畝。

(六) 一李相公斗八段 共計四頃七畝。

(七) 一□安寺東二段 共計一頃一十九畝。

已上北莊 共計四十(四)頃三十六畝

先の東莊に比して、北莊は總面積を約二・五

倍となる。個々の地段はやはりかなり細分化

されてあり、七ヶ所で合計一三五段からなる

各地段の平均面積を求めてみると、第一の

□槐斗で一三・三畝、第二の小劉斗で二二・

六畝、第三の寧村斗で四八・〇畝、第四の店

西斗で二七・九畝、第五の店東斗で三八・六

畝、第六の李相公斗で五〇・九畝、第七の□

安寺東斗で五九・五畝となり、北莊もまた小地

段の集積からなることが判るであらう。是し  
 て第七の□安寺東二段を除き、他の一三三  
 一は全て斗門を中心に分布した地段である  
 點に特徴が認められる。涇水は原州百泉縣に源を  
 發し、涇州、邠州を経て京兆府域に入り、涇  
 陽縣西北から東南に流下して高陵縣に入り、  
 ついで渭水に合流する河川である。戰國末秦  
 の鄭白渠、漢武帝期の白渠以來、涇水の水を  
 引いた渠水が渭北での水利灌漑にきわめて大  
 きな役割を果してきた。唐代には、鄭白渠の

舊道を利用して多數の支渠が疏通され、主渠  
 は三白渠と総稱されて大いに活用された。こ  
 の三白渠には支渠に分水するため斗門が四  
 ハワ所設けられ、支渠への流量調節等の機  
 能を果していた。<sup>(13)</sup> 唐代を通じて三白渠の流  
 を利用する確證が多數設けられ、その不法取  
 水によりて農田水利が著しく阻害された。ま  
 た唐代後半期になると、下流域での取水の優  
 先権を規定した「水部式」等が無視され、上  
 流地区が三白渠水を不法に先取し、下流域で

は農田灌漑に利用し得る水量がほとんど得ら  
 れないと言った事態も生じてくる。唐朝は後  
 半期になると、水利担当の使職を新設するな  
 ど、京畿渭北での最も重要な渠水である三白  
 渠の管理を再編強化しようとするが、あまり  
 効果はなかつた。九世紀半以降には、三白  
 渠は公共的な水利機能を大幅に減退させ、私  
 的利用が大ききな比重を占めるに至る。(4) 北莊の  
 立地が六斗門名で表示さへてゐる。上述  
 の唐後半以降における涇水及び三白渠の私的

利用状況を具體的に證するものである。既述  
 のように、北莊は臨涇莊が本來の名稱であり  
 その名が示すように、涇水谷に三白渠に  
 鄰接する地であることは、まず間違いない。六  
 斗門が三白渠の公設四斗門の一部であるの  
 か、あるいは私的に設置された斗門であるの  
 か、不明であるが、ともかく六斗門が一莊に  
 よってほぼ私的に占有された。莊内各地段の水  
 利灌溉に供せられてゐるから、他の  
 農田に比しては、るかに生産性の高い上田であ

ったはあである。六斗門の具體的な位置比定  
 は困難であるが、第六の李相公斗は、朱泚の  
 亂鎮壓の功に對し、興元元年（七八四）に李  
 晟に賜田さへした。涇陽上田(5)の地の斗門であ  
 る可能性がある。

第四節 廣慈禪院について

曰 金石萃編 四卷 一一一 録文する「大周廣  
 慈禪院記」碑は、本院の縁起を記したもので

後周の顯徳二年（九五五）十月の建立にか  
 かるものである。それによると、本院の創建  
 は後晉期の思遠禪師の手になるもので、  
 香城禪院と稱したが、後周の顯徳初めに廣慈  
 禪院の寺額を賜ったことが知られる。曰金石  
 萃編曰同卷直前に録文する「永興軍牒」には  
 後周世宗の廢佛に際して、永興軍「つまり  
 舊京北府管下での廢寺對象外の十ヶ寺名を擧  
 げ、その一に□□禪院が見えてゐる。先「  
 院記」の内容を考之併せるなら、  
 恐らくは

廣慈禪院であることは間違ひなからう。中書  
 門下から永興軍にあてたこの牒は顯徳二年七  
 月三十日附けのもので、先の「院記」建碑の  
 ぬすか三ヶ月前である。本院が世宗による嚴  
 しい廢佛政策の廢寺措置をまぬがれたのは  
 後に言及するうちに、世宗より厚遇された安  
 審琦による何らかの働きかけを推測させるも  
 のである。さて、本院の所在であるが、同じ  
 く「金石萃編」卷一三七に録文する「熙寧七  
 年（一〇七四）記の「京兆府□□善感禪院新

井記レが参考になる。この「新井記」碑によ  
 ると、廣慈禪院は宋代になってさらに善感禪  
 院と寺名を改めるが、創建時の香城禪院とい  
 う呼稱がなお用いられていることが知られる。  
 本記に「香城院有リ、府庭の東南隅千歩に  
 直ルとあって、宋代の京兆府治東南約一  
 五キロという具體的位置を明示してくれるも  
 のの、京兆府治の位置が不詳であるために  
 これだけでは本院の位置を比定することは出  
 来ない。しかしながら、後世の地志や地圖類

二香城寺といふ佛寺が記されており、この香  
 城寺こそが香城禪院、廣慈禪院であることは  
 確實であらうから、その正確な位置が判明す  
 るのである。注記した王昶引くところの曰陝  
 西通志曰に「西安府内錢局に在り」と見え、  
 清末の光緒十九年測繪の詳細な西安城内圖「  
 陝西省城圖」<sup>(17)</sup>には、南門の永寧門を入ってす  
 ぐ東、碑林・文廟（現陝西省博物館）の西郊  
 に香城寺が示されていゝる。<sup>(18)</sup>すなわち、唐末に  
 韓建によつて舊皇城を基礎として縮小再建さ

以て新城内の南端ほぼ中央が、後晉期に創建  
 された香城禪院、即ち廣慈禪院の位置なので  
 ある。本院の位置が確定出来たことによつて  
 春明門莊が東莊、臨涇莊が北莊と呼び分け  
 られてゐること、も自ずから明らかとなるであ  
 ろう。とくに春明門莊は本院から直線距離で  
 せいぜい四、五キロという至近の位置にある  
 ことになる。そして本碑「莊地記」が、少な  
 くとも清代までは、宋初の立碑以來のそのま  
 まの地すなわち香城寺に存してゐたことが

確認出来る。(19)

ところでは新井記に碑の撰者である候可は  
 提舉興修白渠及專切管勾見行渠堰事・宣奉  
 郎・守殿中丞・騎都尉という肩書を帯びた人  
 物である。白渠は宋代にあつても至道年間  
 をはじめとして、幾度も修復工事がなされ  
 ているが、彼の肩書によつて熙寧年間にも  
 なされていゝることが確認出来る。しかしこ  
 こで注目すべきは本院の北莊が白渠水利と  
 不可分のものであることであつて、白渠修復

工事の監督官が本院關係の碑文撰者となつて  
 いるのは、恐らく偶然のことではなはいは、  
 ある。口金石續編卷一三に録文する「京兆  
 府廣慈禪院新修瑞象記」は、先掲の淳化三年  
 (九九二)建立にかゝる「廣慈禪院莊地記」  
 碑に先だつことめ、七年の雍熙二年(九八  
 五)に建碑されたもので、碑末に「院主賜紫  
 沙門師忠」の名が刻せられており、兩碑の建  
 立に僧師忠が直接に關つていたことが知ら  
 れる。この「瑞象記」碑の撰文者は、華山希

夷先生陳搏である。陳搏は宋初における隱逸  
 色への濃い著名な道士で、太宗と特異な關係を  
 もつことでも知られる<sup>(20)</sup>。長安の舊城内及び近  
 邊の多數の佛寺が、唐末の激しい戦亂や後周  
 世宗の廢佛などによつてほとんどが廢絶する  
 。そのなかにあつて、この廣慈禪院が五代後  
 晉期の創建といふごく新しい寺院ながら、世  
 宗の嚴しい廢佛をまぬがれ、さらに宋初に皇  
 帝とさしめめて近い關係にあつた道士の撰する  
 碑を有している事實は、本院の五代創建時の

ら宋代にかけての時期における獨特の地位を  
うかがいせるものである。

第五節 安氏父子と廣慈禪院との關係

安審琦（八九七—九五九）は突厥沙陀部の

出身である。父の安金全は李克用、李存勳

（後唐莊宗）及び明宗に仕えた典型的な北

族出身の驍勇の部將であり、振武軍節度使に

まで至っている。<sup>(2)</sup> 父の後唐朝への軍功によつ

て安審琦は若くして部將として出仕し、有力  
 節度使にのし上りていく。そして以後、後晉  
 後漢、後周という五代の政權交替過程にあ  
 いても、その地位を保持し續けていく。後晉  
 の天福三年から七年（九三八—四二）の間、  
 晉昌軍節度使、京兆尹の任にあり、<sup>(22)</sup>「莊地記  
 碑」に刻せられた天福六年八月の莊宅營田務  
 にあてた土地私有許可願いの奏、及びその  
 對する戸部牒に晉昌軍節度使の肩書を帯びて  
 見えてゐるものと一致する。晉昌軍節度使は

後晉の天福三年十月、汴州を改稱して東京開  
 封府と定め、時西京、つまり長安新城に鎮  
 所を置き、京兆府を管する節度使として新設さ  
 れたものである。<sup>(23)</sup> 従って、安審琦はその初代節  
 度使として任じられたもので、彼が春明門莊  
 と臨涇莊を入手したのはこの時期のことであ  
 る。廣慈禪院が香城禪院として長安新城内に  
 創建されたのは後晉期であり、安審琦が晉昌  
 軍節度使として當地にあって、時期と完全に符  
 合する。すなわち、本院の創建に彼が何らか

の關與をした可能性が想定出来るのである。  
 この點に有力な手掛りを與えてくれるものが、  
 可金石萃編<sup>口</sup>卷一一一に録文する「廣慈禪院  
 殘牒」碑である。後周の顯德年間の建碑にか  
 かる「殘牒」碑は殘缺部が多いもの、香城  
 禪院から廣慈禪院への改額、顯德初年の廢佛  
 に際しての廢寺對象外とする恩典などを刻し  
 たもの如くである。比較的殘缺の少ない末  
 尾部分に後晉天福年間における本院による土  
 地購入契とおぼしき文書が刻せられている。

その部分は以下の如くに讀める。

天福四年二月二十日 安□界菜市南壁上の

韓勳□壹所を買得ず。價錢肆□(下缺)と

作すを准さる。(上缺)後の如し。北は官

街に至り。東は草場に至り。南は通城巷に

至り。西は太廟院に至る。賣宅人殿前丞(

承)旨韓勳年二十五。同賣宅人弟(下缺)。

同賣宅人母吳氏年五十八。保人前内侍省内

常(下缺)保人銀青光祿大夫檢校工部尚書

康□。莊宅牙(下缺)。

菜市南壁上という全體的な位置表示と以下の  
具體的な四至から見て、長安新城の南郭に接  
した場所であることがまず判明する。とくに  
南至の通城巷とは、新城南郭に沿った城内街  
路を指すものと考之られるから、まさしく本  
院の立地場所にぴったりと合致する。顯徳の  
廢佛に際して、本院を廢寺對象外とする恩典  
の牒とあはしき末尾に、天福四年時點での具  
體的な四至をも含む購入地契を刻してあること  
から、この土地が本院創建時の寺域を示す證

據として石に刻して立碑さへたものではないかと考之られるのである。高官を保人として立てているのもそれ故であらう。だとすれば

、天福四年こそが本院の創建年ということになり、安審琦が晉昌軍節度使として當地にあ

った。まさしく同時期に當るのびある。この

點に本院と安審琦との關連を認めることが出

來るのびある。安審琦は、後周期には南陽王

、ついで陳王に封ぜられ、世宗からは「國の

元老を以て禮遇甚だ厚く、車駕親しく其の第

に幸して以て之を寵す<sup>(24)</sup>といふほどの恩遇を  
 うけた。本院が世宗の廢佛をまぬがれたのは  
 上記のよう守審琦との關係を想定するこ  
 とによつて説明がつくであらう。

子の守守忠は、後周代に鞍轡庫使兼刺史と  
 なり、<sup>(25)</sup>宋初の乾德四年(九六六)に蜀が平定  
 されると、知興元府、ついで漢州刺史に任せ  
 られる。宋朝が蜀の平定戦において大いに軍  
 費不足に悩んだことは有名であるが、守守忠  
 は私財を投じてこれに助け<sup>(26)</sup>た。廣慈禪院へ寄

進さぬに二莊にその一端が見られるように、  
 父安審琦が五代四朝を通じて築き上げた莫大  
 な家産があったにしろ、その可能であったと考へ  
 られる。安守忠が二莊を廣慈禪院に常住田と  
 して寄進したのは、淳化二年（九九一）四月  
 のことであった。「莊地記」碑の寄進啓末尾  
 に刻せられた彼の肩書は、瀛州防禦使・檢校  
 太保・知雄州軍州事兼馬歩軍歩（下缺）とい  
 うものであった。この直前の同年二月庚辰に  
 彼は瀛州防禦使を帯びたまま知雄州となり、

ている史實と合致する<sup>(27)</sup>。彼に關する各種傳記  
 史料を見る限りでは、永樂軍での職歴は見  
 出せず、従つて本院との直接の關りは無いと  
 言つてよい。寄進啓に「資薦父母」「資薦先  
 亡之父母」等の語が見えてゐるようには、二莊  
 の寄進が父安審琦及び母の供養を主たる目的  
 としたものであることは明らかである。つま  
 り、安審琦と有縁であつた本院に、父母の追  
 善供養を託したものと考へられる。ところで

宋の陶岳撰曰五代史補曰卷四に次の記述が

ある。

安審琦、もと釋氏を惡む。凡そ六鎮に居リ

、僧のあらゆる過有らば、輕重を問はず之

を重殺す。青州に鎮するに及び、一旦、方

に大いに宴せんとす。忽ち紫衣の僧、錫

杖を持し直ちに廳事に上らんとする有リ。

審琦、赫怒し連叱するも、是の僧安然とし

て顧みず。縦歩して内室に向ひ、中門に至

る。審琦、劍を杖して之を逐ひ、將に及ば

んとして滅す。但だ錫杖の聲の鏗然として

入りて臥所に在るを聞くのみ。審琦、驚懼  
 の際、小蒼頭の報する有りて曰く、國夫人  
 子を生まれりと。紫衣錫杖者に非ざるを得  
 んや。因りて之に命じて僧哥と曰う。即ち  
 安守忠なり。是れより審琦やや信重し。  
 安守忠の誕生にまつゆる、安審琦の佛教信仰  
 への輕向を物語るものであるが、その時期を  
 青州在鎮期とする人は誤りである。安審琦が  
 青州を鎮所とする平盧節度使であつたのは最  
 晩年の後周顯徳五年（九五八）五月以後のこと

とであり、<sup>(28)</sup> 安守忠の生年は咸平三年（一〇〇

〇）に六九歳で没していること<sup>(29)</sup> から逆算する

と、後唐長興三年（九三二）ということにな

るからである。すなわち、上記のエピソード

は後唐期の事とせぬはならない。従って、安

審琦の佛教信仰への轉向は、晉昌軍節度使と

なる後晉天福三年（九三六）以前のこととな

り、香城禪院（廣慈禪院）創建に彼が關與し

たであろうとしたに想定と矛盾しない。安審琦

は愛妾に謀殺されるという非業の死をとぼる

〇 〇 のために守忠は生涯妓妾を置かず、佛教  
 を酷信したとい<sup>(30)</sup>う。このことは守忠の誕生  
 に關する先の奇怪なエピソードと關連があり  
 そうであるし、さらに廣慈禪院への廣大な常  
 住田寄進の背景ともなつたと考之られる。

結語

一 廣慈禪院莊地記と碑の検討を通して、五  
 代宋初における時代性を示すいくつかの點が

明らかになつた。また、唐長安城の荒廢によつて城域を大幅に縮小した新城が再建された。後の舊城内地區の土地利用の一端が具體的に判明した。しかも、それが有力節度使の大地地所有の一部をなしているのである。東北と北莊の二莊からなるこの大地地所有が細分化された地段の集積という型態をとり、かつ水利を獨占するような生産性の高い土地を集積するあり方が顯著に認められる點は、時代相を如實に示していると言ふやう。次に、こ

以上の大土地所有の所有者である安審琦、安  
 守忠父子二代の生き方がきわめて對照的であ  
 ると言之る點である。安審琦は五代期の四朝  
 を常に有力節度使として生き抜いた武人の典  
 型的存在である。また彼の兄安審暉は河陽・  
 上黨・鄧州・邢州節度使を歴任し、彼の従兄  
 安審通は滄州節度使、同じく従兄の安審信は  
 河中・許・兗州・華州・同州節度使を歴任し  
 ている。このように安氏一族としてながめて  
 みるに、五代期の典型的な武人家系であるこ

とは明らかである。一方、守守忠の成人に達  
 してからの後周から宋初にかけての官歴を見  
 ると、對契丹及び對西北方面の軍事的性格の  
 強い地の知州をはじめ、そのかなりは武官的  
 色彩の濃いポストではある。しかしながら、  
 彼は「至る所の藩郡、施予を樂み、宴犒を豐  
 かにす。且つ士大夫と遊從するを喜ぶ。故に  
 時論多く之に興みす」とあるように、積極的  
 に文人士大夫との交遊關係を深めることによ  
 って、武人色の拂拭に努めてゐることが明らか

かに見てとめる。宋初における文官支配體制  
 への一大政策轉換期に際して、言わば生き残  
 るための懸命な策を彼に見出すことが出来  
 るであらう。宋朝創業期の蜀平定戦における  
 私財を軍資として據出した行爲も、宋朝への  
 忠誠のあかしを具體的に示したものと見なす  
 ことが出来る。そして廣慈禪院への廣大な莊  
 田の寄捨その自體が、父安審琦が五代後晉期  
 に恐らくは武斷的な手段をも辭せずして入手  
 形成した大土地所有を經營維持することに對

する、ある種のうしろめたさとも言うべき  
思いが動機の一部ではなかつたか。このよう  
に、安守忠には新しい時代に適應し生き残り  
うとする生き方が多々認められるのである。  
五代期の武人支配の一翼を担った父安審琦と  
はきぬだつた好對照と言へるであらう。安氏  
父子二代の生き方を通して、五代から宋へと  
いう巨大な中國社會の時代的轉換期の一縮圖  
が見えてくるのである。



第三章註

(1) 唐代後半期における長安を中心とした關内

道の邊境化については本篇第四章「唐

代關内道の城郭規模と構造」を参照。

(2) 金石續編卷一三「裝本」高廣行字不計

額題本院東北兩莊地土之碑十字。均正書

在陝西咸寧縣

(3) 東莊十二段の合計面積は十七頃四十六畝

二分八厘（方ラス□厘）となり、本碑に記

す合計面積と若干の誤差がある。

ok

(4) 太平廣記 卷二三八 秦中子 出于春明門

外逆旅 備縑帛 隨其年三十有五 俟夜分

往灞水橋 云々 出缺史 同卷二八三 自行簡

唐郎中自行簡 太和初 因大醉 夢二人

引出春明門 至一新塚間 天將曉而回 至

城門 店有鬻餅飢餓者 云々 出靈異記

慈覺大師圖 仁が五臺山巡禮 至終之 長安に

至 仁際にも春明門から入城している。 曰

入唐求法巡禮行記 開成五年八月廿二日 條

参照

(5) 陝西省文管會「唐長安城地基初步探測」(可)

考古學報 一九五八(三) 中國社會科學院

考古研究所西安唐城發掘隊「唐代長安城考

古紀略」(可) 考古 一九六三(一)

(6) 馬得志「唐長安興慶宮發掘記」(可) 考古 一

九五九(一)

(7) 長安志 卷九「(興慶)宮正殿曰興慶

殿 其後曰文泰殿 前有瀛州門 內有南薰

殿 北有龍池 (注) 在躍龍門南 本是平地

自垂拱 載初後 因雨水流潦 成小池

後又引龍首渠支分溉之。日以滋廣。至神龍

景龍中。彌亘數頃。澄澹皎潔。深至數丈。

(中略) 又曰九龍池。取老子生九龍池水之

義。以名之。池東有沈香亭。平岡武夫編曰

唐代の長安と洛陽。地圖篇。口圖版二三。二

四興慶宮圖(一)(二)(三)參照。

(8) 同前卷十一萬年縣條。南內興慶宮。在縣東

南五里。宮牆複道。今悉存。長安志曰。は

宋敏求の熙寧九年(一〇七六)の序がある

淳化二年(九九一)の本碑建立の八五年

後にあつても、興慶宮墻、ほほ完全に残存

してゐる事が知られる。

(9) 曰 舊唐書 卷一九下 僖宗紀 光啓元年(八八八

六) 十二月條 初 董巢據京師、九衢三内、

宮室宛然。及諸道兵破賊、爭貨相攻、縱火

焚剽、宮室居市閭里、十焚六七。賊平之後

、令京兆尹王徽經年補葺、僅復安堵。至是

亂兵復焚、宮闕蕭條、鞠為茂草矣。

(10) 曰 新唐書 卷二一八 沙陀傳 初長安自石門

之奔、宮殿焚圯、及岐人再逆、火閭里皆盡

宮城昏夜狐狸鳴啼，無人跡。

(11) 曰資治通鑑卷二六四昭宗天祐元年正月壬

戌條「車駕發長安，全忠以其將張廷範為御

營使，毀長安宮室百司及民間廬舍取其材，

浮渭沿河而下，長安自此遂丘墟矣。

(12) 李好文曰長安志圖卷上一新城，唐天祐元

年，匡國節度使韓建築。時朱全忠遷昭宗于

洛陽，毀長安宮室百司及民廬舍，長安遂墟。

。建遂去宮城，又去外郭城，重修子城，即

皇城也。

南開朱雀門，又開延喜、安福門。

北開玄武門、是為新城。即今奉元路府治也

(13) 可長安志曰卷一七涇陽縣條一十道志曰太

白・中白・南白、謂之三白渠也。渠上斗門

四十八。一、二、以斗門の管理に關しては、敦

煌出土の「水部式殘卷」(Pelliot 2507)に詳し

く見之る。

(14) 第二章「京兆府の戶口推移」に參照

(15) 可冊府元龜曰卷三八五將帥部褒異一一「

興元元年七月) 德宗至興元 (季) 晟戎服

謁見于三橋。帝駐馬勞之。賜永崇里第及涇  
 陽上田。延平門之林園。女樂八人。舊唐  
 書曰卷一三三。曰新唐書曰卷一五四李晟傳  
 にもほほ同様の記事あり。李晟が賜つた  
 涇陽上田は、この直前の建中三年（七八  
 二）に朱泚への懐柔策として朱泚に賜田さ  
 れた。涇水上腴田と同一地の可能性が少  
 なくない。つまり、亂を引き起したため  
 に没收された。逆に亂鎮壓の功を看李晟にあ  
 らためて賜田された。考之らるからであ

る。

(16) 「新井記」碑に附す王祖の按語に「按陝西

通志 香城寺在西安府城内錢局 創自石晉

思遠禪師 周顯德中 賜額廣福禪院 宋仁

宗更賜名曰善感 然人恒以香城名之 此碑

標題云善感 而文收仍但稱香城 蓋善感之

賜名未久也」と言うが、顯德中の廣福禪院

賜額とあるのは、言うまでもなく廣慈禪院

の誤りである。なお「新井記」は陝西省

博物館西安碑林に現在も藏せられてゐるこ

とは、陝西省博物館編、西安碑林書法藝術  
 附録「西安碑林藏石細目」(陝西人民美  
 術出版社 一九八三)によつて知るこゝが  
 出来る。  
 (17) 本地圖は縦一〇〇センチ、横五八センチの  
 大きさで、清末の西安府城内についで豊富  
 な情報を與えてくゝるものである。我國で  
 は東洋文庫に藏せられてあり、また近年で  
 は武伯綸編著「西安歴史述略」(陝西人民  
 出版社 一九七九)二七二―七三頁に縮小

掲載されたこと、利用が容易となった。

(18) 常盤大定・關野貞著 中國文化史蹟・解説

下 寶藏館 一九七六復刊 卷九・四八

頁に「香城寺は西安府城南門内にある。五

代石晉時代の創建。後周の顯徳年間、廣福

禪院の額を賜ひ、宋の仁宗、名を更めて善

感といひ、元代に屢に重修せられたこと、事

西安府志に見ゆる」と記す。既述の

如く、やはり廣福禪院と弄名を誤っている。

(19) 關中金石志 卷五 廣慈院東北兩莊地土

牒 天福六年八月立、正書。在咸寧香城寺

牒為晉天福時給、其刻石則在宋淳化三年

六月

(20) 沙雅章 陳搏と麻衣道者 若水見僧

逸話をめぐって 道教と宗教文化

收 平河出版社 一九八七 拙稿 宋太祖

弒害説と上清太平宮 史林 六七一二

一九八四 参照

(21) 舊五代史 卷六一 新五代史 卷二五

安金全傳

(22) 曰 舊五代史 卷一 二 三 安審琦傳。

(23) 曰 資治通鑑 卷二 八 一 後晉高祖天福三年十

月條 帝以大梁舟車所會 便於漕運 丙辰

、建東京於汴州、復以汴州為開封府、以東

都為西京、以西京為晉昌軍節度。後漢乾

祐元年（九四八）二晉昌軍の軍額は永興軍

と改稱さぬ。後周、宋代に繼承さぬ。

(24) 曰 舊五代史 卷一 二 三 安審琦傳。

(25) 曰 隆平集 卷一 八 武臣條 安守中傳。

(26) 曰 續資治通鑑長編 卷七 乾德四年七月甲戌

條 1 以前永州刺史安守忠為漢州刺史。(中略)

即遣守忠權知興元。於是移守漢州。時王師

未還。供億倍費。公帑不足。守忠助以私錢。

1 曰 宋史 4 卷二七五安守忠傳 1 (乾德) 四

年。改漢州刺史。時寇難甫平。使車旁午。

公帑不足。守忠出私錢以給用。1

(27) 曰 長編 4 卷三二淳化二年二月庚辰條 1 以瀛

州防禦使安守忠知雄州。1

(28) 曰 舊五代史 4 卷一二三安審琦傳 1 曰 資治通

鑑 4 卷二九四後周世宗顯德五年五月條。

(29) 宋史 卷二七五 安守忠傳。

(30) 同前 初 審琦以愛妾故 為隸人所戕。守

忠終身不畜妓妾 而喜佞佛 蓋有所懲云。

(31) 安氏の系譜は次の通りである。

安山盛

朔州宇城都校

金全

振武軍節度使

審暉

河陽三城節度使 鄧州邢州節度使

守鏐

宋贊善大夫

審琦

九七一 九五九

守忠

九三一 一〇〇〇

繼昌

宋供備庫副使

金祐

沙陀部 偏將

審信

河中 許 兗州 華州 同州 節度使

九四一 九五三

(32)

五

宋史

卷

二七

五

安

守忠傳。

審通  
滄州節度使

## 第四章

唐代關内道の城郭規模と構造

—畿内の邊境化との關連を中心

として—

はじめに

中國の城郭都市といへば、それはもっぱら行政據點である郡城・府州城・縣城を指すことは、あえて言うまでもない。版築による城郭の原初型態はすでに新石器後半期に認められることは、近年の考古學調査で明らかになつてある。殷周時代から春秋時代までの邑分立、すなわち都市國家の時代を経て、領土國家が形成さへる戰國時代になつて、中小邑

は次々と併合さめて領土國家の直轄支配の下  
 に懸として組み込まれ、いくつかの懸を東ぬ  
 た地域が郡とされた。郡縣制の萌芽である。  
 かくて舊邑の城郭は郡城・縣城として新たな  
 政治機能をもつことになった。秦漢期にはこ  
 らに地方行政單位の中心として再編される。  
 魏晉南北朝期には郡縣數は細分化等によつて  
 大幅に増加し、また軍事上の必要から城塞が  
 各地に多數設けられた。ついで隋代における  
 州・郡・縣という三級行政區分から州(郡)

縣二級行政區分への地方行政上の一大改革  
 によりて、州治・縣治があらためて設定さ  
 れ、そのに伴ってかなり州縣城郭に修築がほ  
 どこさめられた。唐代の州縣城郭の多くは、直接  
 的には隋代のそれと繼承したものと考之ら  
 る。しかしながら、唐代の州縣城郭の規模や  
 構造に関しては、考古學的發掘調査が大々的  
 に實施された長安城と洛陽城の兩京を除いて  
 はほとんど不明のままにある。本篇末に掲  
 げた「唐代州縣城郭一覽表」は、十道別に唐

代州縣城郭の規模と構造、築年、再築年、増

修年、移築年等を、文献と發掘成果に基づい

ておこめたものである。こゝら表掲の三三〇

餘りの州縣城郭は、城郭の存在が確認出来る

ものに限られる。概數で三〇〇州、一五〇〇

縣を數之る唐代州縣の二割弱にすぎないが、

全般的な情況を知る上ではそれなりに十分な

事例數と言之るであらう。

唐初の貞觀元年（六二七）關内道、河南

道、河東道、河北道、山南道、隴右道、淮南

道、江南道、劍南道、嶺南道の十道が設置さ  
 れた。山河の形便に於て<sup>(1)</sup>線引きされた地  
 理的區分であり、十道に大幅な廣狹差がある  
 のは、人口密度が勘案されたものと見るこ  
 が出来る。その後、開元二十二年（七三四）  
 には、關内道から京畿道が、河南道から都畿  
 道が分置され、江南道と山南道はともに東西  
 に二分され、さらに江南道から黔南道が分置  
 されて、十五道となった。唐朝の戸口把握數  
 の増大、すなわち人口増の結果、適正な廣が

リに改めて線引がなされたものである。そ  
 して十五道は探訪處置使という新設の使職に  
 よる監察區分とされたのである。ついで探訪  
 處置使は探訪觀察使と改稱されるとともに、  
 その權限が強化され、州刺史の上級に位置す  
 る實質的な廣域行政長官となり、藩鎮體制へ  
 と移行していく。ところで、後掲の表では  
 各道毎の事例数にかなりのばらつきがあるこ  
 とに氣付くであろう。概して華北に少なく、  
 江南に多い結果となったのは、後章であらた

めて言及することになるが、もっぱら資料上の制約のためである。この點をあらかじめ念頭に置いて参照していただきたい。さて、本章では、まず地域を關内道に限定して、その城郭の諸相及び變化を跡附けることによつて、唐代關内道の立地環境の變質を考えてみた。西京長安を中心とした大皇帝國の中樞に相當する關内道が、後半期以降には都城の立地として、は必ずしも適地とは言えない情勢が生起してくるのである。このこと

を城郭のあり様を通過して以下に検討すること  
にしよう。

### 第一節 京兆府下の縣城郭

京兆府管下二十三縣の城郭規模等についで  
は、宋敏求撰の長安志日によつてかなり詳細  
な事柄が知られる。宋敏求は北宋中期の人で  
あり、本書に記す諸縣城郭の諸データは、北  
宋期の状況を示している。しかし、そのほと

んどは唐代のものを繼承したもの、つまり唐  
 代の城郭規模や構造であると見なすことが出  
 来る。<sup>(2)</sup> 例之は、高陵縣條には隋の「大業七年  
 築」渭南縣條にも「括地志」逸文を引いて  
 「大業九年築」と記しているから、少なくと  
 もこの二縣城は、隋代に築かれた城郭が唐宋  
 期を通じて繼承利用されていることが判る。  
 また藍田縣條ではその城郭規模を「八里、今  
 三里餘、八十歩」と記すから、城周三里餘の宋  
 代縣城に對し、それ以前すなわち唐代の縣

城が八里の城周規模をもっていたことが知られる。さて京北府管下のいくつかの縣城について、もう少し詳しく検討してみよう。

昭應縣（新豐縣、會昌縣）は、玄宗による

華清宮の大擴張に伴い、天寶六載（七四七）

に羅城が華清宮の北側に築かれ、西五十里（

二八キヤ）にある長安城東壁夾城との間に玄

宗潜幸のための複道が設けられた。この羅城

内には兩市が置かれ、活發な商業活動と城内

の活況が推測される。これは本縣城が玄宗以

下の度重なる行幸からも判るように、行宮と  
 いう特殊な性格を帯びていたことによる所が  
 大きい。<sup>(3)</sup> 宋代以降の臨潼縣城はこれを受け  
 ものであるが、口長安志四には城周その他  
 のテータが缺落している。一九八五、八六年、  
 現在も一部が残存している臨潼縣城殘牆九ヶ  
 所が調査され、版築位層が明確に異なる内外  
 二層構造の城壁であること、その内側の層が  
 唐代の版築であることが確認された。すなわ  
 ち、唐城牆の上及び外側に明初に重修された

城牆が重層していたのであって、その城周規模は唐城をそのまま繼承していたのである。

明らかとなった規模は、東壁六五六米、北壁

六二七米、西壁六〇〇米、南壁五八〇米で、

周二四六五米のほぼ正方形に近い平面プラン

を呈している。(4) 城周を唐里に換算すると四・

四里となり、京兆府管下の他の諸縣城の平均

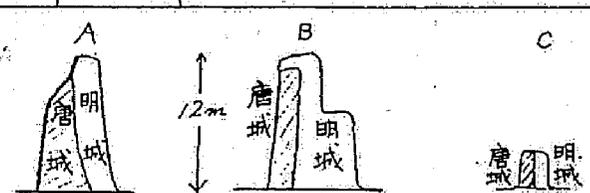
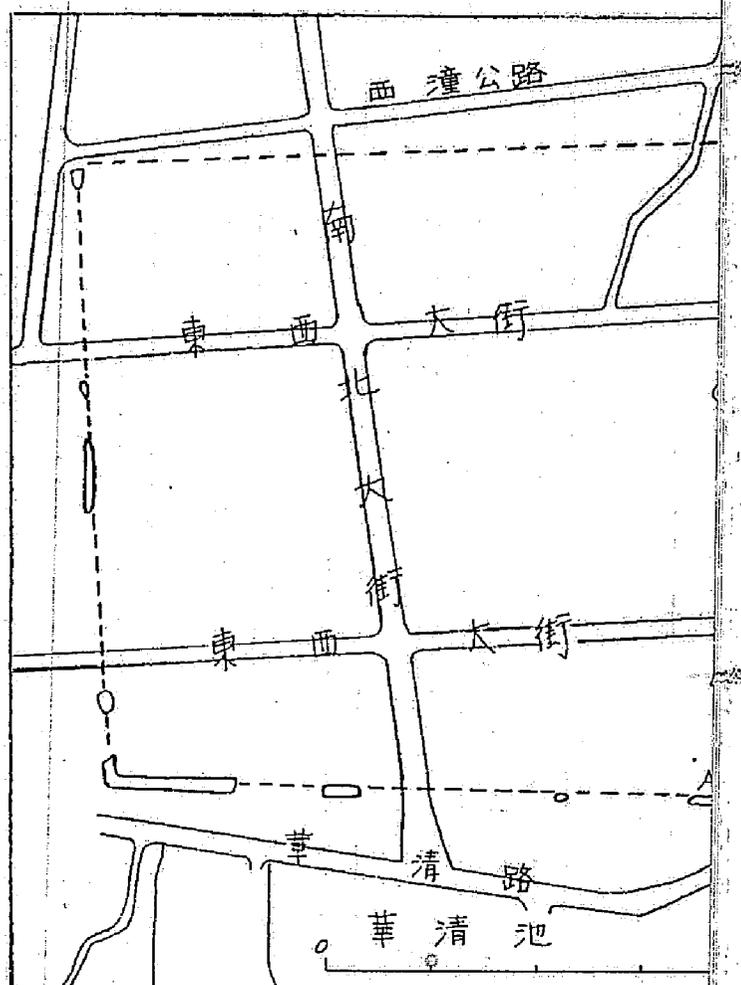
的規模にほぼ完全に合致する(圖1)。



建中二年（七八一）までの約二十年近くの間  
 の侵寇に對する戦略上の目的から築城さ  
 した(5)

鄠縣城は、廣徳元年（七六三）に吐蕃勢力

(図1) 臨潼県（昭応県）城址



縣衙は進駐してきた軍隊によつて占據され

てしまひ、縣令以下の官吏は佛寺に假住いし

て縣政處理を行なぬ收りなかつた。(6) 曰長

守志曰に云う二里二四歩の縣城は、この時以

來のものとして考へらる。廣徳元年以前の縣城

の規模等については殘念ながら不詳である。

武功縣城は貞元十五年(799)に「邑

を南里に改め、既に新城を成す」と見えると

とから、この移築も吐蕃對策の一環としての

より強固な城郭造成と見なすことが出来よう

○ 二山より先 貞元三年(七八七)九月には

神策軍三千の部隊が本縣城内に進駐してい

る。(8) 曰 長安志に云う三里ニニ〇歩の城郭は

この時以來のものと考えてよい。

奉天縣城は 羅城東北に子城が接する複郭

構造である。(9) 羅城は周十一里の規模で建中元

年(七八〇)の築城、城周五里四〇歩の子城

は 曰 長安志に五代後漢の乾祐年間(九四八

く五〇)に重修されたとあるから、やはり唐

代に既に存していたのである。恐らくこの子

城が元來の奉天縣城であり、羅城築城によつて子城と化したものであろう。羅城の築城又は増修は、その三年後の朱泚の亂による徳宗蒙塵を預言した術士桑道茂の言に従つたことであるが、やはりこの時期における吐蕃の京畿域内への連年にわたる侵寇がより重要な築城動機であつたと考へるべきであらう。

華原縣城は、曰長安志曰に據ると、羅城と子城、さらに夾城と羊馬城をも伴つたきわめて強固な城郭構造であつたことが知られる。

羅城は恐らく唐代のものであると考之らる  
 。子城、夾城、羊馬城は、唐末の軍閥李茂貞  
 が岐州鳳翔府に據つて華原縣域を合む長安西  
 郊の地を支配した時期、あるいはその前後の  
 時期に李茂貞と朱全忠との間で繰り返して華  
 原縣の地をめぐる爭奪戦が展開されておリ、  
 この時期にいはしかの勢力によつて築かれた  
 可能性が大である。<sup>(11)</sup> 外郭である羅城内部、あ  
 るいは羅城に外接して子城（牙城）が設けら  
 れる例は、藩鎮が割據する唐代後半期以降に

數多く見出し出すことが出来る。主として節度

使が鎮する使府州城に軍事上の理由から設け

られるのを常とする。しかし奉天縣で見

ように元來の城郭を圍繞する形で羅城が繁

か。その結果として元の城郭が子城と化す

例も少なからず存する。羊馬城は羅城外に設

けられた城高がせいぜい身長を上まぬる七・

八尺程度の簡便な土墻であるがこれを設け

ることによって羅城外と羊馬城との空間に激

撃兵力を配して著しく防城効果を高めること

が可能となる。平時には主として邊境城塞に  
 設けられるもので、一覽表に掲げた靈州  
 定遠城の羊馬城はまさしくその例である。未  
 た近年、新疆ウイグル自治區で調査された唐  
 代北庭都護府城では、羊馬城が確認された。  
 る<sup>(12)</sup> これは唐代の羊馬城として確認された今  
 のところ唯一の例で、北門の外側に「」字形に  
 張り出して城門部を圍繞する構造となってお  
 り、城門防禦を強化するため設けられる。月  
 城<sup>(1)</sup>、一層城を大規模にしたものを見出すこ

とが出来る。唐末五代の戦亂期になると、羊  
 馬城はより大規模化し、城郭全體を圍繞する  
 ものすら出現する。周四十二里という大規模  
 な成都城の羊馬城、ほぼ同規模の太原城の羊  
 馬城<sup>(13)</sup>などは、ともに五代期に出現したもので  
 ある。華原縣城にこのような羊馬城が存した  
 事實は、城郭防禦を格段に強化したものに  
 たいして、このように見えるべき背景があつたは  
 である。その築年が不詳であるため斷言は避  
 けなければならないが、唐代後期のものだとす

いば、やはり吐蕃對策と云うことにならう。

ところ、長安志曰所載の京兆府管下諸

縣の城濠に關するテ、夕、とくに濠の深さに

注目する必要がある。整屋縣城の濠深一丈三

尺(約四米)、奉天縣羅城の濠深一丈五尺(約

四、六米)、華原縣羅城の濠深二丈五尺(約七

、八米)など、縣城レベルの濠として、異常

と思える程深いことに氣附く。比較のため

宋代の例を擧げると、建康府城の濠深が一丈

五尺、撫州城が一丈、袁州城が四丈、南安軍

城（虔州南安寧縣）が一丈三尺、信州城が一丈  
 揚州城が一丈一丈一丈五尺、瀘州城が一丈  
 汀州城が一丈五尺、泉州城が二丈と、<sup>(4)</sup> 全て州  
 城レベルでのみ一丈以上の濠深が認められる  
 のである。さらに後世の明清城の場合でも三  
 米以上の濠深が判明するのは、太原城の四・  
 五・七・六米、順徳府城の四米、大名府城の  
 四米、鄆縣城の三米、泗縣城の五米、揚州城  
 の五・三米、應城城の四米<sup>(5)</sup> などと、きわめて  
 数少ない。華中や華南の城郭の多くは、自然

の水系を城濠として利用することが少な  
 く、濠幅、濠深とも華北のものに比して概し  
 て大型である。このように見てくると、唐代  
 京兆府管下のいくつかの縣城とリわけ長安  
 西面、西北面、北面に位置する縣城の城濠が  
 異常に深くさへいてゐる事實は、吐蕃騎兵に對  
 する防禦強化が意圖さへいてゐたと見て誤りな  
 かるう。

第二節 京兆府以外の州縣城郭

次に京兆府以外の、關内道に所屬する州縣  
について検討しよう。

華州郭下の鄭縣はその名が示すように、  
古之の鄭邑であり、この古鄭城が唐代の鄭縣  
城、つまり華州城の基礎になつてゐる。安史

の亂による混亂に乗じた吐蕃の京畿への侵襲  
、そして長安城まで陥さるゝ。この長安回復  
に大きな軍功をあげた周智光が華州に據つて

反亂をおこした際、彼は華州城内に自らの生  
 祠を建て、將吏百姓に祈拜させた。(66) この生祠の  
 殿宇が壯大なものであったので、亂が平定さ  
 れ、華州が回復されると、取り壊さずに改修し  
 て州舎、縣舎として再利用されることになつ  
 た。(67) ついで興元元年(七八四)、古鄭城を取  
 り込む形で羅城が新築されるが、その城周は  
 七里以上あったことは確實である。(68) 唐末の光  
 啓三年(八八七)から天復元年(九〇一)の  
 間、華州節度使であった韓建が「都門を剗製

し、嶽廟（西嶽廟）と崇巖にす。徒を倅いて  
 壘を繕し、食を賦して營を修す。（中略）凡そ  
 新城を築くこと若干尺、營舎を増構すること  
 若干間架<sup>(19)</sup> といふ大增修を加えている。「築  
 新城若干尺」とは城高を増したことを言うの  
 ことであらう。この直後の天復三年（九〇三）に  
 東西兩城が存した<sup>(20)</sup> こと、また五代後梁期には  
 外城という表現が見える。東城は興元元年築  
 の羅城、西城は故鄭城に據つた子城、すなわ  
 ち元來の華州城であると考之らる。外城は

言うまでもなく羅城である。

同州城は、大城、東城、外城からなる。大

城は北魏永平三年（五一〇）に築かれ、東城

は正光五年（五二四）に大城の東に接する形

で築かれた。従って、大城が同州城の主郭と

言うことになる。外城は西魏大統元年（五三

五）の築である。<sup>(2)</sup> 外城と大城・東城との位置

関係は不明であるが、その築年から考之ると

西魏の實力者宇文泰の霸府がここに置かれ

たことと無関係ではあるまい。唐代の同州城

は、北魏、西魏以來の複郭構造の城郭を繼承

したものと考えてよからう。三城の規模が不

明であるために斷言は避けねばならないが、

州治の置かれた大城以外は、必ずしも城内人

口は稠密ではなかつたと思われぬ。

岐州鳳翔府城は、元和二年（八〇七）に鳳

翔隴右節度使李勣によつて、砦壘完整にして

塙塗、縝密なる鼓角樓が新建された。本城

は、是より先、此の府に内城無く、重門無し

と、一という防城上の弱點を補完するたためである

その結果、上は以て鼙鼓を陳列す可く、  
 下は以て甲外を禁限す可し。近くは以て斯衆  
 を張皇す可く、遠くは以て大軍を戒勵す可し  
 し。と云う如き、大幅なる防禦強化となつたと  
 言ふ<sup>(22)</sup>。單に鼓角櫓が新建さしただけではなく  
 櫓の臺基としての城門部が一段と強化さし  
 たものであろう。時期から考之ると、やはり  
 長安西面の對峙蕃最前線としての戰略的要請  
 に基ぐくものと考之らる。五代期になると  
 東西關城の存在が知られる<sup>(23)</sup>。關城と下城

郭防禦上の最大の弱點である城門部分を取リ  
 圍む形で城外に張り出して築かゝる防禦壁で  
 ある。軍事的必要性ととも、城門外の市街  
 地化によつても築かゝることが少なくなひ。  
 流通經濟が次第に活發化してくる唐代後半以  
 降、主要街道に沿つた州縣城では城門外鄰接  
 地に各種の常設店舗街が形成され、城内にお  
 ける坊市制や夜禁制といつた都市機能の時間  
 的、空間的な制約を補完する形で城門外の市  
 街地化が進行する。このような城門外の市街

地化した所をあらためて城壁で圍み込  
 成  
 立する關城も少なくない。一般的には  
 既存城  
 郭の城門外を三方に圍む形をとるが、  
 既存城  
 郭から少し離れて獨自の四周をもつ  
 關城もま  
 ち  
 存在する。岐州城の城郭及び城濠が  
 一  
 城塹卑  
 淺<sup>(24)</sup>であつたことから、五代期の岐  
 州城東西  
 關城は、護城、月城、あるいは羊馬  
 城等と同  
 じく、城門防禦を強化する目的で築  
 かしたも  
 のであることは明らかである。

龍州城は、大曆二年(七六七)に新築さ  
 れた

たことが判るが<sup>(25)</sup>、この以前に城郭が無かつた  
 とは考之らぬ。この時期に大幅な増修が加  
 之られたと解すべきであらう。しかし貞元  
 年間にはしほしほ吐蕃軍の侵寇にさらされ、  
 貞元三年(七八七)九月には、四日間の包圍  
 攻撃の末に降服開城した。城内に入った吐蕃  
 軍は民舎を焼きはらった。ただけでなく、城壁を  
 破壊した。<sup>(26)</sup>長安方面を指向する吐蕃の侵寇ル  
 ートの一つが隴州經由の道筋に當るからであ  
 る。従つて大曆二年の州城新築も、對吐蕃

戰略の一環であることは明らかである。

涇州臨涇縣城は、州治涇州の西北八〇里（

約四五キロ）に位置する。本縣城は、元和三

年（八〇八）に部將郝泚の獻策をうけた涇原

節度使段佑によつて大幅な修築が加えられた。

臨涇の地は洛（川）口を扼し、其の川は

饒利息蓄を絶つ。其の西の大野は走戎の道に

して、曠きこと數百里。其の土は乃ち流沙に

して、水草を出す能う無し。當に渉るべき春

は盡く疲れ、即ち臨涇に屯して休養の便地と

爲す。願くは城を以て之に控うれば、其の來  
 るを艱かたくす可(28)し。といふ臨涇縣城の立地す  
 なめあ。吐蕃入寇の主要ルートである靈州才  
 面から南下して京畿中心部に至る場合の經由  
 必須の地が臨涇縣なのである。靈州から南下  
 するルートは、唐側の防衛ラインは手薄であ  
 るものの、牧草及び水がきわめて乏しい半砂  
 漠地帯を數百キロも縦断せねばならず、防禦示  
 態勢の強固な京畿心臓部へ侵襲する際には  
 この半砂漠を強行突破して疲弊の極にある馬

二十分な牧草を食ませ休養させぬ。十全存  
 る戦力として期待出来な。まさにこの點を  
 郝泚は適確に見抜いて築城を進言したのであ  
 る。この時期における臨涇縣城の改修はま  
 さしく吐蕃對策であることは、まはや贅言を要  
 さないであらう。

原州城は、大曆八年（七七三）以前に吐蕃  
 攻陥され、その城郭はかなりの破壊を被つ  
 た。その後、貞元三年（七八七）十月、  
 又仁故原州城を修し、其の大衆ここに屯す。

とあるように、京畿中心部への侵寇中継基地として、吐蕃の剽が一定の修復を加えて駐屯してゐるのである。既述の涇州臨涇縣城が唐剽によつて改修されてゐるとは全く逆に、吐蕃剽が靈州方面から侵寇する場合の人員休養のための基地として再利用されてゐることが判る。

寧州城は五代の事例であるが、後梁の牛知業によつて戦亂で荒廢した城の再建がなされた。同時に子墻なる子州が新築されてい

る(31) 子城(牙城)のここと考之られる。

慶州城はやはり五代初の後梁開平三年(

九〇九)時點で南城の存在が知られる(32) 南城

とあるからには北城等が存していたはずで

複郭構造の州城であつたと想定される。

延州城は河をよさんで東西二城からなつ

ていた。東城が子城(牙城)的機能をもつて

いたと考之られる(33) 五代初めに鄜延節度使高

萬興(34)によつて南北東門外に三關城が附設さ

てゐる(34) 延州城の三關城は土地板及び設置

時期からして軍事目的が優越したものと考  
 られる。東西兩城間には深い溝壑が横た  
 っている。南北東の三關城は當然  
 東城に設けられたものである。

延州豐林縣城は、後述の夏州城と同じく、  
 五胡期の赫連勃勃によつて築城された強固な  
 城郭である。沈括はこの城郭について「緊密  
 たること石の如く、之を斫らば皆な火出ず。  
 其の城は甚しくは厚からず。但だ馬面極めて  
 長く、且つ密なり。予、親しく人をして之を

歩ましむるに、馬面皆平長さ四丈（約一・二、  
 五米）相い去ること六七丈（約一・八・七〜二  
 一・八米）。其ハ馬面密なれば、則ち城は太だ  
 厚きを須（要）すと記している。このよくな馬面  
 の張り出しを一定間隔ふとに設けることによ  
 って、城下に通る敵兵に對する城壁上からの  
 防城攻撃に死角が生じないという大きな効果  
 が生れ、その結果として城壁本體をさほど厚  
 くせずにもすむのである。

靈州定遠軍城は、景龍中（七〇七〜一〇）

二軍が置かれ、ついで先天二年（七一三）に

城壁が築かれた純然たる邊防の軍鎮で、開元

年間には周十四里の羊馬城が築かれています。<sup>(36)</sup>

恐らくは、邊防強化のために開元二十四年

（七三六）、靈州（靈武）を鎮所とする朔方

節度使が新設された前後のことであろう。

鹽州城は貞元三年（七八七）に吐蕃に攻

陥された際、城門や民舎は焼かれ、さらに城

壁も破壊された。鹽州の立地は、西北に靈州

東北に夏州、銀州を控え、この地で吐蕃の

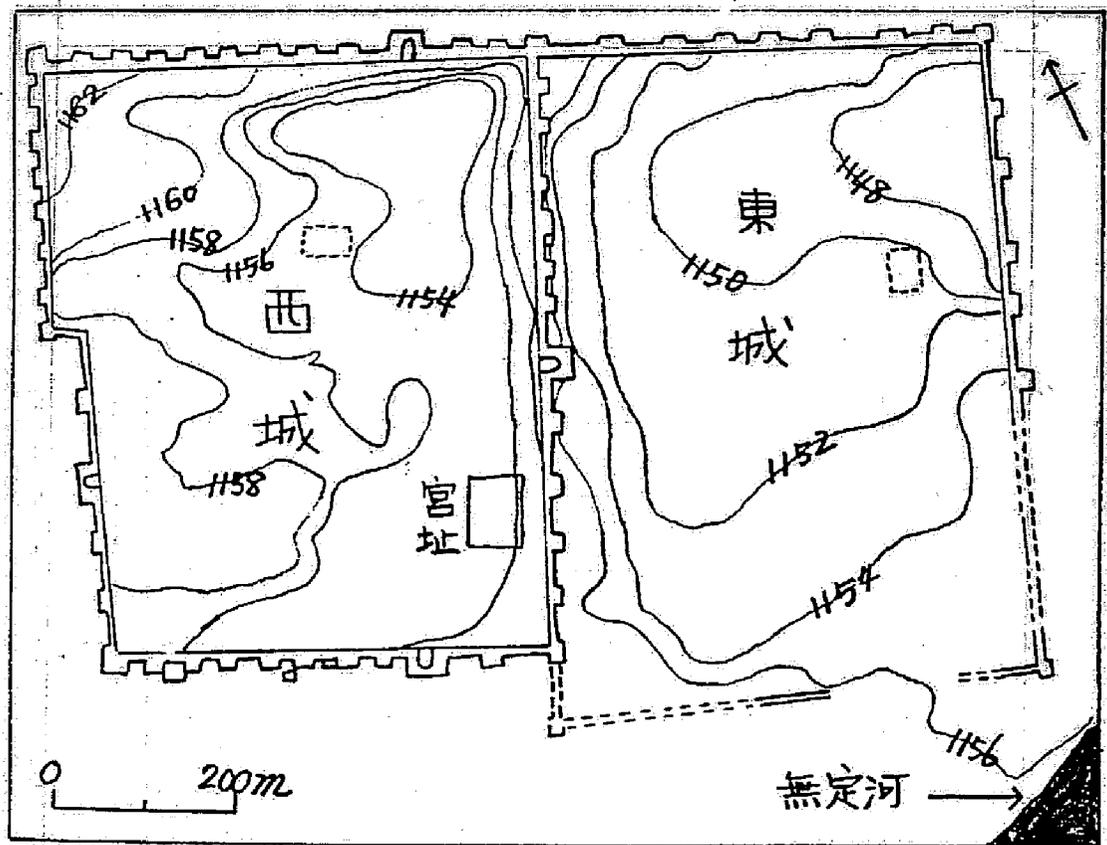
南下を阻止出来ないと、一氣に慶州・寧州、  
 涇州方面への南侵を許すことになり、きめめ  
 て重要な戦略要地であった。そのため貞元  
 九年に大軍を派遣して臨戰體制のもとで城郭  
 の再建がなされた。中央の神策軍及び朔方節  
 度使以下數鎮から三萬五千の兵力が動員され  
 て再建現地に配備され、内六千人が版築等  
 築城の働に充てられ、二〇日間の突貫工事  
 で再築されたのである。しかし、八年後  
 の同十七年に再び吐蕃によって攻陥される。

前にまて追い込まれ刺史が城を棄てて脱出  
 する事態に至つている。<sup>(38)</sup> 元和年間には一應唐  
 によつて回復さへはするがその後もしほし  
 吐蕃の攻撃にさらさへ續けることになる。

夏州城は五胡期の赫連勃勃が築いた統萬  
 城であり唐代から五代に至るまて夏州治と  
 して繼承さへた城郭である。赫連勃勃がたて  
 た國號大夏に因む州名であることは言うまて  
 もない。「堅きこと鐵石の如く、斷鑿するも  
 入る能はず」という強固な城壁を誇つたが<sup>(39)</sup>

しほしほ吐蕃の攻撃にさらされ貞元二年  
 三年と連年にわたって陥さへている。<sup>(40)</sup> 近年の  
 調査によると、東西兩城と外郭城から存るこ  
 とが確認されていゝる。東城は城周二五六六米  
 (唐里換算四・六里)、基濶六・一・二米、西城  
 は城周二四七〇米(同四・四里)、基濶一六米  
 地表面における残高はともに二・一〇米、  
 各面には五五〇七二米間隔で馬面が設けられ  
 ている。そして注目すべきは、馬面の張り出  
 しが一六・四米もあり、明らかに城壁より毛

厚い點である。東西兩城はその北の東西壁土  
 を共有する形で接し、北壁は同一線上にある  
 馬面の張り出しや城内での宮址の確認など  
 から、まづ西城が築かれた後に西城に接  
 して東城が築かれたことは明らかである。外  
 郭城はこの東側に東城を包み込む形で構築さ  
 れているようであるが、地表での残存が少な  
 く、形状や規模は不明である。東西兩城の城  
 内からは多数の瓦當その他が表面採取され、  
 本格的な發掘は未だなされていなく、その中には



(図2) 統万城 (夏州) 址

既	查	夏	2	て	見	花	存	ふ	は
述	結	州	。	い	い	文	唐	る	少
の	果	城		る	出	瓦	代	典	な
延	と	の	こ	(4)	さ	當	の	型	か
州		調	の	圖	い	が	薄	的	ら

豊林縣城に關するは、夢溪筆談の記事とがき  
 めめて符合することが注目される。ともに赫  
 連氏による築城であれば、いはば當然である  
 と云えるが、きわめて強固な版築による城壁  
 構造とくに馬面の窓なる設置と厚い張り出  
 し、それによつて可能となつた城壁本體の比  
 較的薄い構造など、全く同一の築城プランに  
 基づくものであることが判明する。この程の  
 十分なる防城施設を有しながら、二度にわた  
 つて吐蕃に攻陥されてゐるのは、唐創の守城

戦力の質が著しく劣悪であったことを物語ると言わざるを得ないであろう。

緋州城は貞觀元年（六二七）に築かれた

城周四里二〇歩（約二五五〇米）、東面は

高さ八〇尺（二五米）、西面は一四〇尺（四三

・五米）、南面は四〇尺（一三・五米）、北面は

一三〇尺（三七・三米）でともに石崖とある

から<sup>(42)</sup>山の北西斜面の自然地形を利用した山

城的な城郭である。そのために州城としてほ

城周四里半強というかなり小規模なもので

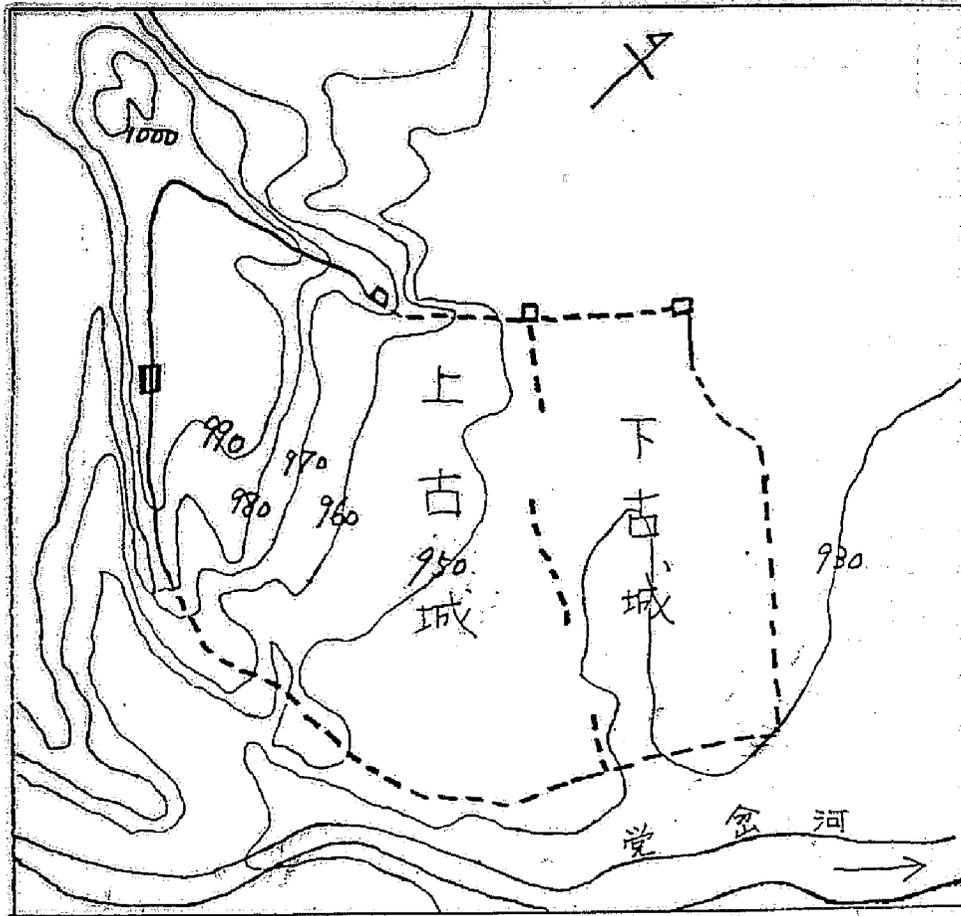
中下クラスの縣城規模に相當するものとなつて  
 いる。これは貞觀初のこの地での築城目  
 的がもつぽう軍事的なものであつたことによ  
 ると考之られる。すなわち、隋末以來の群雄  
 梁師都がこの方面で自立してあり、その平定  
 のために築かれたものだからである。以後、  
 唐代を通じて綏州治となる。

銀州城は、五胡期の前秦苻建によつて築か

れたものである。<sup>(43)</sup>近年の調査によると、無定

河と其の支流明堂川の合流地點に立地し、城

周は一五八三、三米（唐里換算二、八里）で  
 不整形、上古城（西城）と下古城（東城）が  
 接した複郭構造である。基濶は九〜一〇米  
 残存城高は六〜八米。北壁に四ヶ所の幅四米  
 の馬面が確認されていゝる。東側を南流する無  
 定河に沿って築かれ、地勢は東南部が最も低  
 く、西北部が最も高く小丘を包み込んだ形を  
 なす。その高低差は六〇〜七〇米にも及ぶ<sup>(44)</sup>。  
 やはり邊防要塞として性格の強い州城であ  
 る。既述のようにな、貞元二年に於ける吐蕃の



(図3) 銀州城址

大	攻	勢	に	際	し	て	同	年	十	一	月	に	鹽	州	城	が	十	二	月	に	休	夏	州	城	が	續	い	て	陥	落	し	つ	い	で	同	月	に	銀	州	城	も	陥	落	し	て
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

る。この時の銀州は「素より城壁無し」とい  
 う状態であったから、調査報告にいう銀州城  
 址は、これ以後に築かれたものであろうか（  
 圖 3）。

麟州城は、天寶元年（七四二）に勝州南半  
 の地を割いて新置された州の州治である。<sup>(46)</sup>本  
 州城も貞元二年及び十七年（八〇一）の兩度  
 にわたって吐蕃に攻陥された。とくに十七年  
 の時は「其の城郭を夷れさめてしまつてい  
 る」<sup>(47)</sup>。

勝州城も 近年の調査でその平面プラン等

についてかなり具體的諸相が明らかになつた(49)

調査報告によると、黄河南岸の黄土臺地上

に立地し、一、五號城址からなる。西北の二

、三號城址は明代のもので、東西に接した一

、五號城址が唐城である。一號城址に内包さ

れた四號城址は子城と見られる。唐城である

一、五號城址は、城周四三八七米(唐里換算

七、八里)一號城址の西壁は残高八米、基

濶二二・五米、南壁の残高一五米、基濶三三

米  
び  
あり

本  
來  
は  
き  
め  
て  
高  
く

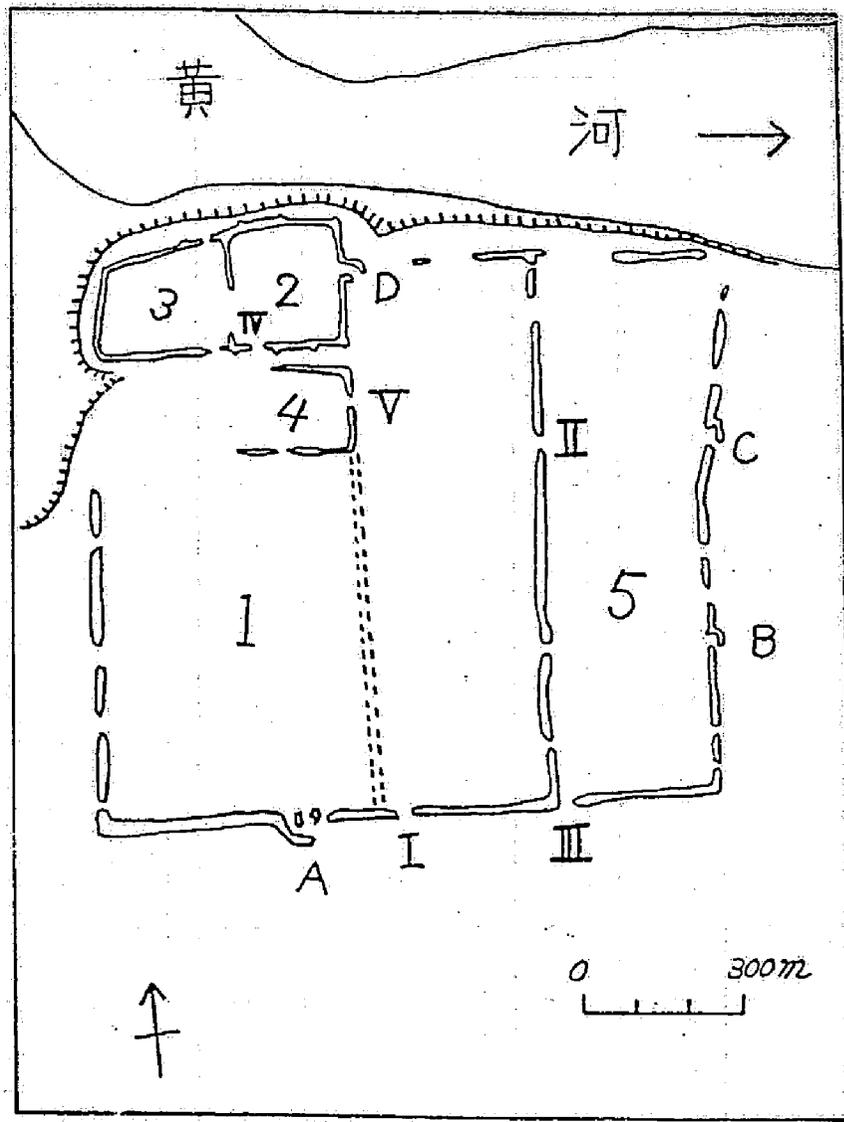
か  
つ  
厚  
い  
城

米

五  
號  
城  
址  
東  
壁  
の  
残  
高  
二  
米

基  
間

二  
二  
五



(図4) 勝州城址

壁であつたことが判る。馬面は確認されてい

ないが、南門（A）、東門二門（B・C）では

瓮城、つまり甕城構造が明らかに認められる

強固な防城施設を備えていたことが知られる

。事實 唐代後半期にはやはりほしほ吐

蕃の攻撃を受けているのである（圖4）。

結語

唐代關中道南部は、古來、關中の地として

しほしほ政治的中樞とさへてきた。そは攻  
 るに難く守るに易いという戦略上の利點が  
 第一義とさへてきたからである。確かに唐代  
 においても前半期にあつてはこの地の地理  
 的利點はそれなりに機能し得た。しかしなが  
 らこのような地理的利點はもっぱら對内  
 的及び對北方游牧勢力を主眼とした場合に有  
 効性が生ずるものであつて西及び西北方面  
 からの攻勢に對しては意外と脆弱であること  
 が安史の亂以後の後半期に存ると靈呈する

ことになつた。吐蕃勢力の攻勢がそのいである  
 關内道に於ける諸州縣とつゆけ長安西面  
 及び西北面に位置する州縣が頻繁に吐蕃の攻  
 勢に脅され、かつ攻陥される事態となつた。結  
 果、この州縣城郭は移築され、再築され、  
 防禦力強化を圖るなど、行政據點としてより  
 も、もつぱら軍事據點としての性格を強めて  
 いかぶるを得なくなつた。安祿山の反する  
 に及んで、邊兵の精銳なる者皆を徵發入援す  
 之を行營と謂う。留まる所の兵は單弱にし

α

て 胡虜稍や之を蠶食す。數年の間、西北數  
 十州相繼いで淪没し、鳳翔より以西、邠州  
 以北、皆な左社と爲れり<sup>(49)</sup>。あるいは「  
 の後、吐蕃、我が間隙に乘じ、日三とに邊城  
 に蹙る。或は虜掠傷殺を爲し、或は轉た溝壑上  
 に死す。數年の後、鳳翔の西、邠州の北、盡  
 く蕃戎の境たりて、湮没する者數十州<sup>(50)</sup>とい  
 う有様となつたのである。  
 さらに廻紇との關係が、關内道北部の戰略  
 的、重要性と複雑さを増すことになつた。周知

のように、安史の亂鎮壓に廻紇兵力を利用し  
 て以來、その功を恃んで關内道北部や河東道  
 北部方面での彼等の掠奪的行爲は目に餘るも  
 のがあつた。對吐蕃戦力として再び廻紇を軍  
 事的に利用する事態となると、唐倒は彼等を  
 もつぱら懐柔策によつて處遇せざるを得ず、  
 彼等の動向には多大の關心がはらわれること  
 になる。元和九年（八一四）夏州の北方、  
 略軍城内に新宥州治が置かれ、新宥州からは  
 るが北方、黃河北側、天德軍城までの館驛が

整備されたのは、その具體的表わいである。  
 廻紇の動向に關する情報は、從前には太原か  
 ら蒲津橋經由で長安にもたらさせ、長時間を  
 要して事宜を失することが多かつた。それに  
 對して、新たなルートでは天德軍から長安まで  
 のおよか四日で情報が傳達されることになつた。  
 のである。<sup>(51)</sup> 廻紇問題もまた、長安の都城とし  
 ての立場を著しく不安なものにしたのである。  
 唐代後半期における關中道のこのような新

しい情勢は、政治中樞長安がもはや安全な環  
 境ではなくなりつつあることを示してゐる。  
 要するに、都城の立地として、天下の中心で  
 あるべき理念的、觀念的な地が、地理的邊境  
 への進行という現實の前に、大きく認識を改  
 めぬばならなくなつたと言ふよう。五代・宋  
 以後、この地が再び政治中樞となることはな  
 い。その背景として、財政的、經濟的な比重  
 の低下だけではなく、唐代後半以降における  
 この地の邊境化という視點を見落すことは出

來  
た  
い  
で  
あ  
ら  
う。

## 第四章註

(1) 曰 舊唐書 曰 卷三八 地理志一

(2) 加藤繁 「宋代に於ける都市の發達に就いて

」 曰 支那經濟史考證 曰 上 一九五二 斯波

義信 「宋代の都市城郭」 曰 中嶋敏先生古稀

記念論集 曰 下 一九八一 のち 曰 宋代江南

經濟史の研究 曰 所收 一九八八 とともに

一部は唐代築としながらも 宋城として扱

められている。

(3) 曰 長安志 曰 卷一五 曰 文苑英華 曰 卷八〇五

6.

喬潭「會昌主簿廳壁記」  
冊府元龜卷

一五九帝王部·革弊一·天寶九載條·前篇

第二章參照

(4) 駱希哲「唐昭應縣城調查」  
文博 一九八

八一三一

(5) 資治通鑑卷二二三廣德元年十二月條

築城於鄠縣及中渭橋屯兵以備吐蕃以駱

奉仙為鄠縣築城使遂將其兵

(6) 集古錄目卷八一復鄠縣記(中略)代宗

之初吐蕃數寇京輔使李抱玉屯兵備之

其裨將何德願以陳鄭兵屯鄠縣長史寄寓佛

寺德宗即位詔德願移屯鳳翔復鄠縣如

故碑以建中二年立

(7) 曰唐柳先生集卷二六武功縣丞廳壁記

(8) 曰舊唐書卷一九六下吐蕃傳下

(9) 曰長安志卷一五奉天縣條古羅城東北

至子城西門外自北三面有城墻

(10) 曰唐會要卷八六城郭條(建中)四年十

月上澣難于奉天初術士桑道茂奏請城

奉天為王者之居至是方驗資治通鑑

曰卷二二六建中元年六月條一術士桑道茂上

言一陛下不出數年、暫有離宮之厄。臣望奉

天有天子氣、宜高大其城以備非常。辛丑、

命京兆發丁夫數千、雜六軍之士、築奉天城

。（胡注）考異曰、舊傳云、（中略）今從實錄

及崔庭光幸奉天錄。

（一）曰一資治通鑑一卷二六八一後梁乾化元年三月條

岐王（李茂貞）募華原賊帥溫韜以為假子

、以華原為耀州、美原為鼎州、置義勝軍、

以韜為節度使、使帥郟、岐兵寇長安。一子

た 新五代史 卷四十 溫韜傳 參照

(12) 中國社會科學院考古研究所新疆工作隊 新

疆吉木薩爾北庭古城調查 (考古 一九八

二 一 二)

(13) 全唐文 卷八九一 李昊 創築羊馬城記

及び第五章 唐代太原府城の規模と構造

レ 參照

(14) 前掲斯波論文 參照

(15) 石割平造 支那城郭ノ概要 (參謀本部

一九四〇) 本書には一〇三城の各種示

夕が克明に記さしているが、全ての城郭に  
ついて濠深が示さしている譯ではない。  
お 本書の英譯縮印版がB.H. Watlacker etc.

"Chinese Walled Cities: A Collection of Maps  
from Sina Tokoku no Gaiyo" The Chinese Univ.  
of Hong Kong, 1979である。

(16) 旧唐書 卷一 四 周智光傳 於(華)州

郭置生祠、俾將吏百姓祈禱 新唐書 卷

二 四 上 叛臣傳 上 周智光傳 自立生祠、俾

其下禮饗

(17) 文苑英華口卷八〇六梁肅一鄭縣尉廳壁記

廣德中一以賊臣周智光以河潼叛一放暴

兵藝官寺一且脇誘將吏一生立己祠一而棟宇

斯崇一及王師致誅一牧民者從便宜而重改作

乃刷滅凶慝之遺塵一徙二治焉一

(18) 元和郡縣圖志口卷二華州條一古鄭城一在

(鄭)縣理西北三里一興元元年一新築羅城

及古鄭城一並在羅城內一

(19) 司空表聖文集口卷六一華帥許國公德政碑

而又勅製都門一崇巖嶽廟一儻徒繕壘

賦食修營。皆役不奪農。悅能集事。凡築新

城若干尺。增構營舍若干間架。又添主客軍

額若干人。

(20) 資治通鑑 卷二六三天復三年正月丙午條

是日青州牙將張居厚帥壯士二百將小

軍至華州東城。知州事龔敬思疑其有異。剖

視之。其徒大呼。殺敬思。攻西城。同卷二

七一後梁貞明六年八月條。晉人分兵攻華州

、壞其外城。

(21) 賈耽 郡國縣道記 漢唐地理書鈔 所

收一 同州所理 卽後魏永平三年 刺史安

定王元燮所築 其東城 正光五年 刺史穆

弼築 西與大城通 其外城 大統元年 刺

史王熊築

(22) 曰 文苑英華 卷八 九章慶復 鳳翔鼓角樓

記 先是此府無內城 無重門 廳事之階

才隱內屏 旌門之次 迫於通道 大將軍

鼓角置於郭 宴飭而安 積有歲矣 (中略)

君子曰 大哉斯樓之作 上可以陳列擊鼓

下可以禁限中外 近可以張皇斯衆 遠可以

戒勵大軍。(中略)樓成二日。我公與護軍中

置人洎賓僚，偕登而閱之。(韋)慶復仰而

歎曰。(中略)壁壘完堅，圻塗纘密，人不偷

也。繩墨修整，苦窳不用。法至行也。

(23) 資治通鑑曰卷二七九後唐清泰元年三月條

乙卯，諸道兵大集於鳳翔城下攻之。克東

西關城，城中死者甚衆。丙辰，復進攻城。

期於必取。鳳翔城塹卑淺，守備俱乏。同

卷二八八後漢乾祐元年十月條。戊寅。(王)

景崇遣兵出西門，趙暉擊破之，遂取西關城。

景崇退守大城。

(24) 前注 (23) 曰 資治通鑑 曰 卷二七九參照。

(25) 曰 寶刻類編 曰 卷三 新築隴州城記 邵說撰

八分書 大曆二年十一月 但 碑目

のみで、碑文内容は全く不詳である。

(26) 曰 舊唐書 曰 卷一九六下 吐蕃傳 貞元三年九

月 賊自是每日令遊騎千餘至隴州 州兵不

敢復出。凡四日 圍中絕水 援軍不至 賊

又積柴城下 將焚之 (王) 仙鶴遂降於賊。

賊並焚廬舍、毀城壁、虜士衆十三四、收丁

壯棄老而去。

(27) 曰唐會要曰卷八六城郭條曰元和三年涇原

節度使段佑請修臨涇城。在涇州北八十里

以拒犬戎之衝。詔從之。

(28) 曰沈下賢集曰卷十一曰臨涇城碑曰臨涇之

策跡於郝泚貞元年泚為涇將德於軍

軍中皆推其公嘗從壯數百騎出捕野還

白於帥曰臨涇地扼洛口(原注)有洛川在

涇州西北盡於臨涇其川絕饒利息蓄其

西大野走戎道曠數百里其土乃流沙

無能出水草。當涉者盡疲。即屯臨涇為休養。

便地。願以城控之。可艱其來。

(29) 曰舊唐書曰卷一一八元載傳大曆八年蕃

戎入邠寧之後。朝議以為三輔已西。無襟帶

之固。而涇州散地。不足為守。(中略)(元

載)指畫於上前曰。(中略)原州當西塞之口

接隴山之固。草肥水甘。舊壘存焉。吐蕃

比毀其垣墉。棄之不居。

(30) 同前卷一九六下吐蕃傳下(貞元三年十月

自是賊之騎常往來涇邠之間。諸城西門莫

敢啓者。賊又修故原州城。其大衆屯焉。

(31) 曰全唐文卷八二九李昉啓。柱國牛公。知

業。新築州城。創建公署。記。此州之公署。廡

宇郵亭。自建州之始。迄今。載祀遠矣。本悉

在交牆之西。中阜之上。比年以來。飛藪縱

燎。煨燼之末。繼加毀折。至是略盡。(中略)

於是爰度隙地。筵彼荒榛。畫斯子牆。才必

中矩。(中略)新子州之南埤。建門臺之高觀

。為鳴鼓吹角之所。

(32) 曰資治通鑑卷二六七。後梁開平三年十一月

條〔鎮國節度使康〕懷貞等所向皆捷克寧

衍二州拔慶州南城刺史李彥廣出降

(33) 同前卷二八六後漢天福十二年(九四七)二

月條〔延州錄事參軍高允權〕萬金之子也

彰武節度使周密闇而貪將士作亂攻之

密敗保東城衆以允權家世延帥推為

留後據西城(中略)三月辛卯高允權

奉表來降帝諭允權聽周密詣行在密遂棄

東城來奔古舊五代史古卷一二五高允權傳

〔晉開運末〕以周密為延帥延有東西二城

其中限以深澗。及契丹犯關。一日。州兵

亂攻密。密固守東城。

(24) 曰 夢溪筆談口卷二四雜誌一 延州今有五城

說者以謂舊有東西二城。夾河對立。高萬

興典郡。始展南北東三關城。予因讀杜甫詩

云。五城何迢迢。迢迢隔河水。延州秦北戶

關防猶可倚。乃知天寶中已有五城矣。但

沈括が杜甫詩を引いて。唐天寶期にす

で延州は五城からなっていたとすゝるのほ

誤りである。この五城は。朔方節度使管下

の定遠軍城、豐安軍城、東・中・西三受降

城の北邊五城寨である。

(35) 曰 夢溪筆談曰 卷十一 官政一 延州故豐林縣

城、赫連勃勃所築、今謂之赫連城、緊密如

石、斲之皆火出、其城不甚厚、但馬面極長

且密、予親使人步之、馬面皆長四丈、相去

六七丈、以其馬面密、則城不須太厚、人力

亦難攻也。

(36) 曰 元和郡縣圖志曰 卷四 靈州條 定遠廢城

在州東北二百里、(中略) 先天二年、郭元振

以西城遠闊，豐安、鄯、瓜、中、間千里無城，烽

埃、香、渺，故置此城，募有健兵五千五百人以

鎮之。其後信安王禕更築羊馬城，幅員十四

里。

(37) 曰：唐大詔令集，卷九九，「城鹽州詔」，「前略」

宜令左右神策軍及朔方、河中、絳、邠、寧、慶兵馬

副元帥渾瑊（中略）各於所部簡擇馬步將

士，合參萬伍千人同赴鹽州。（中略）應所

板築及緣修城雜役等宜共取六千人充。其

餘將士皆列營布陳，戒嚴設備，明加斥埃

以警不虞。(下略) 光 9 他 曰 唐會要 曰

卷八六城郭條 曰 資治通鑑 曰 卷二三四貞元

九年二月條 曰 舊唐書 曰 卷一九六下吐蕃傳

參照

(38) 曰 資治通鑑 曰 卷二三四貞元十七年十月條 曰

戊午 鹽州刺史杜羔先棄城奔慶州。(明注)

為吐蕃所逼也。鹽州修築距是年纔八年。

(39) 曰 元和郡縣圖志 曰 卷四夏州條 曰 至晉末 赫

連勃勃於今州理僭稱大夏。(中略) 自稱天王

於朔水之北 黑水之南 營起都城 即今

州理是也。名曰統萬城。口資治通鑑口卷二

七八後唐長興四年（九三三）七月條一安從

進攻夏州。州城赫連勃勃所築，堅如鐵石。

斷鑿不能入。

(40) 口舊唐書口卷一九六下吐蕃傳下。

(41) 陝西省文物管委員會「統萬城址勘測記」口

考古口一九八一（三）。

(42) 口元和郡縣圖志口卷四絳州條一州城，貞觀

元年築。實中，四面石崖，東面高八十尺，

西面高一四十尺，南面高四十尺，北面高一

百二十尺。周迴四里二百步。

(43) 同前卷四銀州條。苻秦建元元年。自驄馬城

巡撫戎狄。其城即今州理城是也。(中略) 隋

末陷於寇賊。貞觀二年。平梁師都。於此重

置銀州。

(44) 戴應新。銀州城址勘測記。(口) 文物。一九八

〇一八。

(45) 口 賀治通鑑。口 卷二三。貞元二年十二月條。

吐蕃又寇夏州。亦令刺史托跋乾暉帥衆去。

遂據其城。又寇銀州。州素無城。吏民皆潰。

吐蕃亦棄之。又陷麟州。曰舊唐書曰卷一

九六下吐蕃傳下一十二月陷夏州刺史拓

拔乾暉率衆而去。復據其城。又寇銀州素

無城壁。人皆奔散。

(46) 曰元和郡縣志曰卷四麟州條。

(47) 前注(45) 曰資治通鑑曰卷二二六貞元十七年

七月條一己丑吐蕃陷麟州殺刺史郭鋒。

夷其城郭。掠居人及党項部落而去。曰舊唐

書曰卷一九六下吐蕃傳下一十七年七月吐

蕃寇鹽州。又陷麟州。殺刺史郭鋒。毀城隍。

大掠居人、驅党項部落而去。

(48) 李作智「隋唐勝州榆林城的發現」(口)文物

一九七六一二

(49) 口資治通鑑口卷二二三廣德元年(七六三)

七月條

(50) 口舊唐書口卷一九六下吐蕃傳下

(51) 口元和郡縣圖志口卷四新宥州條「至(元和

九年五月、詔復於經略軍城置宥州、仍為上

州(中略)又頃年每有回鶻消息、常須經太

原取驛路至闕下、及奏報到、已失事宜。今

自新宥州北至天德、置新館十一所、從天德

取夏州乘傳奏事、四日餘便至京師、王北辰

一唐代長安—夏州—天德軍道路考、(一) 歴史

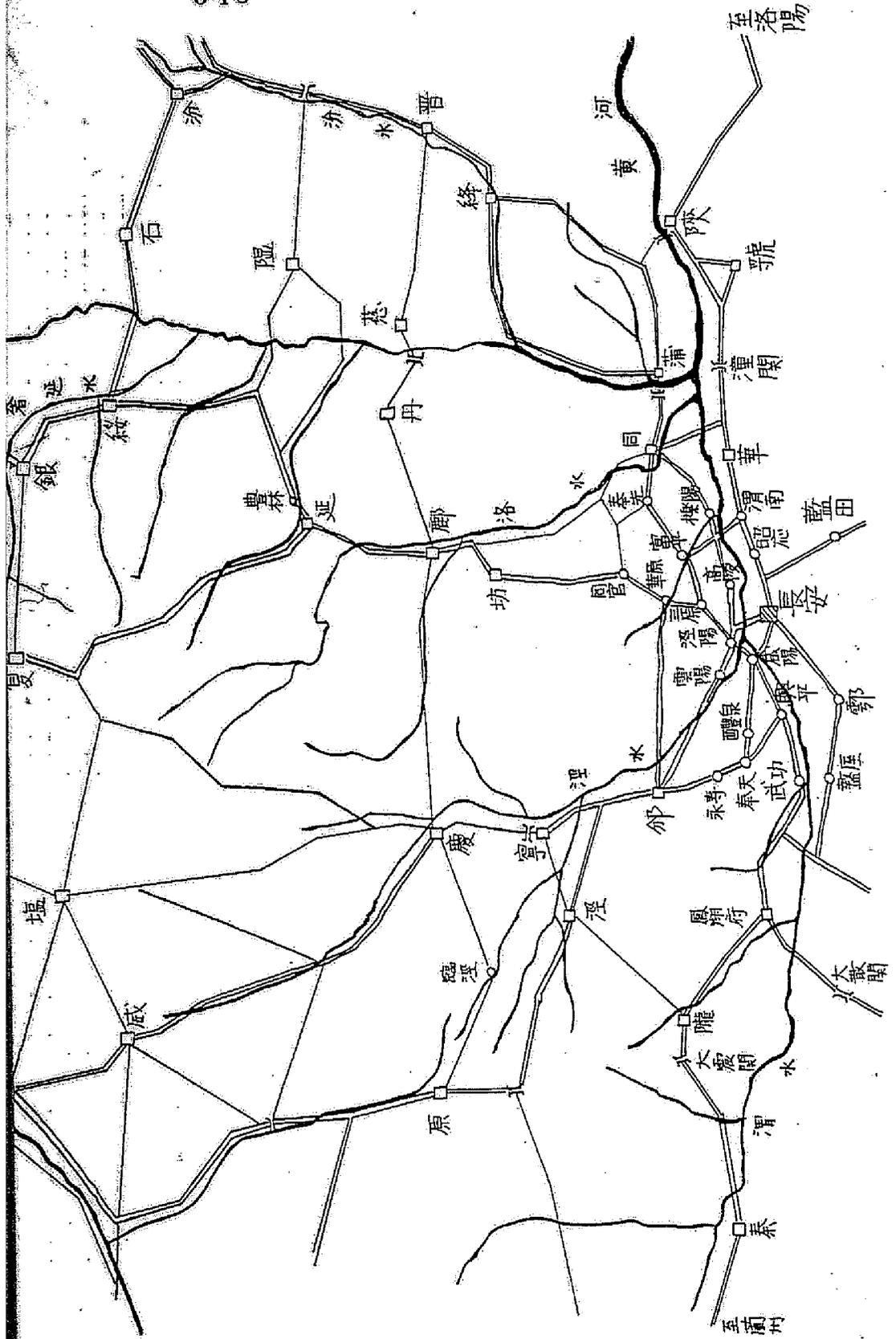
地理、第九輯、一九九〇、参照

附圖は、嚴耕望、唐代交通圖考、(中央研

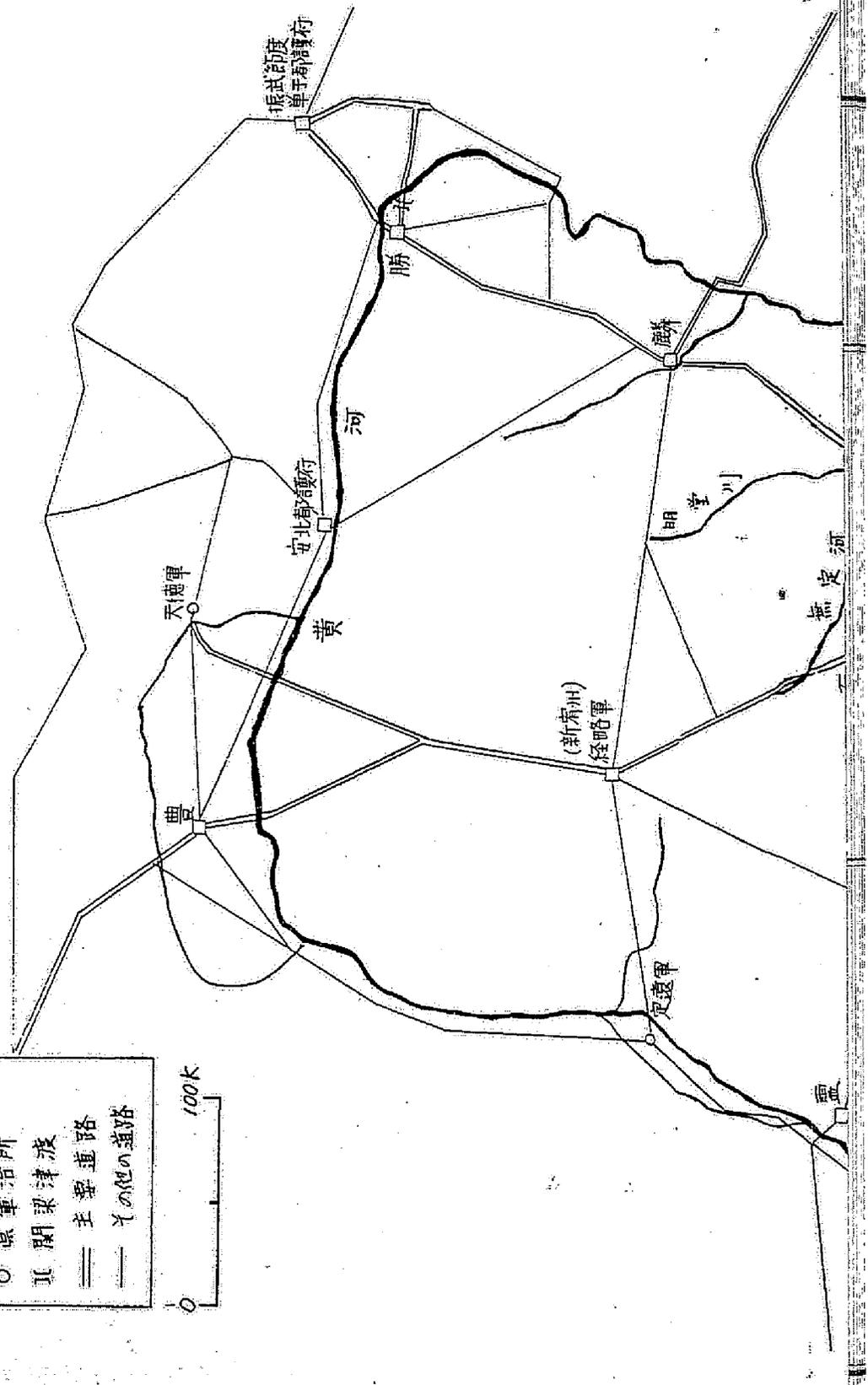
究院歴史語言研究所、一九八五、第一卷六圖

一唐代關内道交通圖、に據り、本文で言及し

仁州縣名以外は大幅に省略してある。



	都城
	府州治所
	県治所
	其
	主要道路
	その他の道路



第五章 唐代太原城の規模と構造

はじめに

太原は、唐の高祖李淵が隋末に擧兵した創業の地であるため、唐代には北都（北京）として都城に準ずる地位が與えられ、また中期以後には、河東節度使の鎮所として對漢北の最も重要な戰略要衝の地を占めることになった。五代の華北諸政權も、後唐、後晉、後漢はいずれも太原を本據とした山西軍閥から興ったものである。後漢の滅亡に際し、その一

族が契丹の後援を得て太原に據つて自立した  
 のが北漢であり、太平興國四年（九七九）に  
 三ヶ月の包圍攻撃ののち、ようやく宋の軍門  
 に降り、ここに宋の統一が完成する。頑強な  
 北漢の抵抗に苦しめられた宋太宗は、太原を  
 陥落させると、城内のみならず、城郭をま徹  
 底的に破壊し、舊城東北二十里の地に城周の  
 ずか四里の平晉縣城を新設した。そして并州  
 治所を榆次縣ついで陽曲縣下の三文寨に移  
 した。しかし、舊太原城の住民はその地を離

以にがらあ 宋朝はその強制移住にかなり苦  
 勞したようである。<sup>(1)</sup> その後、明代に唐城の南  
 關に據つて城周七里の太原縣城が再築される  
 。これが民國期に至るまでの太原縣城で、一  
 九四二年に太原市と區別するため、縣下の有  
 名な舊蹟晉祠に源を發する晉水にちなんで晉  
 泉縣と改稱された。現在の晉源鎮である。こ  
 の明代以降の太原縣城は、唐代の太原城に比  
 して、城周が六合の一、城内面積が數十分の  
 一に過さな小城郭であることは、後に詳述

する通りである。唐城の城壁址あるいはそ

以前の戦国期趙の晉陽城以來の城壁址とお

し、版築土壘が廣範圍にわたりあつた點を

残存してゐるようであるが、<sup>(2)</sup>地表上の残存

遺址のみからは、恐らく唐代太原府城の復元

は不可能と思はれる。本章では、從來全く見

過さぬといふ類書所收の古地志等も、つばら

文獻資料に基づきながら、從來の譌説を排し

て、唐代の太原府城の城郭規模が、まさに北

都と呼ばれにふさわしい大規模なものであつた

ことを明らかにしたい。

第一節 文獻資料から復元した唐太原城

唐代の并州太原府の城郭は、南流する汾水

を挟んで、汾西の西城、汾水を跨ぐ中城、

汾東の東城の三城からなっていた。<sup>(3)</sup>

東城は汾水東側にある。貞觀十一年（六三

七）に、并州都督府長史の李勣が築いた。また、

貞觀十二年に太原縣治が西城より移された。<sup>(4)</sup>

後述の如く、唐代太原城の主郭はあくまで  
 も西城であり、西城の東側を南流する汾水を  
 天然の城壕とするとともに、さらにその東面  
 の防禦を強化するため築城である。東城の  
 規模は不明であるが、主郭西城に比してかな  
 り小さなものであったにはあてである。創業期の  
 高祖武徳年間には、突厥による連年の南侵に  
 悩まされ、河東方面での對突厥戦略上、太原  
 はきわめて重要な要衝であった。例之は、武  
 徳五年八月、頡利可汗の率いる突厥精騎數萬

が太原攻撃をしたのに対し、唐側では并州、  
 管の襄邑王李神符が汾東、つまり汾水の東側  
 において、かろうじて撃退してゐる。<sup>(5)</sup> 太原城の  
 立地が、汾西では東北から西南に山地が走っ  
 て比較的狭隘であるのに対し、汾東には汾水  
 の沖積平野が廣く廣がっている。従つて、太  
 原盆地への北からの進出攻撃が加えられる場  
 合には、太原城東面の汾東が主戦場となるこ  
 とが多い。それに対し、南の中原方面から北  
 進して攻撃が加えられる場合、唐末五代期

として宋の北漢平定戦に典型的に見られるよ  
 うに、太原城攻防がもつぱら汾西の西城南面  
 と西面で展開されることになる。このように  
 唐初における主として突厥に對する防禦強  
 化策として、西城東面の汾東の地に築かれた  
 のが東城である。しかしながら、汾東の地は  
 強度のアルカリ土壌のため井戸水は飲用に堪  
 えず、また汾水の流も飲用としてきめめて  
 不向きである。<sup>(6)</sup>そこで東城築城の二年後であ  
 る貞觀十三年（六三九）に、やはり李勣が西

南十二里（約六、七キロ）の懸崖山麓に源を  
 發する水質の良い晉水の水を引き、汾水の上  
 に水導橋を架けて東城に導水して生活用水を  
 確保した。こゝが晉渠である。<sup>(7)</sup>のち建中四年  
 （七八三）、關東の藩鎮連合の亂に際しても、  
 時の河東節度使馬燧は汾水を西城城濠に引い  
 て主郭西城を以自體の防禦を固めるとともに  
 晉水から全く同じ方法で東城内に導水して  
 人造池を設けている。一都城（西城）の東面  
 平濠して敵を受け易い<sup>(8)</sup>からという。また

レく太原城東面での防禦上の弱點を補強せんとしたものであった。

中城は汾水により隔てられ、東・西兩城を汾水上に城堞を設けて接續したものである。

長壽元年（六九二）に太原府長史に任ぜられた崔神慶による築城である。<sup>(9)</sup> これは唐初の東城築城によって新たな防禦上の弱點が露呈していることになった結果である。すなわち東

・西兩城の間を流れるこの附近での汾水は

後述の如く、せいせい河幅は一六〇—一七〇

米であり、かつ太原盆地での汾水は沖積作用  
 が優越して深い峡谷地形を形成せし、河床は高  
 い。従つて、濁水期には東・西兩城内からの  
 射程外に廣大な汾水河濱を生じて敵兵の自由  
 な展開を許し、兩城間の連繋した防禦を大幅  
 に減殺することになるからである。しかも東  
 城へ飲用水を供給する晉渠を遮斷せしむると  
 東城の長期持久は不能となることは自明であ  
 り、晉渠を中城内に取り込んだことは、まづ間  
 違ひなからう。つまじ、貞觀十一年の東城築

城 同十三年の晉渠建設による東城への導水  
 の後、汾水を跨いで東、西兩城を接續する必  
 要ありという判断のもとに、約半世紀後の長  
 壽元年に於ける中城築城となつたのである。  
 事實 中城の完成によつて、毎歲防禦の  
 兵數千を省く、邊州甚だ以て便と爲す<sup>(10)</sup>とい  
 う有効性が證明されたのである。中城は、東  
 ・西兩城の西壁、東壁を共有するものである  
 から、新たに築かれたのは南、北壁のみであ  
 るが、その規模に直接言及する資料は皆無で

ある。しかし、東城内の太原縣治と西城内の并州太原府治が二里一六〇歩(11)の距離にあることと、汾水及び汾水に架かる汾橋までが西城内の晉陽縣治から一里(12)地點であることが判るか  
ら、中城の東西幅つまり東・西兩城間の距離は二里半(約一四〇米)以内ということに存る。汾橋は橋長七五歩(約一六七米)、橋幅六丈四尺(約二〇米)(13)あり、春秋末三晉の趙の時にすでに架されていたと傳之られるが、唐代の汾橋は隋代以來のものであると考之

られる<sup>(14)</sup>。汾橋の橋長が判ることによつて、唐

代太原城附近の汾水河幅も自ずと判明する。

さて中城の城壁構造であるが、少なくとも汾

水河流部では基部から一定の高さまでは、水

に弱い黄土版築工法を用ゐることは出来な

い。石積等にされたところを考之らば、ま

た河流部では水流を抜くために水門を連ぬる

必要があるととも、それら水門の門口部は

出来るだけ小さくし、各門口には防柵が設け

られたに違ひない。この太原城中城は、黄河

の中潭（灘）に城郭を築き、南北岸の兩城と  
 連繫して河陽浮橋を防禦した河陽三城、同じ  
 く中潭城によつて蒲津浮橋を防禦した蒲中河  
 中府城と、ほぼ同じ構想に基づく築城と言  
 ふ。但し、河陽三城及び河中府城はとも  
 に中潭城を併つたまの<sup>(5)</sup>であつて、  
 黄河本流を跨いで築城ではない。  
 太原の主城郭は汾西の西城であり、春秋以  
 來の古い歴史をもつ。唐代では、西城内に并  
 州太原府の治所が置かれたので、州城ある

は府城と呼ばれる。次に置廢があるものの

武周期以後、太原を北都乃至北京として陪都

に昇格させたために、主郭西城を都城とも稱

する。さて問題とすべきは西城の規模である

。西城規模に言及する資料が二系統あって、

言うところが大きく異なるのである。一つは

曰え和郡縣圖志及びそれをほぼ全面的に引

用する曰太平寰宇記に「府城、故老傳う

晉の并州刺史劉琨築くと。今按ずるに、城

高四丈、周迴二十七里とあるもので、從來

唐代太原城の規模に言及する場合は、  
 ほうこの數値が擧げられてきた。他の一は曰  
 新唐書<sup>日</sup>地理志に「都城、汾を左にし、晉を右  
 にす。潛丘中に在り。長さ（東西）四千三  
 百二十一歩、廣さ（南北）三千一百二十二歩、  
 周萬五千一百五十三歩、其の崇さ四丈」と  
 見之るものである。前番の府城周迴二七里と  
 後番の都城周迴一五一五三步、即ち四二里三  
 三步とせば、一・五五倍もの違違がある。後  
 番の數値を東・中・西三城の外周、総延長と見

なす苦しきまきの見解すら存するが、左汾  
 右晉、つまり南面して左（東）に汾水、右  
 （西）に晉水という位置関係であるからには  
 西城のみの數値であることは明らかである。  
 二七里と四二里強のいふは是とすべきで  
 あらうか。結論を先に言ふ、從來からの定  
 説とでも言うべき二七里説は誤りで、四二里  
 強を太原西城の規模とすべきである。その論  
 據は、兩京に準ずる地位を與へらぬに北都太  
 原の主郭が城周二七里ではやや小さきに過ぎ

ると思之る點である。唐代州城で城周二〇里  
 級、あるいはそれ以上の規模のものには必ずし  
 も珍らしくはなない。後掲の一覽表に示した如  
 く、唐宋五代を除いた唐代の例としては、滑  
 州城の二〇里、陳州城の三〇里、易州城の三  
 〇里（以上曰え和志曰）、幽州城の三二里（曰え  
 和志曰逸文）、青州城の二〇里（曰齊乘曰）などが  
 見出し出せる。より直接的な論據を示そう。安  
 史の亂最中の至徳二載（七五七）正月、史思  
 明らの率いる十萬餘の叛亂軍が太原を攻撃し

に際 官軍守將の河東節度使李光弼が守城作

戦を述べるくダリに「城周四十里」あるは

「城環四十里」と言い 五代後周の世宗が北

漢の本據太原城を包圍攻撃しに時の様子が一

旗幟 城を環すること四十里(17)と見之 さら

に曰 永樂大典日卷五二〇四所引の曰 晉陽記(18)

に「城周四十二里 東西十二里 南北四十三歩

南北八里二百三十二歩(三一 一ニ歩)

門二十四と見える數値は ともに曰 新志(19)

に記す城周四二里餘を支持するであらう。

元和志に記す二十七里は四一里の誤りである  
可能性が大である。今 曰 元和志 曰 の當該條  
前後をキストの行數・字數通りに示すと次  
のようになる。

明鈔本 曰 元和志 曰 卷十三

晉澤在縣西南六里開皇六年引晉水溉稻田周迴  
四十一里

府城故老傳晉并州刺史劉琨築今按城高四丈周  
迴二十七里今按城中又有三城  
……  
……

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

武英殿聚珍版 曰 元和志 曰 卷十六

晉澤在縣西南六里 隋開皇六年引晉水溉稻田 周迴

四十二里

府城故老傳晉并州刺史劉琨築今按城高四丈周迴

二十七里城中又有三城……

明鈔本では晉澤條の第十九字から第二十四字

までへの「周迴四十一里」と、府城條の第二十

字から第二十五字までへの「周迴二十七里」と

が、武英殿聚珍版では全く同じ第二十字から

第二十五字までが、三行の間をそのまゝ平行

して錯簡したものと考之ると、日新志日以下の  
 の四二里乃至四〇里という城周記述と矛盾な  
 く完全に合致する。かくして太原西城の城周  
 は四二里前後が正しい、數値であると結論する  
 ことが出来、長安城の城周六七里餘（約三七  
 五二〇米、實測値三五五七〇米）、蘇州城の四  
 七里（約二六三〇米）、揚州城の四〇里（約  
 二二三八四米、實測推定値一八六〇米）算  
 に匹敵する大城として再認識さぬばならな  
 い。

西城内には、さらに三城があった。時代を

追つて各城牆を接する形で増築さへてきたも

ので、太原城の歴史を物語るものである。(9)

まず大明城であるが、春秋末三晉の趙が最

初に築城したものと傳へられ、古晉陽城とも

呼ばれる。時代は降つて、北齊後主の天統三

年(五六七)に城内に大明宮が造営されたこ

とから、大明城と稱せられる。(10) 城高は四丈(

約一二・五米)、城周は四里(約二二四〇米)

の規模である。恐らくはこの大明城、即ち古

晉陽城が太原の地における最も古い城郭であ  
 る。東魏・北齊・そして隋・唐代にそのま  
 ゝ重修を加えられ、かつこの城牆に接する形  
 で次に述べる新城及び倉城が築かれてい  
 たのである。

新城は南牆を大明城と接し、西牆を倉城  
 と接し、北牆を州城北壁に因つた城高四丈  
 城周七里（約三九二〇米）の規模をもつ城  
 牆である。東魏孝靜帝の武定三年（五四五）  
 に城内に晉陽宮が造営されるが、北周武帝に

よる北齊併合直後に、鄴都の諸宮殿(22)とも  
 太原晉陽宮も大幅に縮小さめてしまふ。隋文  
 帝が新城と改稱する時は、その名稱の如く新  
 々に再建されたものであろう。恐らくは開皇  
 十六年（五九六）の倉城築城の際にはなにか  
 と思われる。次いで煬帝が突厥への威示の北  
 巡を終えての歸路、太原に至つてあらためて  
 晉陽宮を再建する(23)。隋末、時の太原留守李淵  
 に舉兵を決断させるため晉陽宮人を侍せしめ  
 裴寂は、この煬帝の造營した晉陽宮監であ

つ  
「=」(24)

西城内のもう一城は倉城で、開皇十六年に  
 築かれたものである。東牆は新城と連なり、  
 西、北牆は州城の西城に因り、城高四丈、  
 城周八里（約四四八〇米）である。その名稱  
 が示すように、當初の目的は倉庫類を集中し  
 て置くための築城であろう。漠北における突  
 厥の強勢化に伴い、太原の地が對北方戰略上  
 の要衝となり、膨大な兵糧をはじめとする戦  
 略物資の備蓄を要することになったがためと

思われぬ<sup>(25)</sup> 同様の例は 開皇九年の陳併合に

際レ 楚州の州城に接して倉城を築き、南淮

用の諸物資を集積したことに見られる<sup>(26)</sup>。

さて 曰 元和志に言う城周七里の新城と、

曰 新志に「晉陽宮は都の西北に在り、宮城

の周二千五百二十歩へ七里、崇さ四丈八尺

と見えたる宮城とは、西城内の位置及び城周

が完全に一致することから、同一城を指すこ

とは明らかである。すなわち、隋代の新城と

いう呼稱が、唐代に太原が北都に昇格したこ

ことにより、兩京と同じく宮城と呼ばれるよう  
 になり、また既述のように、西城（州城、府  
 城）が都城と稱せられることになる。この四  
 二里餘の西城外郭は、西晉末の并州刺史劉琨  
 の創築と傳之らるるが、やはり北魏分裂後の  
 東魏・北齊時代に鄴都に對する陪都として整  
 備され、隋唐時代に迄繼承されたものであろ  
 う。大業十三年（六一七）、李淵が留守とし  
 て鎮する太原を突厥數萬騎が攻撃し、虚を突  
 いて城内にまで侵入した。この時、「羅郭北

ok

門より入り、東門を取りて出すと見える羅

郭とは城内三城に對して西城外郭を指すこ

とは明らかであらう。

東城内に置かれた太原縣治を通行本曰元和

志曰では「在州東二百六十步」に作り、曰襄

宇記曰では「在州東二百里六十步」とするが

既述のように、太原縣治の西一里に汾水に

架した晉渠があり、西城内の晉陽縣治の東一

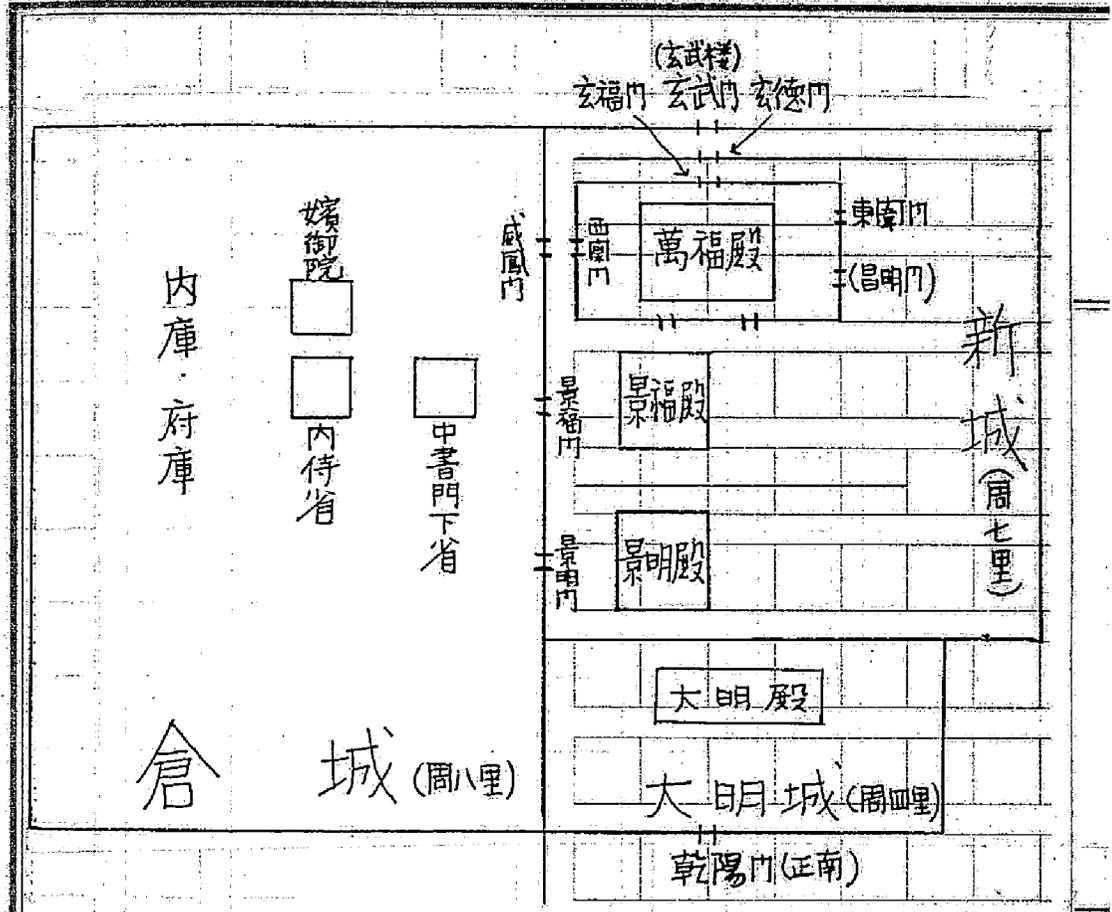
里を汾水が流れるのであるから、ともに誤記

とせぬ。はならない。とくに曰襄宇記曰の距離

は明らか、に百と里の字が轉倒してゐる。明鈔  
 本曰元和志曰に「二里二百六十步」と作つて  
 いるのが正レかろう。<sup>(58)</sup>この距離は東・西兩城  
 間の距離、すなわち中城の規模を推定する材  
 料となる。西城内の晉陽縣治は「在州南二里  
 レであるから、西城内の并州太原府治を基點  
 として、東城太原縣治と西城晉陽縣治の位置  
 及び距離關係のおおよそが判明する。

曰永樂大典曰卷五二。四所引の曰晉陽記曰  
 には、新舊晉陽宮城（大明城・新城）内の宮

殿諸門名をかなり詳しく記しているが、その  
 ほとんどは東魏・北齊期のもので、北周武帝  
 による撤毀と縮少、隋煬帝の晉陽宮再建を經  
 て、唐代にまで繼承されたものを判別するの  
 は困難である。しかし、いくつかは唐代のも  
 のと確定出来る。宮城（新城）西門(60)である景  
 福門の西に中書門下省、次西に内侍省、その  
 後に嬪御院と内庫が置かれていた。これら  
 は明らかに唐代のものであり、その位置は宮  
 城に西接する倉城内であることも明らかであ



晉陽記に據る西城内三城復元圖

安城宮城西端  
 設けられ、長  
 ある倉城内  
 て最も餘裕の  
 建築空間とし  
 への官衙等が  
 分司北都  
 格した時点で  
 して都城に昇  
 る。北都と

の掖庭宮に相當する嬪御院、及びその管掌に  
 當る内侍省が置かれたのである。また節度使  
 廳や使院等についても記してゐるが、唐代の  
 碑記や碑類に言及するだけに、所在は不明で  
 ある。しかし、以下に述べるように、節度使  
 府等の藩鎮中樞機構は恐らくは倉城内に置か  
 れたと考之られる。太平興國四年正月、北漢  
 平定のため宋軍の太原城総攻撃が策定された  
 際、東西南北四面の各攻城指揮が四將に命ぜ  
 られるが、西面攻撃を命ぜられた曹翰が「西

面は北漢主の宮城に直リ、尤險悪たり(30)とし  
 て忌避し、他面攻撃へ配置變之を強く求めた  
 事例から、倉城が北漢期に宮城とさされていた  
 ことが知られる。唐中期以來の河東節度使の  
 使府が倉城内に置かれ、倉城が牙城（子城）  
 としての機能を帯びるようになった結果、五  
 代軍閥政權の中樞部として宮城へと發展した  
 蓋然性がきつめられて高い(31)。こゝであらためて、  
 此の城、地極めて高し(31)と、いう倉城の立地を  
 想起された。倉城が西城内の最高所にある

ことは、軍事的側面と第一義とする牙城の立  
 地條件にまさしくかたうものであり、揚州の  
 牙城に代表される如く、<sup>(32)</sup>唐代後半の使府州牙  
 城の一般的な姿であると考えられる。そもそ  
 も、開皇十六年にこの場所に倉城が築かれた  
 のは、既述のように、對突厥戰略上の最重要  
基地として物資集積の必要性に基づくもので  
 あつた。とりわけ嵩張る穀物類の貯藏には、  
 洛陽含嘉倉や東渭橋倉と<sup>(33)</sup>同じく窖藏方式が採  
 用されたに違ひない。それ故にこそ、西城羅

城内の最高所が選ばれたと考之らるゝのであ  
 る。倉城の規模は周廻八里であるから、正  
 形と假定すれば一辺二里（約一一二〇米）の  
 廣大なもゝとなり、洛陽會嘉倉城の東西約六  
 〇〇米、南北約七五〇米という規模と比較し  
 て、面積でおおよそ二・八倍という廣さになる  
 。従つて、倉城内全域が窖であつたはずな  
 く、内庫、存庫、籍坊等の各種倉庫が設けら  
 れた外、中書門下省、内侍省、嬪御院など都  
 城を象徴する官衙等が設けられたのである。

最後、に太原城に於ける羊馬城の存在にふみ  
 ておきたい。本篇第一章でも言及したように  
 羊馬城とは、城郭外一定の距離に城門部  
 場合によつては城郭全體を圍繞する形で築か  
 れた主として戦時における守城強化のため  
 の土壘である。城郭本體に比してその高厚は  
 是るかに及ばず、高さは人間の肩の高さを標  
 準とする。攻城さした際、城壁上からだけ  
 消極的防禦という制約を打破し、城壁と羊馬  
 城の間の空間に兵力を配置することが出来

背後の城壁上からの掩護のもとに激撃戦を展開し、敵兵の城直下への進出を阻止するなど、大幅に防城効率を高めることも可能にする防禦施設である。<sup>(34)</sup> 太原城における羊馬城の存在が確認出来るのは、唐代ではなく、やはり戦亂の激しい五代期である。貞明二年（九一六）二月、後梁の匡國節度使王檀が太原を急襲した際、守城側の安全が崩れ、百餘人で羊馬城内に迎撃して梁軍を撃退している。<sup>(35)</sup> また宋軍による北漢平定戦の時にも、宋軍はまず

羊馬城を突破して後に太原主郭を陥している

ちなみに、唐・五代期において羊馬城の存

在が判明するものは、開元期の對吐蕃前線であ

る靈州定遠城<sup>(37)</sup>、安史の亂及び唐最末期での河

陽三城<sup>(38)</sup>、五代後唐期に成都府城に新築された

もの<sup>(39)</sup>、五代後周期の濠州城<sup>(40)</sup>の四例で、ともに

戦亂な、し邊防に直接關連するものばかりで

ある。

第二節

城郭構造上の特徴

前節で文獻によつて復元した唐太原城を  
 いくつかの明代地方志所載圖を参照して、民  
 國十萬分の一圖に書き入れたのが後掲の復元  
 圖である。この復元圖作製に當つては、唐城  
 の南關に據つた明代以來、民國期に至る太原  
 縣城を正南基點としてゐるために、西城の位  
 置は多少東西にずれる可能性があることを  
 あらかじめめことわつておかぬべからない。復  
 え作圖の結果、嘉靖の太原縣志の天一閣藏  
 本) 卷首所載の「縣境鄉村之圖」に古城(唐

城) 四周に點在して示さぬ。西北の  
 羅城<sup>(2)</sup> 東北の「東城角」西南の「城角」  
 と、この二地點を結ぶ線が、復元した羅城線と  
 ほぼ完全に一致する。<sup>(42)</sup> さらに復元圖の西城東  
 壁から民國期の汾水河道まへの距離が一、二  
 キロとなり、歴代における汾水河道の變化を  
 考慮に入めるとともに、民國太原縣城を唐城  
 正南よりやや西に比定して作圖すべし。こ  
 れは文献からの復元結果とさしめ、うま  
 合致する。こゝの事實は、西城周迴二七  
 里説

を否定し、四二里餘が正しい規模であることをあらためて補強するものである。次に新城、大明城、倉城という西城羅城内の三城の位置に注目したい。羅城北壁に接した新城が、唐代には宮城と呼ばれていたことは既に述べの通りである。この新城に南接する大明城が最も古い歴史をもつ城郭である。同じく新城に西接して羅城西北隅を占めるのが倉城である。倉城内には各種の倉庫群以外に中書門下省や内侍省などの北都としての體面

を保つたための中史官衙の分司的存官衙や壇  
 御院という長安の掖庭宮に相當する後宮など  
 が配されていゝる。宮城・皇城を羅城北部に偏  
 置させ、宮城に西接して掖庭宮及び太倉(43)を配  
 した長安城の都城プランとの相似性に氣附く  
 であらう。開皇二年（五八二）に造營が開始  
 される長安城（大興城）大業元年（六〇五）  
 には本來は長安城と同一プランであつたと  
 される洛陽城の造營着手という事實から考へ  
 ると、あつたうどその間の開皇十六年（五九六

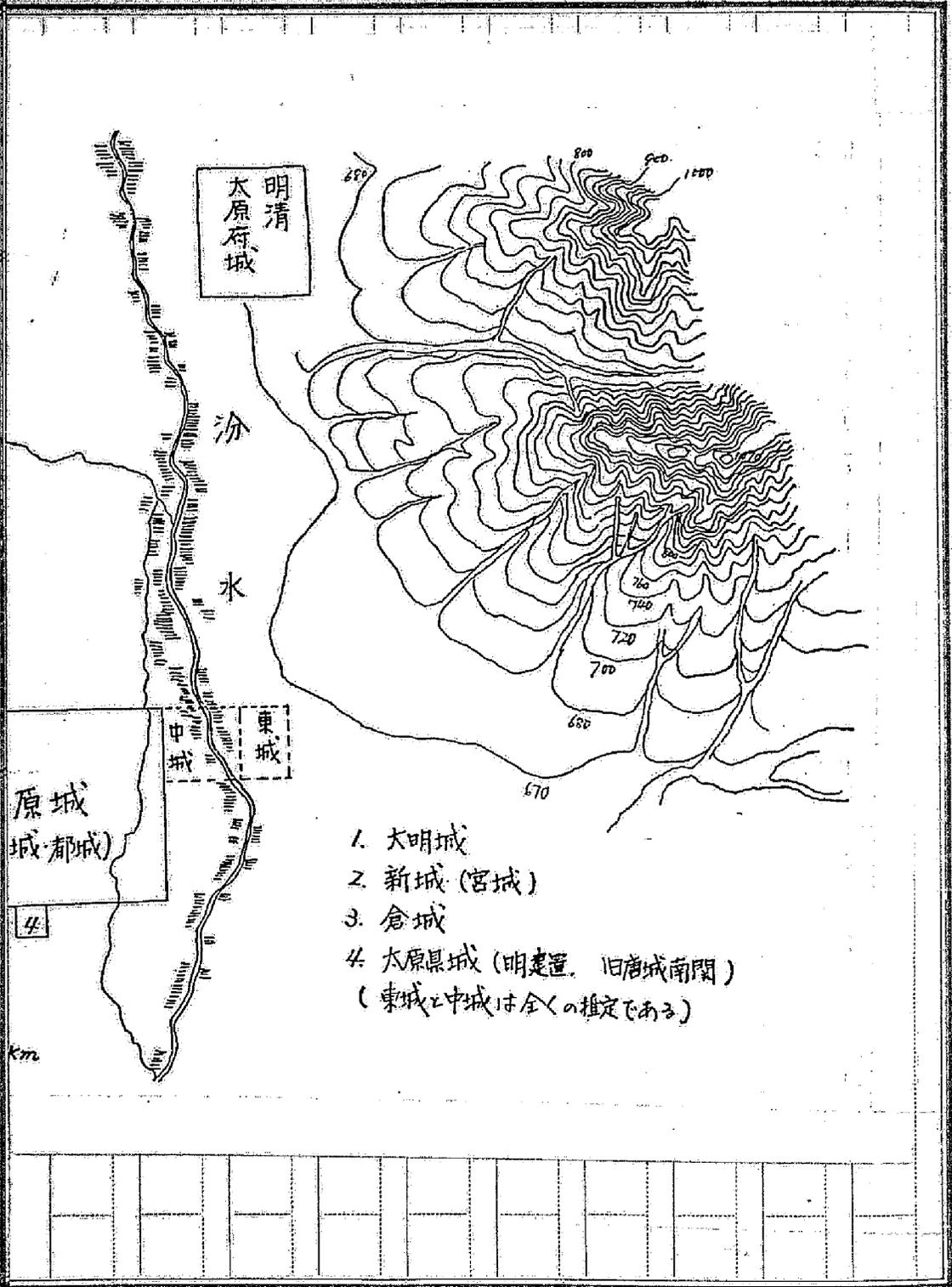
一に築かれた太原倉城は、土厚水深といつた  
 高所に立地を求めぬはならなかつた點を考慮  
 せぬはならぬもの、兩京の造營プランと  
 の關係が想定出来るように思われる。ついで  
 唐代になつて北都に昇格されるや、都城とし  
 ての機能が三城内に意圖的に配置されること  
 になる。このように、唐代太原城の規模や構  
 造は一般の府州城とはやや趣きを異にし、  
 むしろ都城との相似性が目立つという事實が  
 注目されるのである。とほ言へ、主郭西城の

防衛強化策として順次に増築された東城と中  
 城の存在から明らかなように、太原城の地  
 理的立地が對北戰略上の要衝であることの結  
 果として、必然的に軍事要塞色の濃い城郭構  
 造であつた點が、まず第一の特徴として擧げら  
 らぬべからない。

最後に唐代の太原城を描いた繪畫を紹介し  
 ておこう。敦煌莫高窟の第六一窟西壁全面に  
 描かれた有名な五臺山圖には、河東方面から  
 五臺山に至る起點として、壁畫左下隅に太原

城の恐らくは主郭西城へのほぼ北半分が描か  
 れている。本壁畫には他に河北の鎮州城、  
 忻州定襄縣城、そして五臺縣城などのいくつ  
 かの城郭が見えているが、それらはいずれも  
 ステロタイプ化された類型的な描き方がされ  
 ていることから、寫實性に関してはそのめ  
 疑わしい。ただし、太原城北門のみが明らかに  
 方形の甕城構造とされている點が、太原の軍  
 事的色彩の濃い城郭構造との關連で大いに注  
 目されるのである。<sup>(44)</sup>

6



明清  
太原府城

汾水

東城  
中城

原城  
城都城

4

- 1. 大明城
  - 2. 新城 (宮城)
  - 3. 倉城
  - 4. 太原縣城 (明建置, 旧唐城南関)
- (東城と中城は全くの推定である)

km



## 第五章註

(1) 宋會要輯稿 方域八之三 四 乞起移并州

舊城居民奏。

咸平三年(一〇〇〇)。

并州舊

城 朝廷先已毀廢 其人戶不合就彼居住

乞並令起移。

(2) 水野清一・日比野丈夫 山西古蹟志 四 (京

都大學人文科學研究所研究報 一九五六)

に「レ」か、レ、いまの城壁は唐の太原城の南

關にすぎない。その廣さむねおかに十分の

一(正確には約三七分の一)におよぶない

。ただ城外には、あちこちに往時をしのぶ  
 城壁のあとがのこっているのみである。西  
 北の羅城鎮は、むかしの城の外郭である。羅  
 城のなごりをしめすものである（二六頁）  
 と見える。但し、本書は戦前の現地調査に  
 基づくものである。また謝元璐・張領「晋  
 陽古城勦察記」(日文物)一九六二・四・五  
 一は、戦國期から漢晉期の城址を中心に述  
 べられており、唐城については言及はな  
 かであって、唐城復元にはあまり参考とは

ならなひ。

(3) 曰 元和郡縣圖志曰卷十三太原府條「今太原

有三城 府及晉陽縣在西城 太原縣在東城

汾水貫中城南流。

(4) 曰 新唐書曰卷二十九地理志三太原府條「晉陽

宮在都之西北 宮城二千五百二十步 崇四

丈八尺 都城左汾右晉 潛丘在中 長四千

三百二十一歩 廣三千一百二十二一の誤

リか)歩 周萬五千一百五十三歩 其崇四

丈 汾東曰東城 貞觀十一年長史李勣築。

兩城之間有中城。武后時築，以合東城。宮

南有大明宮，故宮城也。

(5) 曰資治通鑑 曰卷一九。武德五年八月條 一己

巳，并州大總管襄邑王神符破突厥於汾東。

曰舊唐書 曰卷六。襄邑王神符傳 一突厥頡利

可汗率衆來寇，神符出兵與戰於汾水東，敗

之，斬首五百級，虜其馬二千匹。 一同卷一九

四上突厥傳上 一（貞觀五年）頡利復自率五

萬騎南侵，至于汾州（中略）時頡利攻圍并

州，又分兵入汾、潞等州，掠男女五千餘口

聞太宗兵至蒲州、乃引兵出塞。

(6) 太原より下流ではあるが、絳州稷山縣の玉

壁城が東魏高歡によつて包圍された時、守

城倒がやむなく、城中無水、汲於汾、(曰) 賀

治通鑑四卷一五九梁中大同元年十月條と

ハ、ハ仁非常時の例はある。

(7) 曰元和郡縣圖志四卷十三太原府太原縣(東

城) 條、ハ晉渠、在縣西一里、西自晉陽縣界

流入、汾東地多鹹鹵、井不堪食、貞觀十三

年、長史英國公李勣乃於汾河之上引決晉渠

歷縣經鄜 又西流入汾水。 新唐書 卷二

九地理志三太原府太原縣條 井苦不可飲

貞觀中 長史李勣架汾引晉水入東城 以甘

民食 謂之晉渠

(8) 舊唐書 卷一三四馬燧傳 燧以晉陽王業

所起 度都城東面平易受敵 時天下騷動

北邊數有警急 乃引晉水架汾而注城之東

瀦以為池 寇至計省守陴者萬人 又決汾水

環城 多為池沼 樹柳以固隄

(9) 舊唐書 卷七七崔神慶傳 先是 并州有

東西二城、隔汾水。神慶如築城相接。每歲

省防禦兵數千、邊州甚以為便。新唐書

卷一。九雀神慶傳。初、州隔汾為東、西二

城。神慶跨水聯堞、合而一之。省防禦兵歲

數千。唐會要卷六八諸府尹、太原尹條

長壽元年九月七日、置北都、改為太原府

都督為長史、以雀神慶為之。

(10) 前注 (9) 口 舊唐書 口 雀神慶傳。

(11) 北京圖書館藏明鈔本 口 元和郡縣圖志 口 (京

都大學人文科學研究所景照本) 口 二據 口 後

迷。

(12)

通行本 曰 元和志 曰 正は汾水を 經 (太原)

縣東二里 二作るが 明鈔本 曰 元和志 曰 二

一 經縣東一里 二作るへ 二從う。

(13)

曰 元和志 曰 卷十三 太原府 晉陽縣 條 一 汾橋

架汾水 在縣東一里 即豫讓欲刺趙襄子

伏於橋下 襄子解衣之處 橋長七十五步

廣六丈四尺。

(14)

曰 永樂大典 曰 卷五二〇〇 所引 曰 太原志 曰 一

隋開皇十年 省龍山縣 徙晉陽縣於城中

而於汾東置太原縣。二縣以汾水中橋為界。

(15) 本篇第七章參照。

(16) 曰 舊唐書 卷一一〇 李光弼傳 「城周四十里

賊垂至。今興功役。是未見敵而自疲矣。」

曰 新唐書 卷一三六 李光弼傳 「城環四十里

賊至治之。徒疲吾人。また曰 資治通鑑

曰 卷二一九 至德二載 正月條 太原城周

四十里。に作り、同條胡注に曰 新志の數

値を引用し、後「周四十里止言郡城耳

と注記する。但し、南北の長さを「廣二

千一百二十二步」と誤記してゐる。曰通鑑

曰卷一六三梁大寶元年十月條の北齊晉陽宮

について胡注同卷二五三乾符六年五月

條の太原三城について胡注ではいふ

も正しく「廣三千一百二十二步」と引用し

てゐる。

(17) 曰資治通鑑曰卷二九二後周顯德元年五月條

「天子帝至晉陽城下旗幟環城四十里」

(18) 曰文獻通考曰卷二〇四經籍考三一に著録す

る。唐河東節度(使)李璋纂序言の曰晉

陽事迹雜記曰十卷のことか。曰新唐書曰卷

五八藝文志二には「李璋太原事迹記十四卷

」として見え、曰太平廣記曰には三條引用

している。曰唐方鎮年表曰では、李璋は咸

通四く五年に湖南觀察使、同一三く一四年

に宣歙觀察使と見之るが、河東節度使條に

は見之ない。ともかくも、咸通頃の人であ

る。曰晉陽記曰と曰晉陽事迹雜記曰乃至曰

太原事迹記曰と同一書と同定出來れば、唐

代太原に關する資料價值はきわめて高い書

と云うことが出来る。張國淦曰中國古方志

考曰中華書局上海編輯所一九六二

は唐代の書としてゐるが永樂大典

ら一條擧げるのみで本章で引用した直接

太原に關わる諸條には言及さへてゐない。

(19) 元和郡縣圖志卷一三太原府晉陽縣條

府城故老傳晉并州刺史劉琨築今按城

高四丈周迴二十七里城中又有三城其

一曰大明城即古晉陽城也左傳言董安于

所築(中略)高齊後帝於此置大明宮因名

大明城。姚最序行記曰：晉陽宮西南有小城

內有殿，號大明宮，即此也。城高四丈，

周迴四里。又一城南面因大明城，西面連倉

城，北面因州城，東魏孝靜帝於此置晉陽宮

隋文帝更名新城，煬帝更置晉陽宮，城高

四丈，周迴七里。又一城東面連新城，西面

北面因州城，開皇十六年築，今名倉城，高

四丈，周迴八里。

(20) 北齊書卷八後主紀天統三年十一月條

丙午，以晉陽大明殿成故，大赦，文武百官

進二級、兗并州居城、太原一郡來年祖賦。

前注(19)曰、元和志曰、丁巳後の晉陽故宮條は

「高齊文宣帝又於城中置大明宮」とあり、

大明宮造營は北齊初期としていゝる。いふ

にしては北齊期の造營であることは間違ひ

なからう。

(21) 曰、賀治通鑑曰、卷一六三、梁大寶元年(北齊文

宣帝天保元年)十月條「己卯、齊主至晉陽

宮。(胡注)晉陽宮、齊獻武王所置。東魏

期に實權者である獻武王高歡が造營した

ものである。

(22) 曰 周書 卷六武帝紀建德六年五月條 戊戌

詔曰 京師宮殿 已從撤毀 并 鄴 二所

華侈過度 誠復作之非我 豈容因而弗革

諸堂殿壯麗 並宜除蕩 費宇雜物 分賜

窮民 三農之隙 別漸營構 止蔽風雨 教力

在卑狹

(23) 曰 隋書 卷三煬帝紀大業三年八月條 癸巳

入樓煩關 壬寅 次太原 詔營晉陽宮

(24) 曰 資治通鑑 卷一八三隋義寧元年四月條

先是裴寂私以晉陽宮人侍淵。淵從寂飲。

酒酣寂從容言曰。二郎陰養士馬。欲舉大

事。正為寂以宮人侍公。恐事覺并誅。為此

急計耳。衆情已協。公意如何。

(25) 曰永樂大典四卷五二〇四所引曰太原志曰

今按此城(倉城)地極高。俗猶呼為庫城。

蓋唐府庫籍坊在焉。

(26) 曰輿地紀勝曰所引曰元和志曰逸文楚州條

故倉城。東南接州城。隋開皇初。將伐陳。

因舊城儲畜軍糧。有逾百萬。迄于大業末。

常有積穀、  
隋亂荒廢。

(27) 曰 大唐創業起居注 曰 卷一大業十三年五月條

丙寅 突厥數萬騎抄逼太原 入自羅郭北

門 取東門而出。帝命裴寂、(劉)文靜

等守備諸門 並令大門 不得輒閉。 曰 資治

通鑑 曰 卷一八三 隋義寧元年五月條 丙寅

突厥數萬衆寇晉陽 輕騎入外郭北門 出其

東門 淵命裴寂等勒兵為備 而悉開諸城門

突厥不能測 莫敢進。

(28) 清張駒賢 曰 元和志考證 曰 二下官本有

里字「とあり、官本では「二里百六十歩」

と作っていることが知られる。明鈔本の「

二里二百六十歩」と百歩（約一五五米）の差

異があるが、いふれかが正しい距離のはず

である。

(29) 永樂大典 卷五二。四太原府六古蹟條「

太原志、大明殿在太原府、宣德殿、崇德殿

後園、五龍門、東門、宮南門曰景明門、

次北曰景福門、門内景福殿、殿後門曰昭德

門、次曰昭福門、次北寢殿曰萬福殿、殿北

曰玄福門、又北曰玄德門、又北即玄武樓、

殿西曰西闈門、次西曰威鳳門、殿東曰東闈

門、又一門曰昌明門、殿院東少陽院殿、西

射殿、次西院太液池亭子、東南九曲池、景

福門西中書門下省、次西内侍省、省後嬪御

院、内庫、已上晉陽記、宮南門、と云

るの、下、前後の文脈からして西の誤記でな

け、以下存らな

(30) 曰續資治通鑑長編卷二。太平興國四年正

月條、庚寅、以宣徽南院使潘美為北路都招

討制置使。河陽節度使崔彥進攻其城東面。

彰德節度使李漢瓊城南面。桂州觀察使曹翰

城西面。彰信節度使劉遇城北面。遇以次當

攻其西面。而西面直北漢主宮城。尤險要。

翰欲與遇易地。自言我觀察使。班宜在節度

使下。遇弗可。翰必欲易之。議久不決。上

慮將帥不協。乃諭翰曰。卿智勇無雙。城西

面非卿不能當也。翰始奉詔。

(31) 前注(25)參照

(32) 華中篇第二章參照

(33) 拙稿「唐代東渭橋と東渭橋倉」(京都大學

教養部 人文 三二 一九八六) "Eastern

Wei Bridge and Eastern Wei Bridge Granary during

The Tang Period" Acta Asiatica No. 5, 1988 參

昭

(34) 通典 卷二五二 兵典 守拒法 城外四面

壕內 去城十步 更立小隔城 厚六尺 高

五尺 仍立女牆 謂之羊馬城

(35) 新五代史 卷二五 唐臣傳 安金全傳 梁

將王檀襲太原 晉兵皆從莊宗于河上 太原

無備 (中略) 金全被甲跨馬 召率子弟及故

將吏得百餘人 夜出北門 擊檀於羊馬城中

檀軍驚潰 而晉救兵稍至 資治通鑑

卷二六九後梁貞明二年二月條 匡國節度使

王檀密疏請發關西兵襲晉陽 帝從之 (中略)

金全帥其子弟及退將之家得數百人 夜出北

門 擊梁兵於羊馬城內 梁兵大驚 引卻

(36) 續資治通鑑長編 卷二 太平興國四年五

月條 己卯朔 幸城西南隅 夜督諸將急攻

遲明 陷羊馬城

(37) 元和郡縣圖志 卷四靈州定遠廢城條

新唐書 卷八 信安王禕傳

(38) 資治通鑑 卷二二 乾元二年十月條

(李) 光弼自將屯中渾 城外置柵 柵外穿

塹 深廣二丈 乙巳 賊將周執捨南城 併

力攻中渾 光弼命荔非元禮出勁卒於羊馬城

以拒賊 (胡注) 城外別築短垣 高纔及肩

謂之羊馬城 舊唐書 卷一一 李光弼傳

同文 資治通鑑 卷二六二 光化三年

十月條 先是 王郾告急於河東 李克用遣

李嗣昭將步騎三萬下太行，攻懷州，拔之。進

攻河陽。河陽留後侯言不意其至，狼狽失據。

嗣昭壞其羊馬城。(胡注)城外別立短垣以

屏蔽，謂之羊馬城。存河陽三城，一

下，本篇第六章參照。

(39) 曰 全唐文 卷八九一 李昊 創築羊馬城記

(40) 曰 資治通鑑 卷二九三 後周顯德四年十一月

條 一 癸巳 帝自攻濠州 王審琦拔其水寨。

唐人屯戰船數百於城北，又植巨木於淮水以

限周兵。帝命水軍攻之，拔其木，焚戰船七

十餘艘、斬首二千餘級、又攻拔其羊馬城、

城中震恐。

(4) 前注(1) 謝氏曰 文物口論文、前注(2) 水野、日

比野書參照。

(4) 但し、嘉靖縣志所載圖では太原縣城とそ

に北鄰して描か、た古城(唐城)の相對的

規模は全く逆である。曰 永樂大典口 卷五一

九九所收の曰 太原縣志口 所載の「太原縣圖

にも正確さには缺けるもの、縣城とその

約四倍の大きさの古城を北鄰して圖示して

ちり、相對的規模としてはこちらの方が  
當である。

(43) 礪波護「隋唐時代の太倉と含嘉倉」(日東方  
學報 四 五二 一九八〇) 参照。

(44) 莫高窟第六一窟は、五代期の歸義軍節度使  
曹元忠が九五五年以前に造營したもので、  
窟内の西壁全體に描かれた五臺山圖は幅一  
三・四五米、高三・四二米もある大壁畫で  
ある。但し、目にすることが出来る各種の  
圖版類では、もっぱら本壁畫の中心畫題で

ある五臺山諸寺の擴大圖を掲げ、太原城の

描かひてゐる左下隅部分は全體圖からひし

か判讀出來ない。従つて、きめめて不鮮明

であり細部に至つてはほとんど識別出來な

い憾みがある。宿白「敦煌莫高窟中の五

臺山圖」(文物參考資料)二一五下 敦

煌文物展覽特刊 一九五一(一)では、本壁畫

中の鎮州城と五臺縣城について、その城郭

構造や城内建築物に言及さひてゐるが、太

原城に關しては、その描寫が部分的である

た  
め  
の  
金  
く  
ふ  
り  
し  
た  
し  
い  
子  
い

## 第六章

唐代の蒲州河中府城と河陽三城

一 浮梁と中潭城を伴った城郭一

はじめに

廣大な中國大陸において、古來、人々は城郭を圍繞した居住區を「都市」と意識してきた。すなわち、都市とは城郭都市に他ならぬ。邑と呼ばれる都市國家が、春秋後期頃から次第に大邑に併合されつつ領土國家が形成されてくる過程で、從來の邑は領土國家の懸として直轄支配の地方據點として再編成されていくことは周知の事實である。原始農耕

集落の發展形態である邑が、面としての領域  
 を擴大する領土國家々に組み込まれ、従前の  
 封邑に代つて中央の直轄支配の據點として縣  
 つまり縣とさめていく。一定の農耕地の廣  
 がりと城郭の周邊にもつ邑が、戰國領土國家  
 の形成過程で領土國家の領域に併さる。その  
 中央直轄支配の地方據點として大なるものは  
 郡城、中小のものは縣城として秦漢以後に繼  
 承されていくといふのが、中國における城郭  
 都市の一般的な歴史的推移であると言つてよ

い。しかし、こゝら邑を繼承した城郭都市は、  
 けが全てでは無い。城郭が築かれるのは、上  
 記の郡縣支配の據點以外にも少なからず存在  
 する。その一つが交通の要衝としての大河川  
 の渡津の地である。領土國家が成立する戦國  
 期には、主として戦略的な見地から交通の要  
 衝に關津機能をもつた城郭が登場してくる。  
 こゝらのいくつかは、後世にまで、やはり關  
 津としての重要さから州縣城郭として存続す  
 ることになる。とくに大河川の渡し場として

古來より利用され續ける地は、平時には交通の要衝として、また非常時には戦略上の要地として重要視される地であったことは言うまでも存かろう。このような大河川の渡し場では一般には渡船が用いられるが、とりわけ重要な渡河地点には架橋されることもままあった。しかし、河幅の大なる大河川に架橋することは、前近代にはあつては技術的に困難であり、とくに黄河のような華北の大河の場合には至難のことであつた。存せ存らば、上

中流の厚く堆積した黄土臺地を流下する過程  
 で膨大な泥土を浸蝕によつて溶かし込んだ黄  
 河河流は、華北大平原に出ると一氣に流速を  
 鈍化させ、溶かし込んだ黄土を河床に沈澱さ  
 せて天井河を形成する。古來、黄河の治水が  
 困難を極めたのは、周知のようには、このよう  
 な黄河の河川としての性格によるものである。  
 そして意外に見落さされてゐる事實として、  
 黄河河床の微細な黄土からなる厚い堆積層は  
 きわめて軟弱であるため、架橋する場合には

よほど深く橋脚を打ち込まないかきり安定さ  
 せることが出来ないう点がある。黄河に  
 架橋する際の技術上の困難さは、河幅の大  
 ることだけでなく、橋梁を支える安定した橋  
 脚を設けることがほとんど不可能であつたこ  
 とに因る所が大きい。無論、近代以前の土木  
 技術をもちてしては、このような架橋工事に  
 の問題点は大河川に共通するものと言へるが  
 とくに黄河の場合にはこの点を強調してあ  
 る。かぬばならないであらう。それにもか  
 かわら

ず、古くから黄河のいくつかの渡津には橋が  
 架けられていた事實がある。では上記のよう  
 な土木技術上の問題點はどのようにな克服さ  
 れていたのであろうか。巨大な中洲と浮橋方式  
 によつて架橋上の問題點をある程度は解決し  
 たのである。同一規畫の舟艇を横に並べて繫  
 ぎ合せ、その上を板で鋪装するのが浮橋、浮  
 梁であり、周文王が渭水にこの方法で架橋し  
 た。造舟爲梁（詩經・大雅・大明）を嚆矢  
 とする。しかし、浮梁方式では河幅の長大な

大河川の場合、増水期の流水量や流速の増大  
 は、舟艇を繋ぎ留めてゐる索條に過大な負擔  
 がかかることは自明である。竹索や藤索とい  
 ったものでは耐久性に限度がある。しかも長  
 大な河幅に渡さぬと、索條の長さが延び  
 るに延びる程に荷重は大となり、切斷さぬ  
 確率が高くなるのも自明である。黄河に代表  
 される華北の大河川に架橋する際の河床の  
 厚い黄土堆積層のために、強固な橋脚を設置す  
 ることが出来なという土木技術上の問題の

一は 浮梁方式によりて解決が可能となる。  
 さらに浮梁方式による長大な横索の強度の問題  
 を克服したのが 隋代の洛陽天津橋や、後  
 に詳述する唐代の蒲津橋の如く、鐵索の採用  
 である。しかし、こゝには特別の例外と言う  
 べきであり、一般的には竹索や藤索等で支え  
 る他なかつたのが當時の平均的な技術レベル  
 であつた。そのこゝでは浮梁を支える横索にかか  
 る荷重を出来るだけ小さくするため、こゝの  
 ような方策がとらへたのであるうか。索長を

出来るだけ短かくすれば、ある程度の解決に  
 なる。河幅の大なる大河川に浮梁を造る場  
 合、大きな中洲のある地を選べば上記のよう  
 な技術上の諸問題は一應克服されるであろう。  
 中洲によって河流は分流となり、分流部で  
 は本来の河幅の數分の一になる。それら分流  
 部に浮梁を架すこと、横索への荷重を大幅  
 に減少させることが可能となる。

唐代には黄河に三浮梁が架橋されて来た。

上流から河中府の蒲津橋、陝州の太陽橋、そ

して東都洛陽の北側、河陽橋である。本章では、橋梁、城郭、中洲が複合的に一體とされ、独特の存在である蒲津橋と河陽橋を中心に考察を加えることにしたい。

## 第一節 唐代の主要橋梁と巨大洲

唐代には重要な橋梁は、他の時代と同じく國家の管理下に置かれた。唐代では工部四曹の一である水部曹の管轄に属し、曰大唐六典

卷七工部水部條に具體的な橋梁名が見えてい  
る。

凡そ天下の造舟の梁は四。河は三。洛は一。

河は則ち蒲津・太陽・盟津。一に河陽と

名づく。洛は則ち孝義なり。

石柱の梁は四。洛は三。灞は一。洛は則ち

天津・永濟・中橋。灞は則ち灞橋なり。

木柱の梁は三。皆な渭川なり。便橋・中渭

橋・東渭橋。此以擧げて京都の衝要なり。

巨梁は十有一。皆な國工が之を修す。餘は

皆な管する所の州縣・時に隨いて營葺す。  
 國家が直接に管理する橋梁は右記のように  
 十一ヶ所ある。長安・洛陽の兩京内及びその  
 近鄰にあるもの八橋。そして黃河に架せらる  
 三橋である。黃河三橋のうち、盟津橋、即  
 ち河陽橋は東都洛陽の東北四〇里（約二三  
 四キロ）と至近距離にあるから前者に合める  
 ことが出来る。

西都長安の北側を東流する渭水に架橋さる  
 三渭橋は、亦いも「木柱之梁」すなわち

木製の橋脚をもつ橋梁である。そのうちの東

渭橋に關しては、近年唐代の遺構が發掘さ

れて松木製の橋脚十數本が出土し、曰六典曰

の記述通り、木柱之梁であることが確認さ

れた。木製橋脚の直徑は二〇センチメートル

より五・九センチメートル、六メートルの間隔で打ち込

まおし、流木や流氷等の浮遊流下物による衝

撃から橋脚を保護する防護板が取り付けら

ていた。同時に出土した長一〇六センチ

メートル幅一〇〇センチメートル、厚二〇センチ

ンチの切石は、鐵楔で結合さへた痕跡が認め  
 られた。つまり木製橋脚の基部を固定化する  
 ために用いられたもので、強固な基礎工事が  
 施されていたことが判明した。<sup>(2)</sup>橋脚の出土情  
 況から、東渭橋の橋長は四〇〇五、六〇米と  
 推定され、後述の黃河三橋に比して、單一橋  
 長としてはほぼ匹適するから、あるいは長大で  
 ある。渭水は黃河にくらべてその流量はは  
 るかに少なく、河床も比較的泥土の堆積層も  
 薄く、木製橋脚を打ち込んでの架橋が可能で

あつたのである。東渭橋遺構の發掘によつて、橋脚基部を切石で接合強化したり、橋脚に防護板を取り附けるなど、木製橋脚の安定と保護に十分な配慮がなされていることが明らかになり、唐代の主要橋梁の土木技術上の知見が得られたことは貴重なる收穫だと言われぬべからぬ。

石柱を橋脚とした橋梁は、洛陽の北城と南城の間を東流する洛水に架せられた天津橋、中橋の二橋、及び洛陽よりやや上流の洛水に

架せらぬに永濟橋。そして長安東郊の灊水に  
 架せらぬに灊橋である。天津橋は北城の皇城  
 正南面の端門と南城定鼎門を結ぶ大街上にあ  
 り、洛陽南北兩城を連絡する最も重要な橋梁  
 である。隋煬帝による洛陽新城の造營時に浮  
 橋として架せらぬにもののであるが、洛水の増  
 水ぶこに破損が著しく、唐の貞觀一四年（六  
 四〇）に一方石を累みて脚と爲す、石柱之  
 梁に改造された。<sup>(3)</sup> 中橋には石脚の上流側を  
 三角形にして水切りをよくし、流勢の衝撃を

緩和する工夫が施されてゐる。(4) 永濟橋は洛陽

西南九三里(約五二キロ)の壽安縣下を流し

る洛水に架せられたものである。隋の大業三

年(六〇七)に架橋されてゐるから、煬帝に

よる洛陽新城の造營と關連した交通路整備の

一環であらう。長安と洛陽とを結ぶ幹線路上

に當るからである。隋末の動亂を破壊された

木橋に代つていたのを貞觀八年(六三四)

に浮梁として再建された。橋長は四〇丈三尺

(約一五米)、橋幅は二丈六尺(約八米)あり

リ、かぶり大型の浮梁だと言<sup>(5)</sup>える。その後、  
 開え四年（七一六）に石橋に造り換<sup>(6)</sup>えら<sup>(7)</sup>れて  
 いるから。四六典に「石柱之梁」としてい  
 るのは正確な記述なのである。<sup>(7)</sup>洛陽附近での  
 洛水の河幅はおよそ二〇〇歩（約三一〇米）  
 あり、天津橋、中橋の橋長は永濟橋の倍以上  
 と見なければならぬ。但し、天津橋は二洲  
 を利用した實質は三橋からな<sup>(8)</sup>っている。  
 實長はそれ程ではなかつたはずである。<sup>(8)</sup>流水  
 量のかぶり多い洛水であれば、石橋としてい

架橋工事やその管理維持には多大の労力と要  
 したと考之らぬ。洛水三橋や灞橋が頑丈な  
 石橋とされ、やはり都城の橋梁として  
 特別な配慮が拂ぬてゐる。地方州  
 縣にあっては、この程の規模の石橋建設はとう  
 之、不可能であらう。ちなみに、河北省  
 趙縣に現存する隋代創建の著名な安濟石橋は  
 全長五〇、八米に過ぎない。但し、安濟橋  
 は橋脚のないアーチ橋で、跨間三七、三五米  
 である。三渭橋は、秦漢時代にすでに木柱橋

として、灊橋は漢代に石柱橋として造られ  
ており、唐代にもそれと同一所で同じ材質の  
橋梁とさへしてゐる。は遇然ではなからう。終  
南山の山谷に源を發する灊水及び澹水が、渭  
水に比して流れが速いといふことに因ると考  
之られる。

水部曹の管轄下に置かれた造舟之匠

すなわち舟艇を横さきに並べて橋梁とする浮  
梁には、黄河に架せられた河中府の蒲津橋、

陝州の太陽橋、洛陽北面の河陽橋の黄河三橋

と、洛水に架せらるるに孝義橋がある。黄河三橋について後ニ詳述するので、ここでは洛水孝義橋について簡単に見ておこう。

孝義橋は洛陽の東北九〇里、偃師縣の東二〇里の洛水に架せらるる橋梁である。洛水北側を東へ向う従來の驛路が邙山南麓沿いのため迂回が多くて不便であることから、天寶七載（七四八）に孝義で洛南に渡河する新驛路が開設されたことが知られる程度で、唐代にはおける本橋の規模などは判らなからず、

後述するようには、宋代の本橋の橋長が約二  
 〇〇米強であることが判明するまで、唐代の  
 ものもおよその見當はつくであろう。また後  
 に言及する敦煌出土の唐代「水部式残卷」  
 (P. 2507) に「孝義橋所須竹籬云々」と見之るこ  
 とからも、曰六典曰に言う如く、開元年間以  
 降には孝義橋が浮梁であったことが確認出来  
 る。洛水に架かる永濟橋と孝義橋はともに東  
 都洛陽への要衝として國家の直接管理下に置  
 かれたのであつて、西都長安における三渭橋

と瀟橋の場合と事情は全く同じである。

次に中洲について見てみよう。河幅の大きな

大河川にあっては、中洲の存在が渡河地點

とさされる一つの背景となり、架橋の場所選定

にも重要な意味をもつ。渡河の方法としては

言うまでもなく渡船を利用することとが一般

的である。華北の大河川にあっては融氷期

の増水とリわけ氷塊が流下する時期がある

いは風雨の強い時候など、軽便な舟船での渡

河には多大の危険が伴う。水難の危険を出来

るだけ少なくなるにめには、河川上の舟行距離を短縮して對岸により早く到達することが望ましい。その意味で、中洲が存在する地が渡河地點として好適と言へるのである。中洲は河流が峡谷部から平野部に出て河幅が急に廣くなるような場所、あるいは河流が大きく灣曲するような場所に形成され易い。流速が大に大幅に遅くなつて溶かし込んだ泥土の沈澱堆積が促進されるからである。とソわけ、巨大洲が形成される場所は、上記のような地形

上の形成要因が大きく作用する地であつて、恒常的に大量の砂泥の供給を受け続けるため、その所在は古來あまり大きな移動變化はない。さて中國における大河川に形成される巨大洲は、洲上に數千あるいはそれ以上といつた多數の人間が定住して農耕を営み、時には洲上に城郭が築かれることすらあるようである。オーストラリアの島と言ふべき廣大なものが少なくない。巨大洲を形成する河川としては、流泥量の多い黃河が代表格であるが、華中や

華南の大河川においてもきわめて規模の廣大  
 な中洲が古くより知られてゐる。二、三の例  
 を紹介しよう。

荊州江陵の百里洲は、長江中に形成された  
 俗に周迴百里と稱せられる巨大洲である。長

江が三峽の狹隘な急流部から江漢平原に出た  
 所に形成されたもので、巨大洲形成には恰好

の地である。百里洲上には古くより多数の人  
 々が住み、農地が廣がってあり、とくに果樹栽

培が盛んである。三國時代、魏が吳領の荊

州江陵を攻撃した際、百里洲をめぐる攻防戦  
 が展開された。魏軍三萬は長江北岸から百里洲  
 までは浮梁を架して洲を占領した。<sup>(11)</sup> 南朝梁の陸  
 法和の百里洲にまつわるエピソードも興味深  
 い。彼は預知能力をもつ不可思議な人物で、  
 この百里洲上に壽王寺という佛寺を建立し、  
 この寺は後の北周武帝による廢佛の難をまぬ  
 がれたという。<sup>(12)</sup> 南朝以來、百里洲上に枝江縣  
 が置かれた。唐宋期にも縣として繼承されてい  
 ることから、洲の大きさとともに、洲上の

人口の多さが知れよう。(13) 唐代にはまた 荆南

節度使李昇によりて百里洲近邊の廢洲へ二橋

(一) 恐らくは浮梁) が架けられ 流民二千餘戸

が住みついた。(14) というから、百里洲以外のこの

附近の洲も巨大なものであったことが知られ

る。(15)

桂州城のすぐ東を南流する漓江中にある 訾

家洲の上に、元和十二年(八一七)に桂管觀

察使裴行立によりて亭宇が創建された大きな花

園が開かれた。蓋し桂山の靈に非ざれば以

て環觀するに足らず。是の洲の廣さに非ざる。

よ以て極視するに足らず。と云う桂州の名所

となつた地である。一洲は大水を經るも嘗

つて淹浸せず。相承けて言之らく其以浮

くなり(17)と傳承さるることから、訾家洲が

なりの廣がりをもつことを推測出来るのであ

る。

桂州城東の訾家洲と全く同様に、増水時に

も水没しないことである。中洲として、黄河上流

の靈州がある。靈州は黄河が青銅峽の狭い峽



州と呼ばれるようになったと云う。中洲が水位の高下に從つて浮くはずはなく、増水時にも水没しないというのは、河水面よりかなりの高さまで砂泥が堆積した巨大洲であることを示唆するものである。

## 第二節

蒲津橋と蒲州河中府城

陝西と山西の省境を南流する黄河は、龍門に至つてそれまでの狹隘な峡谷部を出て河幅

は急に廣まり、流氷も緩やかとなる。厚い黄  
 土層地帯を浸蝕しつつ深い峡谷を形成して流  
 下してきた黄河の流氷には膨大な量の黄土砂  
 泥が溶かし込まれ、龍門以南の廣潤な地に出  
 ると至る所に堆積して巨大洲を多數形成す  
 る。龍門から黄河が渭水を合して東へと大き  
 く流氷を變之る風陵渡までのおよそ一三〇キ  
 ロの間では、現在でも多數の巨大洲が存在し  
 ている。<sup>(20)</sup> 蒲津は黄河の屈曲部風陵渡の上流約  
 三〇キロの地であり、古來、河東と關中をつ

なく交通の要衝であり、黄河の重要な渡河地  
 とさめてきたのは、やはり巨大洲が存在する  
 ことから渡河に伴う水難の危険を軽減出来る  
 という利點があったからである。

唐代には蒲津には浮梁が架せられ、戦略的  
 にきわめて重要な立地かつ交通上の要衝で  
 あることから、既述のように、蒲津浮梁は中  
 央政府の直轄管理の下に置かれるとともに、  
 蒲津關が設置され關中の地への出入が檢問さ  
 れたのである。

蒲津に最初に架橋されたのは、戦国時代後  
 期の秦にまつてである。魏から河西及び河東  
 の地を奪取して東方進出を強める秦は、昭襄  
 王五〇年（前二五七）にこの地に初めて河橋  
 を造った。<sup>(2)</sup> 浮梁であつたことは、また、間違ひな  
 い。漢代には西岸に蒲津關が置かれ、この地  
 の重要性が十分に認識されて、たことが判る  
 。武帝は、レバシバ汾陰の后土祠に行幸して、  
 るが、もつぱら長安から蒲津を經由して至つ  
 てゐる。漢代以降の蒲津における架橋につ

いてはほとんど不詳であるが、事ある毎に應  
急の浮梁が造られたことは次の記事からも明  
らかである。

東魏丞相（高）歡、蒲坂に軍し、三浮橋を

造りて河を渡らんと欲す。魏丞相（宇文）

泰、廣陽に軍し、諸將に謂いて曰く、賊は

吾が三面を倚し、浮橋を作りて以て必ず渡

るを示す。云々。〔<sup>四</sup>資治通鑑 卷一五七 梁武

帝大同三年（五三七）正月條<sup>(2)</sup>〕

北魏分裂後における東西の兩雄、高歡と宇文

秦の對立抗爭の卒か、蒲津に浮梁が登場する  
 のである。この浮梁は明らかに戰術的なもの  
 であるが、「三浮橋」であったことが注目さ  
 れる。恐らくは河中の二大洲を三浮梁で接續  
 したものと考之られる。長大な河幅のあるこ  
 の附近の黄河であらう。舟を並べた浮梁方式  
 をとるにしても巨大洲の存在が不可欠である  
 ことを示している。後述する唐代の蒲津橋に  
 あって、あらためてこの點が確認出来るであ  
 る。高歡が浮梁を造つた翌年、すなわち西

魏大統四年（五三八）には、河東の地を確保  
 した西魏によってあらためて浮梁が架せられ  
 同九年（五四三）には、橋のためとの河岸  
 に築城さへして浮梁の防禦強化が圖られた。<sup>(23)</sup> 東  
 西対立の最前線に立地する戦略上の要衝での  
 西魏による築城であれば、東岸であったと考  
 えてよからう。と言うのは、これより先、五  
 三四年に高歡が河西に進出した際、蒲津西岸  
 にすむに築城してゐるからである。<sup>(24)</sup> 宇文泰に  
 よつて架橋された蒲津浮梁は、その後、北周

隋を経て唐初に至るまで、改修を繰り返し  
 ながら繼承されたようである。隋末に太原で  
 舉兵した唐高祖李淵が長安を自指して南下し  
 た際、隋の左武侯大將軍屈突通が蒲津を守禦  
 して李淵の關中への進撃を阻止せんとした。  
 この時、屈突通の作った作戦はまさには背水の  
 陣、すなわち河梁を断つて東岸の河東郡城で  
 嬰々守自守してゐる(24)こと、から、蒲津浮梁の存在  
 が知られるのである。隋末の戦亂の最中、  
 度は人為的に切斷された蒲津浮梁は、唐初に

は再建さへて關中と河東方面を結ぶ交通上の

利便が圖らへたことは、後述のよりに確實に

ある。開元九年（七一）蒲津浮梁は一大

改修がなさへてその姿を一新した。唐會要

卷八六橋梁條に次のように見之る。

開元九年十二月九日蒲津橋を増修す。鮪フナ

ぐに竹葦を以てし、引くに鐵牛を以てす。

兵部尚書張説に命じて石に刻して頌を爲ら

しむ。

張説が撰文した頌は彼の文集等に「蒲津橋贊

として著録さへてあり、大々的な改修のな

った蒲津浮梁の姿を具體的に記述している。

ここでは曰唐文粹の卷二四に著録さへた「蒲

津橋贊」を紹介することにしよう。

易に曰く、大川を渉るに利ありと。<sup>(26)</sup> 難きを

濟す也。書に曰く、舟を造<sup>在</sup>べて梁と爲すと。<sup>(27)</sup>

險しきを通ずる也。域中に四瀆有り、黄

河是れ其れ長し。河上に三橋有り、蒲津是

れ其の一たり。秦を隔てて塞と稱し、晉に

臨みて關と名づく。關西の要衝、河東の輻

湊 必ず是れに由る也。其れ舊制に、おつな 繩を

横よこまにまにすること百丈、艦を連ぬること千

艘。竿をあ辯み修して以て之を維まぎ、木を繫

ぎ圍みて以て之を距つ。亦た固しと云えり

。然しかれども冬氷の未だ令せず、春源初め

て解ける毎に、流漸峰嶮して川を塞ふきて下

ること、礎の如く臼の如く、堆の如く阜の

如し。或はあ攢ち或は提あせ、或は磨し或は切

る。繩の斷せられ航の破らこと、歳と

して有らこと、渭南の竹を殘し、隴

坻の松を仆レ、敗すハハ輒ち之を更之、  
 穀  
 しく費を供せざるト雖モ、津吏罪を成シ、  
 縣徒勞を告げ、以て常と爲す。開元十有二  
 載、皇帝之を聞きて曰く、嘻、我、其ハ慮  
 からんや。乃ち其ハ極を思索して祐ハを下  
 ニ敷かん。其ハ變に通いて人をして倦まし  
 めず、其ハ宜しきを相りて其ハを有司に授  
 く。鐵をして竹に代之、堅きを取りに脆き  
 に易之しめん。其ハ始めを圖りて久しかる  
 べく、其ハ終りを終らきて逸らけきに就か

んとす。無疆むきやうの休やすみ亦た無疆むきやうの極はたみを受け

ん。是に於て大匠は事と蔵たくわ之。百工は藝を

獻じ、晉國之一鼓を賦し、周官之六齊を法

とす。飛廉は炭を煽し、祝融は爐を理む。

是れ練レ是れ烹し、亦た錯レ亦た鍛す。結

して連鑠を爲り、鎔して伏牛を爲る。兩岸

に偶立し、中渾に襟束す。鑠は以て航を持

し、牛は以て纜とせなを繫とせなぐ。亦た將に水物を厭

之浮梁を奠む。又た其の舟間を疏し其の鷁

首を畫す。必亦や奔澌をして突かしめず、

積凌をして隘めしめず。新法既に成り、永

代に則と作す。云々。

ところで、右の記事では蒲津の新橋竣工を開

元十二年とし、前掲の唐會要に開元九年と

するのと三年の食違いがあり、この點につ

いて、おれが正しいかをまず確認しておかぬ

はならない。開元十二年とするのは、贊の他

の通典、新唐書、太平寰宇記(28)に存

ど、あり、開元九年とするのは、資治通鑑に

で、唐會要と同じく九年十二月に繫年し

てゐる。<sup>(29)</sup> この點に關して、一九六七年に西安

東北郊で出土した石刻資料「東渭橋記」碑が

明確な解答を與えてくれた。本碑によつて東

渭橋が開え九年十一月十八日に新たに竣工し

たことが明らかになるとも、「且つ夫れ

詩に造舟之役と美め、史に河橋の功を重んず

るとあつて、詩經には見ざる周文王による

渭水への架橋、史記には言う秦による蒲津

での黄河への最初の架橋を一體のものとして

密接に關連づけて言及してあり、都城長安と

渭北を結ぶ東渭橋の新建、渭北から河東に至  
 る要衝である蒲津橋の大々的存架之換之とが  
 同一プロジェクトとして存されたものである  
 ことが明らかとなった。従って、蒲津橋改修  
 工事の完成時期は、曰唐會要曰及び曰資治通鑑  
曰に言う如く、開元九年十二月とすべきであ  
 る。曰通典曰以下が開元十二年とするものは、  
 九年が脱落して十二月が十二年と誤記された  
 可能性が大きい。

玄宗の「早渡蒲津關」詩に「所希常道泰、

✳

非復俟繻同レの句がアリ張説の「奉和早渡

蒲津關應制レ詩に「關城雄地險橋路扼天津

レ徐安貞の同レ應制詩に「仙掌臨秦甸虹

橋關晉關レの句が見之(31)新建なつた蒲津橋に

よつて「道泰らかレとなり行旅の安全が確保

されたことが歌めている。玄宗は開元十一

年正月に洛陽を發つて太原に向い太原から

洛水沿いに南下して同年二月十六日に汾陰

の后土祠を祭り三月五日に長安に歸京して

あり(32)この時に蒲津橋を西へと渡橋した際の

作が先の玄宗及び張謐らの詩である。開元九  
 年十二月の竣工からいふが一季餘り後のこと  
 である。そもそも霸廢支配が弛緩するなかで  
 兵を北邊に耀かさんと欲ししに威示行動  
 が今次の太原巡幸であり、蒲津浮梁の架之換  
 之と東渭橋の新建とは、この巡幸のため、道  
 路整備を一つの背景としたものと考えらる。  
 そして玄宗が蒲津浮梁と東渭橋の事實上の  
 渡り初めを述べたのが、開元十一年三月と「う  
 こと」に存る。蒲津浮梁の竣工が十二年ではな

く、九年十二月でなければならぬのは、このことによつても明らかであらう。

さて「蒲津橋贊」に記されてゐるようには、

新修なつた蒲津浮梁は晝期的な橋梁であつた

。従前の浮梁構造が舟艇と竹索で接続し木杭

で固定しただけのものであつたが、ために、初

冬や初春には上流から流下する巨大な氷塊が

浮橋の舟艇と直撃し、あるいは竹索を切断す

る事態に對處出來なかつた。そのために、毎

年のように浮梁を新たに造成せぬ味ならず、

莫大な松や竹など架橋資材と調達せぬべから  
 なかった。さらに浮梁流失の責任を問われ  
 橋梁を管理維持する直接的な現場担当者であ  
 る津吏がこの不可避の事故の罪を買わされ、  
 再建工事に毎年のように動員される近郊農民  
 の力役負担も看過出来ないう状態となつて、  
 このような蒲津浮梁を、より強固な構造に  
 したのが開元九年の一大改修であつた。一  
 以持航、牛以繫纜、偶立於兩岸、襟束於中渾  
 ンとある如く、鐵鎖で舟艇を繋ぎ、鐵牛を鑄

造して浮梁繫留の支柱とし、中洲上の支柱を  
 も強化したのびある。東西兩岸に据之ら以て  
 鑄造鐵牛は有名なるもので、諸書に言及さ  
 以て  
 いる。

大唐開元十二年（九年十二月の誤り）、河  
 の兩岸に東西門を開き、各おの鐵牛四を造  
 る。其の牛下に鐵柱を並べて腹を連ぬ、地  
 に入ること丈餘、并びに前後鐵柱十六たり  
 。

（通典）卷一七九州郡九河東郡河東縣條

開元十二年（同じく九年十二月の誤り）ハ  
 牛を鑄る。牛ごとに一人の之を策する有リ  
 牛下に山有リ。皆を鐵子リ。岸を夾みて  
 以て浮梁を維ぐ。〔新唐書曰卷三九地理志  
 三河中府河西縣條〕  
 また大中九年（八五五）十一月、長安から洛  
 陽に至る途次に蒲津浮梁を渡つた智證大師圓  
 珍は次のように記している。  
 廿八日、（東渭）橋を過きて漸く行き、櫟陽  
 縣に至り、同州城に止まる。次いで蒲關を

渡リ、即ち舜城に到る。則ち此以河中府を  
 リ。黄河の兩岸を見るに、各おの鐵牛四頭  
 有リ。鎖を以て脚を繫ぎ船を縛りて浮橋の  
 基と爲す。<sup>(33)</sup>

こゝらの記事によつて、開元九年に新建なつ  
 た蒲津浮梁の梁がより具體的に浮び上つてく  
 る。黄河の東西兩岸に鐵牛を各四頭ずつ固定  
 して浮梁を繫ぎ留る支柱としたのである。こ  
 ゝら鐵牛の腹部から二本ずつ突き出した鐵柱が  
 地下一丈餘（三、一米以上）もの深さにまで

梁は	い	橋	こ	大	略	で	つ	い	埋
その	る	贊	を	地	坤	も	た	め	込
後	あ	レ	期	を	を	な	の	込	ま
三	る	ニ	待	象	牛	く	あ	い	い
〇	あ	モ	し	徴	と	四	る	か	つ
年	る	ト	た	す	爲	易	か	つ	四
以	る	亦	の	る	す	曰	ら	頭	は
上	る	將	あ	牛	レ	説	き	互	い
も	る	厭	あ	に	と	卦	わ	に	に
黄	る	水	る	よ	あ	傳	め	地	下
河	る	物	て	う	る	に	て	で	連
の	る	奠	水	て	に	ト	強	結	き
流	る	浮	難	水	因	坤	固	な	な
以	る	梁	を	難	つ	を	な	支	柱
に	る	レ	鎮	を	た	地	柱	と	な
	る	と	め	鎮	も	と	と	な	な
	る	見	る	め	の	爲	言	な	な
	る	之	こ	る	で	し	う	な	な
	る	て	そ	こ	い	申	ま	な	な
	る	て	一	こ			ま	な	な
	る	て	蒲	こ			ま	な	な
	る	て	津	こ			ま	な	な
	る	て	の	こ			ま	な	な
	る	て	新	こ			ま	な	な
	る	て	浮	こ			ま	な	な

耐之續けた。しかし、宋の嘉祐八年（一〇六  
 三）に至つて河水の大増水によつて流失し、  
 鐵牛も鐵柱も引き抜かれて河中に没した。  
 但し、水没した鐵牛はすべて西岸の四頭であ  
 り、うち三頭は巧妙な力學的方法によつてま  
 もなく引き上げられた。治平四年（一〇六七）  
 に浮梁も再建された。<sup>(35)</sup> 嘉祐八年における浮梁  
 の流失と鐵牛四頭の水没は、宋初以來、少し  
 亦つ黄河河道が西へと移動し、西岸の朝邑縣  
 域での溢水が頻繁となつたため、宋代に存つ

て西岸に護堤が築かれて年々嵩上げさへ、そ  
 の結果として増水時に河面が異常に高水位と  
 ならざるを得なかつたからである。このこと  
 は、東岸の河濱に立地する蒲州河中府城が河  
 水の影響を受け、ることが比較的輕微で、もつ  
 ぱら西岸が倒浸さへ易いことを物語つてゐる。<sup>(36)</sup>  
 宋代に引き上げられた西岸の鐵牛は三頭と  
 も明の正徳年間（一五〇六〜一一）さらには  
 は清初にも存してゐた。<sup>(37)</sup>一方、東岸の鐵牛四  
 頭及び四鐵人は、清末に至るまで存してゐた。

ことが知られる。(38) 宋から清末までの間における

る河水の倒浸が東側では少なかつたことが

このことからかも確認出来るのである。一九八

九年七月から八月にかけて山西省永濟縣の

古蒲州城西門外五〇米の黄河河濱の泥中に

り四頭の鐵牛と四人の鐵人が發見された。鐵

牛の體長は三米、重さは約九トン、二列に二

頭おつ並び、鐵人がその外側には立つ配置で出

土した。(39) 發掘情況の寫眞を見るかきりでは、

光緒 日 永濟縣志 日 所載の鐵牛圖と全く同じ配

置と見なしてよく、清末以後の何時の時期か  
 に泥土に埋没したものであつて、せいせいこ  
 こ百年の間のことである。重要なものは、東岸  
 の四頭の鐵牛及び四鐵人が泥土に埋まらな  
 けで、腹下の鐵柱によつて土中深く埋め込ま  
 れた唐代初設時のまま、その位置には變化が  
 ならぬであらうといふ點である。不鮮明な寫真  
 からあえて判別すると、二列の間隔はおおよそ  
 一〇、一五米、唐尺に換算すると約三、二、  
 四、八丈となり、文獻からは知り得なかつた

唐代の蒲津浮梁の橋幅を知る上で貴重な手掛  
 リを與えてくみたのである。

唐代の蒲津浮梁に關して最も詳細な記録を  
 殘してくいたのが、慈覺大師圓仁の口入唐求

法巡禮行記日である。圓珍が西から東へと渡

橋した十五年前の開成元年（八四〇）八月十三  
 日、五臺山から長安を目指す圓仁は本橋を河

東から河西へと渡った。

（八月）十三日、早に臨晉縣粉店宋家を

發つ。南行すること四十里にして、辛驛

に到り、店頭にて斷中す。齋の後、南行す  
 ること三十五里にして、河中節度府に到る  
 。黄河は河中府より已北は南に向きて流  
 へ、河中府の南に到りて便ち東に向きて流る  
 。北より入り、舜西門より出ず。側に蒲津  
 關あり。關に到りて勘入するを得。便ち黄  
 河を渡る。船を浮べて橋を造り、關さ二百  
 歩ばかりなり。黄河の西の流にても橋を造  
 ること兩處。南流するのと遠からずして兩  
 派合す。都て七重門を過ぐ。西に向いて行

くにと五里にして河西縣八柱寺に到りて宿す。寺は縣城の西に在り、縣を去ること百歩ばかりの地なり。<sup>(40)</sup>

この記事によつて、蒲津浮梁が中洲を媒介として二本の浮梁から成つてゐることが明確に

知られるのである。橋長はそれぞれおおよそ二

百歩（約三一米）あり、東岸と中洲、中洲

と西岸のニヶ所に架橋さへてゐる。蒲津關は

正しくは西岸に置かれてゐるが、後

述のようにな、東岸の河中村蒲州城（河東縣城

俗稱舜城)と西岸の蒲州河西縣城とは事實  
 上一體の城郭と見なし得るものがあるから、  
 圓仁の記述が必ずしも誤りとは言えないであ  
 るう。蒲津關は(河東)縣の西四里(約二  
 三四〇米)に在り(白元和志口卷一河  
 中府河東縣條)といふこと、この地の中洲の  
 幅が一〇〇米を超えたる巨大な洲であつたこ  
 とが判る。<sup>(41)</sup>圓仁が河中府城から蒲津浮梁を經  
 て河西縣城の西におよそ百步(約一五六米)の  
 八柱寺までの距離を五里と記してゐるのとう

まゝ合致する。

さて、圓仁がこの渡橋の際に七重門を通過  
 したとして、いる點に注目すべきである。これ

こそが河中府城の全體構造と密接に關連する  
 からである。まゝ主郭である河東の河中府城  
 から見てみよう。河中府城は河中府・蒲州の

治所であるとともに、郭下縣の河東縣城でも  
 ある。大城（外郭城）と子城（牙城）の重複

構造であつたことは、五代期において確認出

来る。(42) この重郭構造はすでに唐代において

同様であつた。唐代、大城内に舜廟があり、  
 舜廟を中心とした一畫が舜城と呼ばれてゐた。  
 ことから<sup>(43)</sup>河中節度使の使府が置かれるよう  
 になら唐後半期に舜城が牙城とされたと考之  
 られるからである。圖仁が大城北門より入城  
 して舜西門から出たと記してゐるものは、  
 舜城の西門を指してあり、このことから子  
 城たる舜城は大城内の西側にあつて西壁と共  
 有する形であつたと推定出来るのである。一  
 方、黄河を夾んで對岸の西側には河西縣城が

あった。河西縣は乾元三年（七六〇）に蒲州

が河中府へと昇格されたに伴って、河西の

地の同州朝邑縣域の一部を析いて新設された

縣である。<sup>(44)</sup> 安史の亂の最中のこと、この三

年前に回復された長安の防衛強化策であるこ

とは明らかである。河西縣治は當初は鹽坊に

ついで貞元七年（七九一）にかつての折衝

府である舊安遠府城に置かれた。<sup>(45)</sup> 河中府河東

縣城と東城、河西縣城を西城と呼び、ともに

蒲州河中府の郭下縣として一體のものとな

ゆ

さみ<sup>(46)</sup>た。蒲津浮梁の兩端を防禦し、兩城をも  
 って事實上の蒲津關として關中と河東方面と  
 のかなめとしたのである。そして最も注目す  
 べきなのが中渾城の存在である。渾とは灘と  
 同義で河中の洲のことであるから中渾城  
 とは中洲上に築かれた城郭である。既述のよ  
 うに當時のこの地の洲幅は一〇〇〇米を超  
 える巨大なものであったと推定されるから、  
 一邊一里半、周六里程度の規模の城郭を築く  
 ことは十分に可能であった。中渾城の存在は

すでに隋末に知られるから、<sup>(47)</sup> それ以前の築城  
 ということになる。五三四年の高歡による西  
 城築城時、あるいは五四三年の宇文泰による  
 東城築城時の垣に中渾城も築かれたと考えて  
 よからう。このように河中府城は河東縣城と  
 河西縣城、そして巨大な中洲上の中渾城とい  
 った三城から成っており、蒲津浮梁の東西及  
 び中間という三重の關防機能を備えたもので  
 あった。従って、蒲津浮梁を渡橋する際には  
 これら三城の各城門を通過せねばならなかつ

三。圓仁が七重門と記してゐるのは、中渾城の存在を無視しては正確に理解できないうであらう。

第三節 河陽橋と河陽三城

黄河が風陵渡で大きく東に向きを変えて東流することおおよそ三〇〇キロ、あゝうど邙山を隔てて洛陽の北附近に至ると、太行山脈が途切れることによつて河流の北側は大きく開

けた華北大平原への出口に當る地に出ること  
 にならぬ。峡谷部を抜けた河流は流速を著しく  
 緩め、河幅も急に廣大となるため、巨大洲が  
 きわめて形成さし易い地となっており、現在  
 でも多數の巨大洲の存在を確認出来る。(48) 巨大  
 洲が多數存在すし、洛陽の北面という  
 地理的立地と相まつて、古來孟津(盟津  
 、富平津)として絶好の黄河渡津とさしてき  
 たのである。曰水經注曰卷五河水篇に次のよ  
 うな興味深い出来事が記されてゐる。

河水又た東して洛陽縣の北を逕ぐ。河の南  
 岸に一碑有リ。北面に題して云う。洛陽の  
 北界たりと。津、水二渚、之に分屬す。上  
 に舊と河平侯祠有リ。祠前に碑有るも、今  
 は所在を知らず。郭頌の曰世話に曰く、  
 晉文王の世、大魚、孟津に見わる。長さ數  
 百歩、高さ五丈、頭は南岸に在リ、尾は中  
 渚、河平侯祠に在リと。即ち斯の祠なり。  
 右の記事によつて、まづ酈道元の時代に津渚  
 、水渚と呼ばれる巨大洲がほぼ平行してこの

地に存在してゐたことが知られる。さて曹  
 魏末の司馬昭實權期に大魚が出現したと言ふ  
 出来事は、一見するといかにも荒唐無稽なこ  
 とに思へる。しかるがら、この地の河流の  
 あり様を考慮すると、單なる虚構だとして一  
 概に否定し去ることは出来ない。つまりそ  
 のなりに合理的な説明が可能なのである。長  
 さ數百歩（百歩は約一五六米）高さ五丈（約  
 一一・二五米）の大魚とは、比較的短期間  
 形成された砂洲ではなかつたか。この程度の

中洲であらば、この附近では巨大洲の部類に  
 は入らないが、かなり特異な現象ではあった  
 であらう。南岸と巨大な中堵に橋渡す形が出  
 來た砂洲が、魚形に似ていたことが注目を集め  
 、「大魚」の出現と見なされたものである。こ  
 のエピソードは、孟津附近の黄河河中に洲が  
 形成され易いことを物語るものとしてきめ  
 て興味深い。なお、二十數年、司馬昭の子で  
 ある晉の武帝によつてこの地に初めて架橋さ  
 れるといふ事實を考之合せると、黄河を横切

る形で出現した大魚。すなわち中洲の短時の  
 形成は、架橋工事へのある種の契機となつた  
 とも考へらる。  
 さて、この地での最初の架橋は、西晉の杜  
 預の建議によつて實現した。都城洛陽の北面  
 に架橋することは防衛上問題ありとする反對  
 論を抑えてのことであつた。反對論を抑える  
 ために、司馬昭時代の「大魚出現」という瑞兆が  
 持ち出されたであらうことは十分に想像出來  
 る。(49) 言うまでもなく浮梁であり、直接の記録

はないものの、やはり巨大洲の存在にあってはじめて架橋が實現したことは疑いなく、ところである。北魏孝文帝の洛陽遷都により、都城防衛のために設置された東、西、南、北の四中府のうち、北中郎將府城（北中府）が孟津北岸に築かれたのは、孝文帝の太和十八（十九年）（四九四〜九五）の頃である。前掲水經注には續けて次のようにある。

河の北の岸に倒いて二城の相い對する有り。北中郎府を置き諸もの徒隸、府戸を徙

し、并びに羽林、虎賁の隊を領して之を防

ぐ。

ここに見之る河橋の北側に築かれた北中郎府、すなわち北中郎將府城が唐代の河陽縣城（北城）として承け継がれるのである。

洛陽北面の黄河に架せられた河陽浮梁は、その地理的立地からする戦略上の重要な要衝として、事ある毎に兵家必争の地となつた。

のは當然であつた。北魏末の動亂期である五

三八年、爾朱榮が孝莊帝を擁して并州から洛

陽を攻略した際に、河橋をめぐる激しい攻防  
 が展開された。(50) 翌五年には、北海王顥が  
 南朝梁と結んで洛陽を奪取して一時的に政權  
 を掌握した際に、も爾朱榮の北からの反撃に  
 對して河橋を夾む北中城、河中瀆、そして南  
 岸に重兵を配して洛陽防衛を圖つてゐる(51)た  
 だ、この時點では北中城の存在が知られるた  
 けで、中渾と南城に關する言及は全くない。  
 中渾城と南城が見えるのは、この約十年後、  
 北魏分裂後における東西魏の激しい對立抗爭

期であり、蒲津浮梁の東西兩城と中渾城の築

城と全く時期を一にしてゐることは注目すべ

きである。すなわち、南城の初見は東魏元象

元年（五三八）のこと、邱山の戦の前哨戦

として河橋の攻隊が繰りひろげられた時であ

る。<sup>(52)</sup> 中渾城の築城は元象元年であることがは

っきりしてゐるから、<sup>(53)</sup> 南城の築城もこの年を

さかのほることはほとんど遠くない時期と考へて

よからう。中渾城には東魏以來、河陽關が置

かれ、唐代にも設置年次は不明ながら、やはり

關が置かれた。その地理的立地からして當  
 然の措置である。但し唐代には東都洛陽の  
 北面というきわめて重要な要衝の關津である  
 にもかかれず、中央刑部の司門曹が管轄す  
 る二十六關に河陽關は含まれていない。<sup>(54)</sup> 河陽  
 浮梁が工部水部曹の直轄であることからい  
 へばやや奇異な感じがしよう。もつとも二十六  
 關は主として西都長安をもつほら念頭におい  
 た關中中心の配置であり、唐代前半期の戰略  
 觀を反映したものと云える。曰え和志曰に「

天寶已前、亦た其の上に關を置くと中澤上  
 の河陽關設置を言うから、開元二十六年（七  
 三八）の四六典四成書以後、天寶初（七四二  
 ）の間に關が置かれたか、あるいはこの間に  
 中央直轄の關に昇格したか、いふかである。  
 う。<sup>(35)</sup> だが、すいば、開元九年（七一）に新建  
 になった蒲津橋との時期的な近さが注目される  
 のである。泰平の世を謳歌する開元期におい  
 て、兩京への喉咽に當る蒲津關と河陽關の要  
 衝としての重要性が改めて認識された結果だ

と考へらるるからである。

唐代においても、河陽三城及び浮梁をめぐ  
 る攻防がしばしば展開された。隋末以来の群  
 雄がなお割拠する唐初の武徳三年（六二〇）、  
 創業期の唐にとって最大のライバルであった  
 竇建徳集團に属する一勢力李文相が五千餘の  
 兵力をもつて孟津中澗に據ったことがあ  
 る。<sup>(註)</sup> 恐らくは中澗城を占據したものと  
 思われるが、その兵力数から見てもこの  
 地の中澗が、いかに大きなものであ  
 ったかをうかがわせるに十

命である。

安史の亂に際しても、河陽三城は河橋のあ  
る渡河地點としてきわめて重要な戦路上の要  
衝となる。安祿山死後の七五年三月、再度  
洛陽攻略を目指す史思明軍へ南下を阻止せん  
とした官軍総帥郭子儀は相州での戦いに敗れ、  
河陽にまで退却して敵の洛陽進出を食ひ止  
めようとした。この時、洛陽を放棄して蒲州  
と陝州にまで後退し、西都長安の安全を確保  
すべしとするのが多数の意見であった。つま

リ、蒲津橋と太陽橋の二つの河橋の線で叛亂  
 軍の入關を阻止せんとする消極的な防禦策を  
 ある。しかし都虞候張用濟の河陽三城を固守  
 すべしとする策が採用された結果次に言及  
 する李光弼による河陽三城及び河陽浮梁の確  
 保が可能となつたのである。歩兵五千を率い  
 て河陽に入つた張用濟は一部する所の兵を  
 役して南北兩城を築きて之を守り<sup>(57)</sup>とあるこ  
 とから南北兩城が新たに再建された如くで  
 あるが、これに先だつ亂初期での洛陽陥落前

後にかなりの損壊を被った城壁が補修さへて  
 城守に堪えるようになったものに見えるべきで  
 ある。郭子儀に代って官軍総帥となった李光  
 弼は、洛陽を空城にして河陽三城と河橋を死  
 守する作戦をとった。その結果として、洛陽  
 方面から西行して關中に至るもう一つの要衝  
 である陝州の防衛力を強化するだけの時間的  
 餘裕が生まれ、敢えて洛陽を奪取さへな  
 らな。西へかた畿内を越えず、  
 關中  
 進出と阻止することに成功した。

時に三城壁壘完ならず、芻糧は旬日を支えず。  
 賊將安太清等兵數萬を率いて四面より急攻  
 す。(李)光弼、賊勢の西へかた河、潼を犯す  
 と懼れ、極力孟津を保ちて以て其の後を倚す。  
 (中略) 俄かにして賊黨大いに河濡に敗らる。  
 (郭)廷玉、賊將徐瓊を擒て還る。是に由り  
 賊は中渾の圍みと解き、信宿に退居す<sup>(59)</sup>と  
 見ざるやうに、七五九年三月時點下の張用濟  
 による南北兩城の增強工事はお未完了がら  
 城守に堪ふる程度にはなつておらず、かつ中渾

城の補強も存さへてゐることが知られる。こ  
 のように河陽三城とくに浮梁を押しやること  
 によつて、洛陽から黃河北側への道を閉ざし  
 さらには陝州の防衛強化によつて太陽浮梁を  
 も官軍側が確保したために、黃河北側から二  
 橋を經由して官軍側は迅速な作戦行動をとる  
 ことが可能となり、叛亂軍が西進して關中を  
 うかがうことが出来なくなつたのである。こ  
 の時の河陽攻防戦において、季光弼は南城、  
 中渾城、北城の間を巧みに軍を移動させて敵

側への攻撃を分散させ、攻撃目標を攪亂させる  
 ことで河陽三城を守り抜いた。南岸・中渾・  
 北岸の三城を河橋によって迅速に移動するこ  
 とが出来たことこそが、作戦成功の鍵であ  
 ったと言つてよい。(60)  
 唐末の黃巢の亂においても、戦略上の要衝  
 としてこの地が登場する。長安を放棄した黃  
 巢軍は武關經由で河南方面に轉進し、陳州を  
 包圍するとともに河南各地を寇掠した。太原  
 から官軍の救援のため南下した河東節度使李

克用の軍五萬は、天井關を通つて河陽橋を渡  
 河レ河南方面に赴こうとしたが、河陽橋を管  
 轄する河陽三城節度使諸葛爽は「辭するに河  
 橋完ならずを以て」との口實をもうけて河陽  
 橋での渡河を拒否し、さらには天井關を南に  
 抜けたすくゝの地である萬善鎮に兵を配して河  
 陽藩鎮領域内を李克用軍が通過することに實  
 カで阻止する舉に出た。そのために李克用軍  
 は「乃ち兵を還して陝・河中より河を渡り  
 て東レせざるを得なかつた。(61)」  
 一時期、叛亂倒

に身を置いた諸葛亮であつたから、李克用を  
 恐めること大であつたからである。<sup>(62)</sup> 李克用は  
 大きく西に迂回して太陽橋と蒲津橋で渡河し  
 ありためて陳州救援のため東行せぬばなら  
 なかつた。黄河三浮梁の戦略的重要性がここ  
 によく見てとれるであらう。

黄巢の亂後の群雄が割據し始めるハハ八年  
 河陽節度使李罕之の虚を衝いて河南尹張全  
 義が河陽三城を奪取した時、一虚に乗じて河  
 陽を襲ひ、黎明に三城に入る。罕之、垣を踰

之て歩走し、全義、悉く其の家を俘とし、遂  
 に河陽節度使を兼領す。罕之、澤州に奔り、  
 救いを李克用に求め<sup>(63)</sup>と見え、洛陽を本據と  
 する張全義は南からの急襲によって南城、中  
 渾城、そして北城を一氣に攻略してゐること  
 が判る。すなわち、浮梁の存在が、いふにそ  
 可能であつたのである。  
 五代期においても河陽浮梁と三城の重要性  
 は變りない。一例だけ示そう。後唐最末期の  
 九三六年閏十一月、契丹の援助を得た後晉高

祖石敬瑭は太原から洛陽に向け軍を南下させ  
 した。懷州にまで親征して前線兵士の士氣鼓  
 舞に努めていた後唐末帝は、壬申、唐主  
 還りて河陽に至り、諸將に命じて南北城を分  
 守りさせ、六日後の己丑には、唐主、河陽節  
 度使裴從簡と趙州刺史劉在明に命じて河陽南  
 城を守らしめ、遂に浮梁を断ち、洛陽に歸し  
 った。<sup>(64)</sup> 孟州河陽縣城である北城及び中渾城を  
 放棄し、河陽浮梁を切斷して黃河南岸の南城  
 のみで洛陽防禦禦を圖るといふ作戦は、河陽三

城とその間の浮梁が一體となつてはじめて十  
 分なる防禦機能を發揮し得るこの地の戦略的  
 利點を無視したきためて拙劣なもと言つて  
 よい。事實、ぬすか十五日後に洛陽は陥さへ  
 て末帝は自殺し、後唐は滅亡したのである。  
 以上に唐代を中心として河陽三城及び河陽  
 浮梁をめぐる主要な攻防を見てきた。このよ  
 うな戦略要衝であるがため、故に乾元（七  
 五）ハク六〇）より已後、常に重兵を置く。貞  
 元（七八三）の後、加えて節度を置き、都

城の巨防たり<sup>(85)</sup> といふ認識があらためてな  
 ることになり、特別の軍事使職が置れるこ  
 とになる。すなわち、七六三年五月に置か  
 れた河陽三城鎮遏使（河陽三城使）がそれであ  
 る。安史の亂における戦訓に基づき措置であ  
 ることは言うまでもなからう。ついで七八一  
 年には河陽三城鎮遏使は節度使に昇格され、  
 より強力な兵力を保有することになった。東  
 北にある最大の「反側之地」魏博藩鎮に對す  
 る東都洛陽の防衛強化策である。<sup>(86)</sup>  
 以後、河陽

三城節度使は唐末五代にまで存続することはい  
 先に言及したこの地をめぐるいくつかの攻  
 防戦にも見えてゐる通りである。

さて、河陽浮梁の橋梁としてゝの規模はいか  
 ほどであつたのであろうか。唐代の河陽浮梁  
 に關してその點に直接言及する資料は見當ら  
 ないが、宋代のそれは具體的に知るこゝとが出  
 來る。一〇七二年、入宋僧成尋が東京開封府  
 から五臺山に向う際に河陽浮梁で北に渡河し

、詳しく記録を残してくゝてゐる。十一月七

日ニ鞏縣を経て西鄰の永安縣内に入つて以後  
 と次へように記してゐる。

永安縣の馬鋪に至る。馬十匹出替し、十二  
 里を過ぎ潞河の浮船橋を渡る。大船十六隻  
 と以てす。渡ること二町許りの橋なり。

中略 この間三十九里通過。河陽縣に至る。

南北樓門は廣大なり。北に向いて行來す  
 る也。次いで黄河の浮橋を渡る。先亦五町  
 許り、大船廿一隻を浮べ橋を造る。一里を  
 隔て次いで浮橋を渡る。十六大船、三町許

リ、河二分の所也。河陽驛を過ぎ、孟州河

陽門前に至る<sup>(67)</sup>

右に引用した前段部分、潞河に架かる橋長お

よそ二町(約二一八米)の浮梁とは、潞は洛

と音通にあり、またその位置から見ても、既

述れた唐代中央直轄の浮梁の一である洛水に

架かる孝義橋、宋代の奉先橋であることは間

違いない<sup>(68)</sup>。これによつて唐代孝義橋の規模も

ほぼ推定出来るであろう。後段部分に河陽浮

梁についでその具體的記述が見えてくる。宋代

に即して、ほほ同じ地點に浮梁が架橋さ  
 して、約五町（五四五米）の南浮梁と約三  
 町（三二七米）の北浮梁の二橋からなつて、  
 ること、その間の中洲の南北幅がおよそ一里  
 （三九二七米）と、いう巨大なものであつたこ  
 とが知られる。<sup>(69)</sup> 唐代の河陽浮梁と全くの同一  
 規模ではなからうが、十一世紀後半のこの記  
 録によつて、唐代河陽浮梁の規模もおおよそ  
 の見當がつくであらう。ところで、成尋の記  
 録では宋代に中潭城が存在したかどうかは不

明にありが、注目すべきは南城及び北城の黃  
 河との相對的な位置關係である。南浮梁、中  
 潭、北浮梁を経て、河陽驛を過ぎ、孟州、河陽門  
 前に至ると記してゐることから、兩浮梁と  
 渡橋の後、孟州に至るまでに河陽驛を通過し  
 てゐる。孟州は會昌三年（八四三）に河陽、  
 河清、濟源、溫、汜水の五縣を以つて新設さ  
 れた州で、河陽三城の北城、つまり從來の河  
 陽縣城に州治が置かれた。宋代になつてま  
 じめのまゝ孟州城と郭下の河陽縣城と二つ行政

上の區分に変化はない。成尋が言う「南北の  
 榑門は廣大なるものほ南城をあり、渡橋後  
 の「孟州河陽門」は北城の南門であることほ  
 言うまでもない。南城から南浮梁に至るまじ  
 には北に向いて行來す、中渾を横斷して北  
 浮梁を渡り孟州城に至るまじに「河陽驛を過  
 ぐ」と言うように、南北二城と河畔との間に  
 はや距離があることを示唆している。曰太  
 平寰宇記には「南浮橋、縣の南一里に在り  
 し」とあり、孟州河陽縣城、つまり北城から

浮梁までの距離が一里（宋里五五三米）あり

この間に宋代には河陽驛が置かれていたこ

とになる。曰え和志曰に「南城、縣西に在り

四面は河に臨む、曰襄宇記曰に「南城は

縣と接す」とするものは、ともに中渾城に關す

る記述が混入した誤りとせぬばならない。<sup>(70)</sup>

だ南城が孟州河陽縣城の西に位置するといふ

のは必ずしも誤りとは断じ切れない。この附

近に限って言之べ、黄河は西北から東南方向

に流れており、北城と南城との相対的な位置

關係は、北城の西南西方向に南城があつたと  
 推定出来るからである。黄河の流は、南側  
 の邙山に規制されてこのような方向に流下す  
 るのであり、廣く開けた北側への河道の移動  
 が後世になる程顯著となる。金代には、孟州  
 河陽縣城は河道の北移にさらされ、十五里（  
 約八、三キロ）も北の地に新城が築かれて孟  
 州治が移さへてゐる。そして舊城は下孟州、  
 新城は上孟州と呼ばれるようになった。上孟  
 州が現在の孟縣であり、下孟州つまり、唐

宋期の孟州河陽縣城は黄河河道の北移によ

て現在では完全に姿を消してしまつてゐる。<sup>(61)</sup>

そのために、唐代の河陽三城と河陽浮梁の正

確な位置を比定することほとんど不可能に

近いと言つてよい。蒲津浮梁の場合には、河

中府河東縣城が永濟老城として一部ではある

が現在まで残存するとともに、東岸での四頭

の鐵牛の出土によつて、架橋地點がほぼ確定

出来るのは對照的である。

最後に、蒲津、太陽、河陽という黄河三浮

梁の唐代における管理について簡単にふいて  
 あきたい。この點に關しては、曰六典四卷七  
 工部水部曹條の前掲部分以下に記さぬてゐる  
 が、より詳細な規定を記してゐる敦煌發見の  
 開元二十五年「水部式殘卷(S. 2505)」に據つて見  
 ていくことにする。(72)以下は「水部式」殘卷の  
 關連規定である。河陽橋には水手二五人、(  
うち一〇人は竹木匠)、太陽橋には水手二〇  
人(うち一〇人は竹木匠))が配備される。  
 蒲津橋に配備される水手數は缺落して不明で

あるが、水（木の誤記か）匠が一五人である  
 ことから、二五〇人以上と推定される。木橋  
 である三渭橋での守橋丁が三〇人と木匠が八  
 人、石橋である灞橋での分番守當に役せられ  
 る殘疾・中男がわずかに五人、同じく石橋であ  
 る永濟橋でも二人とさめめて少ないのと較べ  
 ると、その差違は顯著である。すなわち、浮  
 梁の管理とくに橋梁維持がいかにも多大の力  
 力を要したかが判る。浮梁が流失や損傷の危  
 険に常時さらさるゝといふ橋梁と

しての構造上の弱点に因るものであることは  
 言うまでも余かろう。とりわけ黄河三浮梁の  
 場合には、増水期の流速増大によつて生じる  
 過大な負荷、氷塊流下による損壞、その他様  
 々な不測の事態に備へることが必要であつた。  
 季節的に豫測し得る事態には、あらかじめ  
 浮梁を解き開いて脚船と兩岸に回収しつつか  
 り過すことが出来たが、それでも様々な流下  
 物による損傷は常に覺悟せねばならないのが  
 浮梁の宿命である。そのために、黄河三浮梁

には補修のため各種資材が必須である。

水部式に殘卷には、補修用資材の常備數やそ

ゆらの供給地についての詳細な規定がある。

ている。河陽橋では、毎年、繫船用の大量の

竹索は宣、常、洪三州で調達し、脚船は潭、

洪二州で造船して送ることになっている。蒲

津、太陽橋では、三年ごとに竹索は長安西

郊の司竹監で調達し、脚船は嵐、石、顯、勝

、慈五州の木材を伐採して筏送り、橋所は木

匠が造船することになってゐる。三橋とも備

蓄數量は、脚船では浮梁に要する半數の般隻  
 數を、それ以外の各種備品は同數を常時備之  
 ておくことになつてゐる。浮梁維持に伴之消  
 耗品がいかに多かつたかが知れよう。一方、  
 三橋への竹索や脚船を供給する地が異なるこ  
 とに注目された。河陽橋へはもつぱら江南  
 の長江沿いの三州から、蒲津・太陽橋へは關  
 中の司竹監と河東、關汝道北部の黄河沿いの  
 諸州から供給する規定となつてゐる。こゝでは  
 太陽橋と河陽橋の間にある黄河の最大難所、

三門砥柱の險に因るもの他にない。三門  
 峽は激流と無数の暗礁のため、事實上、水  
 運は不可能であった。所以故に、三峡より下  
 流の河陽橋へは長江と大運河、そして黄河を  
 利用して、三門峽より上流にある蒲津、太陽  
 二橋へは一部は渭水を、主として黄河によっ  
 て資材を輸送することが出来たのである。又  
 ムースナ輸送ルートから資材供給地が選定さ  
 れてゐることも、黄河浮梁の管理維持にい  
 かに意が用いられてゐるかが知られるのであ

る。既述の如くに、この「水部式」殘卷に見  
 える規定は開元二十五年式であり、その後  
 安史の亂を経て、地理的戰略的な見直し  
 となり、この浮梁の架せられた地には内地節  
 度使が置かれることになり、恐らくは三浮梁  
 は實質的にはその以ての節度使の管理の下に  
 置かれたと考之られるが、橋梁管理のあり方  
 は基本的には大きな變化はなかつたはあ  
 る。ともかくも、黄河三浮梁の管理維持には  
 石橋や木橋に較べてはるかに多大な労力と

と經費が必要であつたことが、上記「水部式」  
 殘卷に見える諸規定からだけでも明らかであ  
 る。

おわりに

唐代の黄河三浮梁のうち、構造を全く同じ  
 くする河中府蒲津橋と河陽三城河陽（盟津）  
 橋について検討してきた。黄河河中の巨大洲  
 互媒介にして二つの浮梁を分設する架橋方式

によつて、脚船及びそれらと繋留する鐵鎖や  
 竹索にかかるとる負荷を出来るだけ軽減するた  
 めの技術上の工夫がなされた。また兩岸に二城  
 を配するだけではなく、巨大洲上にも中津城と  
 呼ばれる城郭を築き、今設された二浮梁のそ  
 ろがいの兩端部に城郭が位置するといふ。三  
 城が一體となつて浮梁を防禦し、かつ關津機  
 能を強化する特異な構造も全く同じである。  
 蒲津東城は蒲州河中府城で西城は河西縣城、  
 盟津北城は河陽縣城（のち孟州城）として地

方行政上の一中心であるだけに、兩京至  
 近の關津として、橋梁をもつ渡河地點として  
 交通上あるいは戰略上にあつて特に重要視  
 された地であり、他の一般の府州縣城とは大  
 きく異つた性格を帯びていた。唐代には、河  
 中府城や河陽三城のような中渾城をもつ三城  
 形式の城郭構造は他に例を見ない。強いて類  
 例を求めるとすれば、太原府城であらう。太  
 原府城の主郭は汾西の周四十二里餘の西城で  
 その防禦強化のために唐初に汾東に東城が

ついで泧水を跨いで東西兩城を接続する形  
 で中城が築かれ、西・中・東三城一體の構造  
 となった。しかし、太原府城の場合には、中  
 城内に橋長七五歩（約一一六・六米）、橋幅  
 六・四丈（約一九・九米）の泧橋を取り込ん  
 だと考えられるものゝ、泧橋を以て自體の防禦  
 を主目的としたものではない。あくまでも城  
 郭の防禦強化を意圖しての築城であった。  
 らにまた、中城は泧水洲上の中潭城ではなく  
 既述のように、東西兩城を泧水を跨いで直

ok.

接ニ接続シテ複郭構造であリ。河  
中府城ヤ河陽三城トハ構造上ニ  
あハテ基本的ニ異なるものである。<sup>(74)</sup>

唐代以前ハ中澗城を伴フ三城構造  
ハ城郭を一つだけ示ス。コト  
ハ元和志四卷九徐州彭城縣

(郭下)條ニ見ズル次ハ  
ヨウナモハである。

呂梁故城 (彭城) 縣ハ東五十七里ニ在リ。

(中略) 城ハ泗水ニ臨ミ、  
高さ一百四十尺

周廻十七里。此ハ城ハ東二里ニ三城有リ

一ハ水南ニ在リ、一ハ水中澗上ニ在リ、

一は水北に在り。並びに高齊の築く所、鎮  
 を立て以て陳寇を防ぐ。  
 泗水をはさんで南北兩城と洲上の中渾城とい  
 う三城一體となつたこの軍鎮は、北齊が陳と  
 の國境線上に軍事要塞として築いたものであ  
 る。泗水中に巨大洲が存在するこの地は、陳  
 の北進する場合には絶好の渡河地點とされる  
 可能性が大であつたからである。ここには橋  
 梁は架けられてはいないようであるが、巨大  
 洲を夾んだ三城構造は、蒲津や盟津と基本的

に全く同一であり、しかも時期をほぼ同じく  
 して出現していることは、なほだ興味深い。  
 華北では東西の嚴しい對立關係、全中國の視  
 野からすれば三國鼎立といふ情勢が、このよ  
 うな特異な城郭を生み出したことは明らかであ  
 る。巨大洲の存在する地は、平時にあっては  
 渡津として交通の要衝となり、戦時にほきめ  
 めて重要な戰略要衝と化すこととあらためて  
 確認出来るであらう。



第六章註

(1) 曰元和郡縣圖志曰卷五河南府洛陽縣條一

津橋在縣北四里。隋煬帝大業元年初造

此橋以架洛水。用大纜維舟皆以鐵鎖鉤

連之。(中略)然洛水溢浮橋輒壞。貞觀十

四年更令石工累方石為脚。

(2) 拙稿「唐代東渭橋と東渭橋倉」(京都大學

教養部人文曰三二一九八六) "Eastern

Wei Bridge and Eastern Wei Bridge Quarry during

the Tang Period" (Acta Asiatica No 55 1988)

參照

(2) 前注(1)參照

(4) 唐會要卷八六橋梁條上元二年司農

卿韋機始移中橋(中略)然每年洛水泛溢

必漂損橋梁倦于繕葺故使李昭德始創

意令所司改用石脚銳其前以分水勢自

是無漂損之患

(5) 元和志卷五河南府壽安縣條永濟橋

在縣西十七里煬帝大業三年置架洛水

隋亂毀廢貞觀八年修造舟為梁長四

十丈三尺 廣二丈六尺。

(6) 曰南部新書曰卷戌「開元四年中丞王怡疊

石重造永濟橋」翌五年正月に玄宗が東都

洛陽へ行幸した際王怡は行幸の先導役で

ある知頓使に任ぜられてゐるから永濟橋

の石橋への改修工事は東都行幸の下準備と

見られる。

(7) 曰六典曰の記述「石柱之梁四。洛三。灞一

洛則天津・永濟・中橋。灞則灞橋也」曰

舊唐書曰卷四三職官志二工部水部條同文

からすると、洛水三石橋は洛陽南北城を連

絡する天津橋、中橋、浮橋の三橋のよう

に、も讀み取れる。徐松曰唐兩京城坊考卷五

洛陽通濟渠條で「按渠至通利、慈惠之北、

有浮橋。通鑑（？）云、洛水逕端門、左右

掖門前、有天津、永濟、中橋三橋。按橋無、

永濟者、疑即通濟之浮橋、通誤作永耳」と

注記してゐるのは適切である。永濟橋は可

六典に「石柱之梁」としてゐるからには

壽安縣の橋梁以外にはあり得ない。

(8) 唐兩京城坊考 卷五東都雒渠條 「雒水

西自苑內上陽宮之南流入外郭城。東流經

積善坊之北。分三道。當端門之南立橋。南

枝曰星津橋。中枝曰天津橋。北枝曰黃道橋

舊唐書 卷八玄宗紀開元二十年四月條

「癸巳 改造天津橋、毀皇津橋、合為一橋

唐會要 卷八六橋梁條同文。開元二十

年に天津橋と皇津橋が一橋とされたのは

中洲の移動などによるものであろう

(19) 曰 元和志曰 卷五 河南府偃師縣條 天寶七年

四月 河南尹韋濟奏 於偃師縣東山下開驛

路通孝義橋 廢北坡義堂路焉 新唐書曰

卷三八 地理志二 河南府偃師縣條 唐會要

曰 卷八六 道路條 同文

(10) 曰 太平御覽曰 卷六九 地部三四 洲條 荆州圖

副曰 百里洲 其上平廣 土沃人豐 湖澤

所產 足穰儉歲 又特宜五果 甘柰 梨 蔗

於此是出 同 荆南志曰 枝江縣界內

洲大小凡三十七 其十九有人居 十八無人

L°

(11) 三國志曰卷一七張郃傳 同卷五五潘璋傳

資治通鑑曰卷六九魏黃初三年十一月條

同卷七〇黃初四年二月條

(12) 北齊書曰卷三二陸法和傳 隱於江陵百里

洲 衣食居處 一與苦行沙門同 (中略) 法

和始於百里洲造壽王寺 既架佛殿 更截梁

柱 曰 後四十許年 佛法當遭雷電 此寺

幽僻 可以免難 及魏平荊州 宮室焚燼

總管欲發取壽王佛殿 嫌其材短 乃停 後

周氏滅佛法 此寺隔在陳境 故不及難

(13) 曰 輿地紀勝曰 江陵府條所引曰 元和志曰 逸文

一 枝江縣 本漢舊縣 在八里洲 其西首曰

岑頭 縣居其上 後岑彭經憩于此 因名岑

頭 八里洲は百里洲の誤寫であることば

言うまでもない。

(14) 曰 唐會要曰 卷八九 疏鑿利人條 一 (貞元) 八

年三月 嗣曹王皋為荆南節度使 (中略) 又

規江南廢洲為廬舍 架江為二橋 流人自占

者二千餘戶 曰 舊唐書曰 卷一三一 李皋傳

新唐書卷四〇地理志四江陵府江陵縣條  
二同文あり。

(15) 張修桂「荆江百里洲河床歷史演變」(歴史

地理) 第八輯 一九九〇(参照)

(16) 増廣註釋音辯唐柳先生集卷二七「桂州

裴中丞作訾家洲亭記」。

(17) 莫休符「桂林風土記」訾家洲條「在子城東

南百餘步長河中。先是訾家所居。因以名焉。

洲經大水。不曾淹浸。相承言其浮也。元

和中。裴大夫勅造亭宇。種植花木。迄今繁

盛。東風融和。衆卉爭妍。有大儒柳宗元員

外撰碑千餘言。猶在前。

(18) 曰爾雅曰釋水。水中可居曰洲。

(19) 曰漢書曰卷二八下地理志北地郡靈州縣條顏

師古注。曰元和志曰卷四靈州條。去。一以

州在河清之中。隋水上下。未嘗陷沒。故號

靈州。と見之る。

(20) 曰陸地衛星假彩色影象圖。曰陝西省一三六一

三六澄城五。萬の一圖。一九八二。科學出

版社。曰陝西省地圖冊。曰韓城縣三。萬分の

一圖・合陽縣二五萬分の一圖・大荔縣三〇

萬分の一圖（一九八一版 陝西人民出版社

一九八八版 西安地圖出版社）ONC(G-9)

百萬分の一圖 史念海曰河山集四第二輯一

〇二頁 龍門潼關間黃河圖（一九八一三

聯書店）やや古ハが民國十四年製一〇萬分

の一朝邑縣圖等を参照ハ

(2) 曰史記四卷五秦本紀昭襄王五十年二月條一

初作河橋（正義）此橋在同州臨晉縣東渡

河至蒲州。今蒲津橋也。曰初學記四卷七地

ル

部下橋條所引の曰春秋後傳曰下は上赧王三

十八年秦始皇作浮橋于河上と言ひ前二七

七年のこととしてゐる。赧王三十八年上は五

十八年の誤りか。

(22) 曰周書曰卷二文帝紀下にも上(大統)三年

(五三七)春正月東魏寇龍門屯軍蒲坂

造三道浮橋度河上と見之る。

(23) 曰通典曰卷一七九州郡九河東郡河東縣條上

有蒲津關後魏大統四年造浮橋九年

築城為防上

(24) 曰 賀治通鑑 曰 卷一五六 梁中大通六年八月條

歡退屯河東 使行臺長史薛瑜守潼關 水

都督庫狄溫守封陵 築城於蒲津西岸 以薛

紹宗為華州刺史 使守之 以高敖曹行豫州

事。

(25) 曰 大唐創業起居注 曰 卷二 義寧元年九月乙卯

條 (桑) 顯和走入河東城 僅以身免 仍撤

斷蒲津橋 曰 賀治通鑑 曰 卷一八四 義寧元年

八月條 屈突通遣虎牙郎將桑顯和 將驍果

數千夜襲王長諧等營 (中略) 孫華 史大柰

以游騎自後擊顯和、大破之。顯和脫走入

河東郡城、仍自絕河梁。(中略) 戊午、淵

帥諸軍圍河東。屈突通嬰城自守。

(26) 易 需卦。前揭曰大唐創業起居注曰同條

に續けて、高祖李淵の河東城攻略と渡河作

戦について次々ように記していることが注

目される。「屈突(通)遣兵、此行事不獲

已。今若進逼圍之、必不敢出。使劉弘基、

孫華等至關門、斷其行路。然後吾於壺口朝

服濟河。利涉大川、斯之謂矣。贊冒頭で

の 曰 易 曰 の引用は、唐建國時における高祖

李淵のこの地での言をふまえたかの如くで

ある。

(27)

曰 詩經 曰 大雅・文王之什・大明。

(28)

曰 通典 曰 卷一七九州郡九河東郡河東縣條、

曰 新唐書 曰 卷三九地理志三河中府河東郡河

西縣條 曰 太平寰宇記 曰 卷四六蒲州河東縣

條 曰 寰宇記 曰 は 曰 通典 曰 の記事をほぼそ

のまま踏襲したものであるから、年次も同

じと存してゐるのは當然である。

(29) 曰 資治通鑑 曰 卷二 一 二 開元九年十二月條。

なお、曰 全唐文 曰 卷二 二 六 二 著録する、一 漸

津橋贊、レ、では、一 開元十有二載、レ、の、下に、一

作九年十二月、レ、と、ハ、ウ、注記がある。

(30) 前注(2) 拙稿参照。

(31) と、も、に、曰 文苑英華 曰 卷一 七〇。

(32) 曰 舊唐書 曰 卷八 玄宗紀、曰 資治通鑑 曰 卷二

一 二 開元十一年條。

(33) 一 餘芳編年雜集、レ、曰 大日本佛教全集書 曰 二 八

智證大師全集、一 第四所收。

(24) 賈至「陝州鐵牛頌」(唐文粹卷二二)に

「乾象元、地勢坤。稽謀惟神、觀察孰見。

元善利物、純陰隲而不仁。坤順為牛、或剛

克以殊用。彼見於陝、鄴者其陰隲歟、其剛

克歟。云々。と見之、黃河南岸に瀕した地に

ある陝州城を河患から守るために、城内に

鐵牛廟が置かれていたことが知られる。ち

なみに陝州城北には三河橋の一である太陽

浮梁が架せられており、鐵牛廟はこの橋の

守護の意味も込められていたのかも知れない

い。鐵が河患を防ぐといふ觀念は古くから

あつたようで、例之は、曰梁書曰卷一八康絢

傳二「或謂江、淮多有蛟、能乘風雨決壞

崖岸、其性惡鐵」とある。

(35) 曰能改齋漫錄曰卷一三河中府浮橋條「河中

府河有中渾。其上有舜廟及井。唐明皇始為

浮橋、鑄鐵為牛、有鐵席、席下為鐵柱、埋

之地中、以繫橋紐。張燕公為之贊。自是橋

未嘗壞。慶曆以前、河水數西溢、浸朝邑。民

苦之、屢請塞堤。蔣布魯知河中府、始塞之

自是每歲繕修西堤。及劉元瑜知河中府、

河水大漲，不得決泄，橋遂壞。鐵牛皆拔、

流數十步沈河中。中潭亦壞，自是不能復修。

津濟阻礙，人畜數有溺死者。英宗時，有

真定僧懷昺，請于水淺時，以絙繫牛于水底，

上以大木為桔槔狀，繫巨艦于其後，俟水

漲，以土石壓之，稍稍出水，引置于岸。每

歲止于出一牛。至治平四年閏三月，新橋乃

成。然中潭亦終不能立也。賜轉運使張壽等

將天諭，其僧亦賜紫衣。續資治通鑑長編

卷二。八治平三年四月己丑條、賜眞定府僧

懷丙紫衣。初河中府浮梁用鐵牛八維之、一

牛且數萬斤。後水瀑漲絕梁、牛沒於河、莫

能出之者。懷丙以二大舟實土、夾牛維之、

用大木爲權衡狀、勾牛、徐去其土、舟浮牛

出。轉運使張燾以聞。故有是賜。治平三

年四月、鐵牛之三頭目が引き上げら、翌

四年閏三月に、そめらと支柱として新橋が完

成レたのである。能改齋漫録に、舜廟が

中渾上にあると、するの誤りで、河中府城

汝にあつたこと諸書に見てゐる。さう

に曰容齋續筆日卷一二古跡不可考條には

按張芸叟河中五廢記云蒲之西門所由而出

者兩門之間即舜城也。廟居其中。唐張

弘靖守蒲（八一—一四）嘗修飾之。至

熙寧之初垣墉尚固。曾不五年而為堦陶

者盡矣。舜城自是遂廢。又河之中冷一洲島

名曰中渾。所以限橋。不知其所起。或云

汾陽王（郭子儀）所為。以鐵為基。上有河

伯祠。水環四周。喬木蔚然。嘉祐八年秋

大水馮襄、了無遺跡。中潭自此遂廢。とある。洪邁ほどの人物が鐵牛を用いた開元九年の蒲津浮梁再建について知らないうちのはやや奇異であるが、宋代における流失年次がこれによって明らかとなる。なお、後に注記した日野開三郎・嚴耕望兩氏はこの記事と河陽盟津の中潭と錯覺さしている。(36) 史念海前掲書「歴史時期黄河在中游的倒蝕」  
 「歴史時期黄河在中游的」下切に参照。  
 (37) 正徳十四年刊 朝邑縣志 卷一 四庫全書

珍本曰第十二集、康熙五十一年刊、曰朝邑縣

後志曰卷二古蹟條。

(38) 光緒十二年刊、曰永濟縣志、曰卷一鐵牛圖、卷

三古蹟條。

(39) 曰中國文物報、曰一九八九年八月二五日附、

曰人民中國、曰一九八九年十二月號、理時點

では正式の發掘報告は未發表であり、發掘

情況の詳細は全く不明である。出土地點に

關しては、史念海前掲書一三三頁「山西省

永濟縣蒲州城附近黃河圖」が參考になる。

(40) 引用部分の正確な理解は、巨大洲すなわち中渾の存在を抜きにしては不可能である。小野勝年曰く入唐求法巡禮行記の研究曰く一九六四、六九、鈴木學術財團、のち一九八九、法藏館）をはじめ、E. O. ライシヤワ、I 著、田村完誓譯、世界史上の圓仁―唐代中國への旅―曰く（一九六三、實業之日本社、のち一九八四、原書房）足立喜六譯注、鹽入良道補注曰く入唐求法巡禮行記曰く（一九八五、平凡社東洋文庫四四二）などでは、

ok

ともに中渾の存在を無視するか、あるいは

意に介さな<sup>い</sup>がために、浮梁についできわ

めて不正確な譯文となつてゐる。

(41) 前注(20)に掲げた現代の諸地圖を見れば、現

在でも幅一<sup>〜</sup>二キロ、長さ五<sup>〜</sup>八キロの巨

大洲がいくつも存在してゐることが判る。

(42) 日資治通鑑日卷二八八後漢乾祐二年(九四

九)七月條「甲寅、郭威攻河中、克其外郭

李守貞收餘衆、退保子城。」云々。

(43) 日 元和志、日卷一二河中府蒲州河東縣條「州

城 卽蒲坂城也。城中有舜廟。(中略) 舜祠

在州理舜城中。貞觀十一年，詔致祭，以

時灑掃。米仁前揭。容齋續筆曰參昭。

(44) 同前河西縣條。

(45) 舊唐書曰卷三九地理志二河中府河曲縣條

太平寰宇記曰卷四六蒲州河西縣條。

(46) 資治通鑑曰卷二三二貞元元年八月條一甲

戍(馬) 燧帥諸軍至河西。河中軍士自相驚

曰 西城擐甲矣。又曰 東城媿隊矣。(胡注)

河中(府) 夾河爲兩城。西城河西縣。東城河

東縣 河中府治焉

(47) 同前卷一八四隋義寧元年八月條 朝邑法曹

武功靳孝謨以蒲津、中渾二城降。(附注) 其

地當蒲津橋西 唐改爲河西縣 梁大河爲橋

故有中渾。

(48) 陸地衛星假彩色影象圖 河南省一三三一

三六鄭州五。萬分の一圖 ONC (G-9) 100

萬分の一圖 史念海前揭書一四。頁 河南

省孟津縣以下黃河圖 同書一四四頁 河

南省孟津縣劉<sup>秀</sup>坟和孟津老城黃河圖 民國

十四年製孟縣（洛陽一）一。萬令の一圖等

參照

(49) 藝文類聚 卷九水部下橋條所引王隱曰

書 在預啓建河橋于富平津。衆論以為

周所都。經聖賢而不作者。必不可作故也。

預曰。昔造舟為梁。則河橋之謂也。遂作橋

成。上從百官臨會。舉杯勸預曰。非君橋不

立也。預答詔曰。非陛下之明。臣亦不獲奉

成聖制也。衆咸稱善。水經注 卷五河

水篇 初學記 卷七地部下橋條 晉書

古卷三四杜預傳ニほほ同文あり。存お日賀

治通鑑古卷八。乙は泰始十年（二七四）九

月ニ繫年していふ。

(50) 日魏書古卷七四尔朱榮傳。日賀治通鑑古卷

一五二梁大通二年（五二八）四月條丁酉

會榮於河陽將士咸稱萬歲。戊戌濟河

子攸即帝位。（中略）季神軌至河橋聞北

中不守（胡注）晉杜預建河橋於富平津。河

北側岸有二城相對。魏高祖置北中郎府。徙

諸從隸府戶并羽林虎賁領隊防之。北中不守

可以平行至洛陽矣。宋自曰北中城即

今河陽城。

即遁還。

(51)

曰梁書曰卷三二陳慶之傳一顯據洛陽六十五

日凡所得城一時反叛慶之渡河守北中

郎城

三日中十有一戰傷殺甚衆。(中略)

榮乃縛木為筏濟自硤石與顯戰於河橋

顯大敗

云々

曰資治通鑑

曰卷一五三梁中大

通元年(五二九)閏六月條一爾朱榮與顯相

持於河上慶之守北中城顯自據南岸(胡

注)

河橋南岸也。

慶之三日十一戰殺傷甚

衆。有夏州義士爲顯守河中渚。(明注)意此

中渚即唐時河陽之中渚城也。陰與榮通謀

求破橋立效。榮引兵赴之。及橋破，榮應接

不逮，顯悉屠之。榮悵然失望。L

(52) 曰 資治通鑑 日 卷一五八 梁大同四年 (五三八

一) 八月條 辛卯 (宇文) 泰帥輕騎追 (侯) 景

至河上。景爲陳。北據河橋。南屬邙山。與

泰合戰。(中略) 魏人盡銳攻之。一軍皆沒。

(高) 敖曹單騎走投河陽南城。(明注) 河陽

南城 在河橋南岸。北岸即北中城。L

(53)

曰

元和志

卷五

河南府

河南縣

條

中

潭城

東魏

孝靜帝

元象元年

築之

仍置河陽關

天

寶已前

亦於其上

置關

(中略)

謹按

至德

中

史思明

之來寇也

時李光弼

已至東都

聞思明將至

乃移牒留守

及河南尹

并留司官

坊市居人

令悉出避寇

空其城

乃率麾下

士馬數萬

東守河陽

三城拒逆賊

賊黨初謂

光弼自洛而西

及聞保河陽

出其意外

疑

懼久之

不敢犯宮闕

光弼訓練

招集

威聲

大振

賊雖入城

憚光弼兵威

南不出百里

光弼

訓練

西不越畿內、陝州得脩戎備、關隘無虞、

皆光弼保河陽之力。故自乾元已後、常置重

兵、貞元後加置節度、為都城之巨防。造浮

橋、架黃河為之、以船為腳、竹篳互之。

(54) 曰 大唐六典 卷六 刑部司門 曹條。

(55) 嚴耕望 曰 唐代交通圖考 第一卷 京都關內區

(一九八五 中央研究院歷史語言研究所)

飛は、此關(河陽關)當驛道、曰六典

之制、當為中關。然、曰六典、中關十三

無河陽。蓋其時承平、未置耳、

五。

(56) 賀洽通鑑卷一八八武德三年正月條一賦

帥魏郡李文相號李商胡聚五千餘人據

孟津中潭。(胡注)此即河陽中潭城也。宋自

曰中潭城東魏所築仍置河陽關

(57) 同前卷二二一乾元二年三月壬申條一都廣侯

張用濟曰蒲陝荐饑不如守河陽賊至

併力拒之子儀從之使都游奕使靈武韓

游瓌將五百騎前趣河陽用濟以步卒五千繼

之周擊引兵爭河陽後至不得入而去。

用濟役所部兵築南、北兩城而守之。(前注)

是後李光弼雖斬張用濟而守河陽。則實張用

濟定計於其先也。

(58) 前注(53)所引曰元和志曰、曰舊唐書曰卷一一〇

李光弼傳、曰資治通鑑曰卷二二一乾元二年

十月條。

(59) 曰舊唐書曰卷一五二郭廷玉傳。

(60) 同前卷一二〇郭子儀傳二、二直前の二月

時點のこととして、一子儀以朔方軍保河陽

斷浮橋とあるが、李光弼の河陽三城を

〆

の守禦のあり方から見て浮梁の存在するこ  
 とは確實である。同年三月の張用濟による  
 南北兩城修復時に新たに架橋さしたと考之  
 之よかるう。應急の造舟工事をあははしく  
 短期で可能である。

(61) 〆 資治通鑑 〆 卷二五五中和四年(八八四)

二月條 〆 克用將蕃漢兵五萬出天井關。河陽

節度使諸葛爽辭以河橋不完 (胡注) 謂河陽

橋也。 〆 屯兵萬善以拒之。 〆 克用乃還兵自陝

河中渡河而東。

(62) 曰新唐書卷一八七諸葛爽傳黃巢犯京師

詔率代北行營兵入衛次同州降賊偽

署河陽節度使(中略)爽間道奉表僖宗以自

明詔拜節度使李克用援陳許道天井關

爽懼不肯假道出屯萬善克用自河中

趨汝洛

(63) 曰資治通鑑卷二五七文德元年(八八八)

二月條

(64) 同前卷二八。後晉天福元年(九三六)閏十

一月條

(65) 前注 (53) 所引 曰 元和志 曰。

(66) 日野開三郎 唐河陽三城鎮遏使考 同 唐

河陽三城節度使考 曰 曰 日野開三郎

東洋史學論集 曰 第一卷所收 一九八〇 三

一書房 參照 曰。

(67) 曰 參天台五臺山記 曰 卷五延久四年 (宋神宗

熙寧五年) 十一月七日條 曰 大日本佛教全書

曰 一一五遊方傳叢書第三所收)。

(68) 曰 讀史方輿紀要 曰 卷四八河南府偃師縣條 曰

孝義橋 在縣東二十里洛水上。唐天寶七載

河南尹韋濟奏于偃師縣東山下開驛路 通

孝義橋。後廢。宋景德四年、於其處造訾店

渡橋、詔賜名奉先橋。

(69) 成尋は旅程のほとんど全てを宋里で記して

いる。驛や馬鋪を利用しつつ主要な驛路を

通っているのがあるから、その間の里程標

示に依つているのは當然である。ところが

ここに引用したような正式の里程標示の

ない通過地点は、自らの所用時間等から割

り出した推定距離であり、それには幾町許り

といふように日本人としてゝ距離感に基  
 づく表ホとなつてゐる。従つて、南浮梁と  
 北浮梁の間の中洲上の距離「一里」も宋里  
 ではなく日本里と解するゝが、か當であると  
 思ひ込る。

(70) 巖耕望前掲書篇四「洛陽太原驛路」條参照

(71) 史念海前掲書「歴史時期黄河在中游的創蝕

「條」及び「河南省孟縣以下黄河圖」(一)

四〇頁)「河南省孟津縣劉秀坟和孟津老城

ホ

黄河圖レ（一四四頁）レ参照。河北の北移

ついでには清代になると繰り返して孟縣城（

上孟州城）の南側を中心に、もっぱら黄河

北岸に長大な護堤が築かれています。この地

方志に詳しく見えています。例せば、乾隆五

年日孟縣志日所載一孟縣山川圖レ、孟縣

舊河堤圖レ等参照。

(2) 郭煌發見一水部式レ殘卷（P. 1101 + No. 2507）に

關しては、すでに多くの先學によつて論考

さめられているが、それらのほとんどは徭役及

び水利規定に關するものばかりで、橋梁の管理維持に關する本文書の諸規定を本格的に扱つたものはないと言つてよい。この點に關しては、本章では黃河三浮梁について、ごく一部に言及するに止め、唐代における橋梁全般の管理維持については稿を改め、て論ずるつもりである。

(73) 太陽橋への橋木輸送に關する公文書、恐らくは水部郎中から尚書都省に上せたものと考へらぬ。文書が吐魯番から近年出土して

いる。文書作成時期は咸亨と光宅年間（六

七〇）八四）と推定される。吐魯番出土

文書第五冊（一九八三 文物出版社）二

六七頁「唐事目歴」（73TAM206:42/4）参照

(74) 本篇第五章参照



## 第七章

唐代前半期の華北村落の類型

— 河南修武縣周村の場合 —

第一節 碑文に見えた「周村」

本章では、後半期以降の大きな過渡期的、流動的な社會構造の變質過程を経てゐない、比較的靜的な前半期の自然村落について、農業生産活動と密接に關連する地理的立地、村落構成員のあり様、村落の規模、權力機構との關わりなどの諸面から検討し、前半期における自然村落の具體像を明らかにしたい。對象として取り上げるのは河南修武縣下の「周

村」と呼ばれる周氏の同族村落である。

この「周村」については、つとに仁井田陞

博士が『唐宋法律文書の研究』において唐代

戸籍に見えた一戸の口数についての一例とし

てごく簡単に言及されたものであるが、<sup>(1)</sup>敦煌

文書類の分析をなされた後、中国内地に現

存しない戸籍に代るものとして引用されてい

るにすぎない。確かに唐代に関する限り、内

地の戸籍、計帳、差科簿等が少なくとも現在

のところ未発見であることから、この「周

村に碑はきめて置重なる史料と云うべきものであるが、本章ではこの一周村について單に戸籍類の代替史料として扱はなく、唐代前半期の郷村類型の一つの例として出來得る限り多様な視点から具體的に検討を加へることにした。

四 金石續編 四卷五に著録されてゐる「周村

十八家造象塔記」は、河南修武縣に存する高

さ一尺八寸（五七・六センチ）、幅二尺六寸

（八三・二センチ）の佛教信仰のあかしとし

て造られたのは一村あつての造像塔記で、大  
 きな型式とも唐代に數多く造られた造像塔  
 の平均的なものである。前半に「惟大唐麟德  
 元年歲次甲子六月丁丑五日辛巳、懷州修武縣  
 茲仁鄉无爲里周村一十八家、敬造尊像一塔、  
 云々。」で始まる供養記を刻し、後半はこの造  
 像塔供養に關係した人物名が家族別に列記さ  
 れた形式である。そこでまず後半部分を以下  
 に再録することにしよう。碑文では各家族の  
 名に「行が改められてゐる。ここでは後の行論

の都合上、各行毎に番號を附すことにする。

(一) 周文倉 妻常 男孝通 妻黃 孫元式、元

聘 孫敬福、福

(二) 周子尚 妻劉 男信達 妻高、妻賈、妻邢

孫男恒託、處師、處

(三) 汲郡從事周子儼 妻蒯 息公舉 妻韓 孫

騎都尉又賢、仁基、仁忠、仁靜 元孫

(四) 周定 妻郭、妻蒯 男大陸吳澤二府校尉仁

愆 妻尚 孫義安 元孫務儉

(五) 并州交城縣令周永建 妻袁 男明徹及妻

de

孫思賢 · 思友

(六) 周仕峻 妻牛 男善見 妻黃 孫文緯 妻

李 孫男文略

(七) 周寧 妻馬 男大陸 府隊正上騎都尉行密

妻王 男仁貫

(八) 曹州考城縣令周義成 妻衛 · 妻向 男善徵

妻黃 孫男重席

(九) 劉子儒 妻張 男文遇 妻周 孫男師相

師愕 元孫慎知

(十) 桑景嵩 妻周 男三良 妻王 孫文幹 元

〇

孫義澄  
澄母寶

(土) 段文基  
妻張  
男許弘  
妻趙  
孫知十  
女

要兒

(土) 孫長寧  
妻王  
男君初  
妻劉  
男君彥  
妻

王  
男沙門  
張

(土) 周子政  
妻路  
男隱師  
妻習  
孫男擇言

妹胡廿  
光兒

(土) 周買休  
妻馬  
男善通  
女匡兒  
通妻賀

孫師相  
妻

(土) 周剛  
妻張  
男上駢都尉留買  
妻常  
孫男

逸賢

洪端

(六) 周毗羅

妻路

男義坊

妻高

男義均

妻

劉

男義述

孫務

□

(七) 周操

妻王

女夫張行志

妻周

外生賢子

賢芳

賢敬

賢

□

(六) 上林府周君楚

妻朱

男元擬

妻張

孫男

義端

義模

義

□

義倫

右に列擧した十八家一二九口のうち

劉氏

桑氏

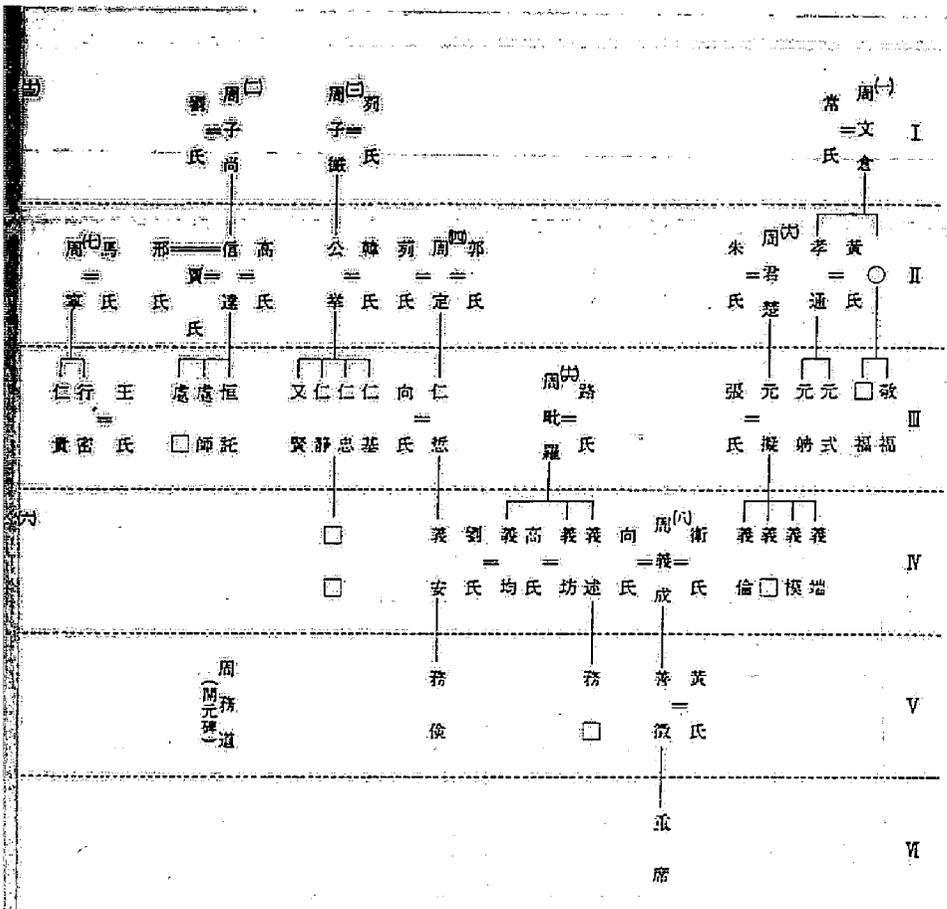
段氏

孫氏の四家を除く残り十四家

は全て周氏であり、劉氏、桑氏の二家は周氏  
 出身の女性との婚姻関係が認められる。すな  
 わち、この「周村」はその村落名に周姓を冠  
 することから、明らかになように、村落構成員  
 の大半を周姓で占める同族村落と見なすこと  
 が出来る。

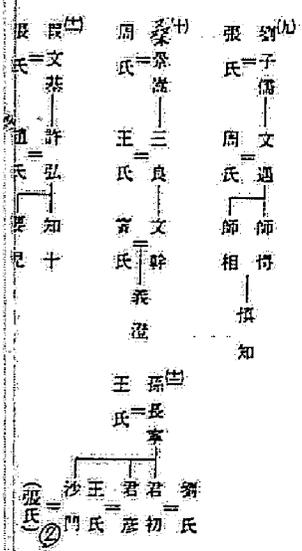
さて、この周氏十四家および他姓四家の家  
 族構成を見てみよう。各家族構成員の諱に合  
 まいる共通字によって輩行関係を復元し、そ  
 の輩行により世代別に配列すると次表のよう

仁なる。



「他姓」

「輩行不明」



賢賢賢賢  
 □教秀子

右に擧げた周村十八家の家族構成は、五口

一家、六口四家、七口七家、八口三家、九口

三家の計百二十九口であり、世代構成から見

れば、二世同籍(居)三家、三世同籍(居)

十一家、四世同籍(居)四家となる。ただし

(注)同操一家の場合、女子周氏とその夫張行

志夫妻及びその四子(周操からすると外生)

が同籍(居)か否かは必ずしも判定し難いが

一應同籍と見なしておく。周氏十四家に限

って前掲の想定輩行表を見ると、六世代にわ

たっており、<sup>(3)</sup>汲郡從事の肩書をもつ(三)周子徽

がこの碑の製作さした麟徳元年(六六四)時

點での周氏一族の長期的存在である可能性が強

い。次に周氏の婚姻關係について見てみると

、黃氏との關係が最も多くて三件、常氏、馬

氏、張氏、王氏、向氏、路氏、高氏、劉氏

、蒯氏との關係が各二件、牛氏、賀氏、李氏

、朱氏、衛氏、郭氏、韓氏、邢氏、賈氏、習氏

袁氏との關係が各一件となる。婚姻關係で  
 注目すべき點は、一人にして兩妻あるは三  
 妻の例が見らぬことである。(一)周信達は高  
 氏、賈氏、邢氏の三妻を有し、(四)周定は郭氏  
 蒯氏の兩妻を有し、(二)周義成は衛氏、向氏  
 の兩妻を有するものがそれである。(三)の周義成  
 は曹州考城縣令という文職事官であるから除  
 外するとして、唐代にあつては庶身分では嚴  
 しく重婚が禁じられていたことは、  
 唐律疏

義  
 四  
 二  
 一  
 諸  
 妻  
 有  
 ち  
 更  
 二  
 妻  
 娶  
 者  
 徒

一年。世家は一算を減ず。若し欺妄して娶る

者は徒一年半。世家は全せず。各おの之を離

す<sup>(4)</sup>とある如く明らかである。ではこの兩妻

乃至三妻の事實をいかに解すべきであろうか

。これに關しては仁井田、西村、日野博士

らが指摘さめてゐるように、「職資妻」と解

釋する以外にないと思われ<sup>(5)</sup>。すなわち庶

身分でありながら勲官を帯びた本人あるいは

祖父兄弟の場合の特權である。とすれば、<sup>(三)</sup>

周信達の場合、父周子尚、さらにさかのほ

って祖が勲官を有していたであらうこと、(四)  
 周定の場合にも、父が勲官を有していたであ  
 ろうことが推定されるのである。勲官の騎都  
 尉を有する(三)周又賢は若年にして未だ專帶し  
 ていないと考之られようが、(七)周行密は同じ  
 く上騎都尉を帶び、(八)周留買も上騎都尉を帶  
 びていながら一妻であることから疑問の餘地  
 がないではないが、この碑文は既に言及した  
 ように、決して戸籍ないしそれに類する公的  
 記録に屬するものではない。あくまで私的な

佛教信仰の供養碑であり、法制的な書式に規  
 定さめて刻されたものでないことは敢て言  
 うまでもない。つまり、勲官の肩書と明記す  
 ることによつて、それに伴う諸種の特權を主  
 張するといつた性格のものではない。その意  
 味で、勲官の肩書の缺落は大いに及び得ると  
 考へらるゝ。

曰 金石續編 曰 著録 のこの「周村十八家造象

塔記 曰 は 曰 道光修武縣志 曰 に 曰 西明寺佛

像塔記 として収録さめておき、その型式を

より明確に知るこゝが出来る。(6) 同治十三年(一  
 一八七四)刊の『金石續編』より編纂時期が  
 早いだけでなく、拓本でなく碑そのものに當  
 った形跡のある『道光縣志』の方が史料價  
 値は高いと云えよう。『道光縣志』によれば  
 この碑の所在地は修武縣内の周劉邨東南に  
 位置する西明寺である。その型式は三段に區  
 分され、上段に佛像一體と陪像八體、中段に  
 佛像二體と陪像四體、そして下段に碑文及び  
 供養人姓名が刻されたもので、『縣志』が編

纂さへた道光年間においては一完好無缺と  
 いうきめめて保存状態の良好な碑であつたこ  
 とが知られる。上段中段部分の高さは五尺八  
 寸一八五・六センチ、下段部分の高さは一  
 尺五寸一四八センチと曰縣志に記してお  
 り、この下段部分が曰金石續編曰著録の巻の  
 であることとほ間違いない。

曰縣志にはまた「西明寺佛頂尊勝陀羅尼  
 經幢」をも収録している。周劉邨西明寺に存  
 する八面柱形の經幢で、臺座八面に序文と經

文と刻し。上部の經幢本體部分には各面に佛  
 像各一體を鑄り、鑄像兩側には全て周姓の供  
 養人名が刻さめてあるといふ。中州金石攷  
 卷五に著録する。唐尊勝陀羅尼經には、  
 「首行に儀鳳元年有り。前序後經、下載磨滅  
 せり。碑陰首行に大唐懷州武縣（有り）  
 上幅敍に似たるも讀む可からず。下幅皆な施  
 捨の姓名(8)と見之ることから、同一の經幢で  
 あることが判明する。この儀鳳元年（六七六  
 ）銘のある經幢の存在によって、麟徳元年（

六六四)の十二年後において、やはり周村在  
 住の周氏一族の信仰活動の一端を確認するこ  
 とが出来るのである。しかるから、曰縣志  
曰及び曰中州金石攷曰ともに刻せられた周姓  
 供養者の姓名を省略して著録してあらず。そ  
 れらの人名は知るこが出来ない。さらに周  
 村に關連する碑がもう一つ確認出来る。周劉  
 邨西明寺内の麟徳元年銘造象塔記の横に、開  
 え二十四年(七三六)銘のある一、周村四十餘  
 家鑄像記(9)という碑が存在する。この碑は、

〆

維開元四年歲次景（丙）子正月辛巳朔十八  
 日戊戌崇仁郷周村四十餘家再び鑄すしを始  
 まり、一容を鑄し像を刊し祖禰の前規（前  
 字、曰縣志曰作遺）を承け、苦より拔き迷い  
 と慙い子孫の厚き福を爲さん。云々レ等の語  
 句を合むることから周村在住の周氏一族子孫  
 が麟徳元年を降ること七十二年、約二世代後  
 の開元二十四年に祖先の造像供養に徹して  
 追刻したるものなることが判明する。麟徳元  
 年碑に關與したるが十八家であつたに對し

今回は四十餘家と倍増していることは、周

村の村落としての成長がうかがえる點に注目

に値いしよう。この開元二十四年碑にも麟徳

元年碑と同様に四十餘家の供養人姓名が刻

さへているものと考之られるが、曰縣志曰及

び曰金石續編曰ともに省略したもののらしく記

していない。曰縣志曰にはおまかに官僚化し

た、瀛州司馬周務道レの名を擧げざるのみであ

る。(10)この周務道なる人物はその諱からすると

先掲の麟徳元年碑に基づき想定輩行表中に

示した第五世代、すなわち(四)家系の周務儉  
 (五)家系の周務□と同輩行と見なし得る存在で  
 ある。

第二節

「周村」の村落規模と官僚化人口

まづこの「周村」は、當該時代において行  
 政單位上のどの程度の規模に相當する村落で  
 あったのか見ておこう。

麟徳元年碑に見える「周村十八家」の総人

口數は既述のようにならぬ。一家平均七

口となる。周姓家族構成員は他家に出嫁して

いる女性二人を含めて一〇四口である。従つ

て一週村に周姓の占める比率は八〇・

六パーセントという高率となる。言うまでも

なく、一週村に構成員は麟徳元年碑に見えた

十八家一ニ九口が全てはなからうが、一週

村にという村落名から推察出来るように、周

姓が過半を占める同族村落としての性格が強

いものであつたことは、先にも述べた通りま

誤りなからう。開元二十四年碑に關しては  
 「周村」の供養人名やその人數は知るこゝが  
 出來ないが、麟徳元年時の「周村」一家平均  
 口數七口といふ數値を用いて單純比例計算す  
 ると、「周村四十餘家」の口數は二八〇口以  
 上といふことになる。  
 次に「周村」の所屬する郷について一瞥し  
 ておこう。麟徳元年碑には「茲（慈）  
 仁郷无爲里」と見え、開元二十四年碑では「  
 崇仁郷」とある。郷名は一般的には地縁的な

命名が多く見出し出せるが、一方で孝子や徳行  
 者の賞揚などによつてしばしば更名さし、在  
 地個有の地名とは無關係の、儒家的倫理に基  
 づく統治念を體した名稱が冠さしめることも  
 少なくない。自然村落たる村・邨の名稱が地  
 縁性、ないし居住姓氏と密接に關連するの  
 對して、人爲的な行政單位である郷が如上の  
 名稱を冠せられることが少なからずあること  
 は當然と言ふよう。麟徳元年以後、開元二十  
 四年までの間に何らかの理由で「茲（慈）仁

郷<sup>レ</sup>から「崇仁郷<sup>レ</sup>と改稱さ<sup>レ</sup>ながら、村名  
 は「周村<sup>レ</sup>と變ぬることなく、後<sup>ハ</sup>十二世紀  
 金代<sup>(12)</sup>、さらには二十世紀の民國期、そして現  
 代に至るまで村名「周村<sup>レ</sup>と追跡出来ること  
 は後述する通りである。  
 「周村<sup>レ</sup>の屬する懷州の戶口數は、唐代前  
 期において、戶數三萬九十、口數十二萬六千  
 九百一十六で、一戶平均四・二口、最盛期の  
 天寶年間では、戶數五萬五千三百四十九、口  
 數三十一萬八千一百二十六で、一戶平均五・

七口という數字を得る。(13) 先に言及したように

麟徳元年時點での「周村」十八家の内譯は

五口一家、六口四家、七口七家、八口三家

九口三家であり、唐代前期の懷州での一戸

平均口數四・二口と上まわっていることは當

然として、最盛期である天寶期の一戸平均

五・七口に及ばないのは一戸のみで、他の十

七戸は全て天寶期懷州平均口數を上まわって

いることが判る。ところで、可元和郡縣圖志

にはよれば、<sup>(14)</sup> 修武縣の開元戸數は六七一七戸

管郷数は十三郷であるから、一郷平均五一六、七戸となり、五百戸一郷の制度にほぼ合致している。開元二十四年碑に見えた「周村」の所屬郷である崇仁郷は、恐らくこの十三郷の一つと言ふことにならう。

次に麟徳元年碑に供養人として名を刻す「周村十八家」一、二、九、〇のうち、官職等何らかの肩書と有する者とあらためて擧げると以下の通りである。

(a) 職事官

(三) 周子微 汲郡從事 (衛州參軍)

(五) 周永建 并州交城縣令 (畿縣 從六品上)

(八) 周義成 曹州考城縣令 (上縣 從六品上)

(b) 衛官

(四) 周仁愬 大陸·吳澤二府校尉 (從七品下)

(七) 周行密 大陸府隊正 (正九品下)

(五) 周君楚 上林府 (司農寺上林署府史?)

(c) 勳官

(三) 周又賢 騎都尉 (勳視從五品上)

(七) 周行密 上騎都尉 (勳視正五品上 衛官)

を兼ねる)

(土)周留買 上騎都尉(勳視正五品上)

開元二十四年碑には左の一人の名が見える。

周務道 瀛州司馬(上州 從五品下)

州官の肩書をもつ二人のうち一人は汲郡從

事 すなわち衛州の參軍である。(15) 衛州は「周

村」の所屬する懷州に東北のかに鄰接する州

である。もう一人は二世代後の開元期の人物

であるが、河北道の瀛州司馬で五品官である

6 縣官として、縣令が二人 すなわち、并州

太原府の交城縣令と曹州考城縣令である。

折衝府關係とおほしき肩書をもつものが三人

あり、校尉と隊正の二人はまぎれもなく衛官

であるが、他の一人は今一つ判然とせず、折

衝府とは無關である可能性が大である。衛官

は正規の職事官ではなく、祖<sup>ナ</sup>の父の資蔭

による、任官前の準備見習段階にあるホスト

である。<sup>(16)</sup>大陸・吳澤二府校尉周仁愆の父であ

る(四)周定と大陸府隊正周行密の父である(七)

周寧とは同輩行であり、恐らくは兄弟關係か

其れにきめて近い關係にあつて、周定、周  
 寧の七父がかつて何らかの官職にあつたか、  
 あるいは高品の帶勲者であり、孫に蔭が及ん  
 でいると、いう可能性を想定出来るのである。  
 既述したように、周定の職資事としての兩事  
 の存在が、右の想定の傍證とならう。帶勲者  
 は三人いるが、そのうち周行密は衛官たる折  
 衝府隊正で、かつ帶勲者である。これら帶勲  
 者は府兵としての外征、あるいは京師への永  
 續的な番上勤務によつて得たものであらう。<sup>(18)</sup>

右のようなく周村に構成員中における官僚  
 なし準官僚の地位にある存在の占める數量  
 的比率は、當該時代においてどの程度のもの  
 であつたかについて考えてみよう。この點に  
 關して大いに參考になるのが、太平廣記四  
 卷二九七所録の「睦仁藩」の語である。趙郡  
 邯鄲の人睦仁藩が冥府の成景という鬼と昵懇  
 となり、次のような會話を交す箇所がその一  
 ある。

(成)景曰く、君の縣内は幾くの戸ぞ。  
 仁

隋曰く、萬餘戸たり。又曰く、獄囚は幾人  
 ぞ。仁隋曰く、常に二十人已下たり。又曰  
 く、萬戸の内、五品官を有するは幾人ぞ。  
 仁隋曰く、無し。又曰く、九品已上の官は  
 幾人ぞ。仁隋曰く、數十人たり。云々。(19)  
 時代設定は隋の大業年間（六〇五—一七）か  
 ら唐の貞觀年間（六一七—四九）である。貞  
 觀期に宰相となつた岑文本が、隋代大業初め  
 の若年期に、邯鄲令として赴任した父象之と  
 ともに邯鄲にいたつたという歴史事實に依据しつ

つ、當地で岑文本が教之を受けたのが睦仁藩  
 であり、彼から岑文本が直接聞いたこととし  
 て話に信憑性をもたせようとしているが、所  
 詮は三世の因果の眞理なることを説いた佛教  
 説話に屬する。従つて、そのまゝ史實として  
 扱うことは出来なから、唐初の社會狀況を一  
 定程度には反映したものと見なすことは許さ  
 れよう。睦仁藩の本貫地である邯鄲縣は所轄  
 戸數一萬戸以上の大縣であるが、當地出身の  
 五品以上の官は皆無で、六品以下九品以上の

流内官なれば數十人いるといふことは、ごく  
 大まかに計算すると、二百戸なれば三百戸に  
 一人<sup>(21)</sup>の地え出身流内官、それも六品以下の官  
 という比率を得ることが出来る。この比率が  
 妥当なものが否か、全国的規模で同様の比率  
 を求めてみよう。麟徳元年に最も近い時點で  
 判明する流内官人数は、顯慶二年（六五七）の  
 一萬三千四百六十五人<sup>(22)</sup>、戸口統計では永徽三  
 年（六五二）の三百八十萬戸<sup>(23)</sup>である。この兩  
 數値を用いて流内官人数の全戸數に對して占

める比率を求めると、約二八二戸に流内官一人という數値を得。『睦仁藩』中の記述より求めた數値とほぼ一致する結果が得られる。

つまり、六道世界での分屬數は現世の階層比率がそのまま投影されて作されたものに他な

らない。このように見てくるならば、『周村』十八家一二九口中より、少なくとも三人の

六品以下の流内官を出してゐる事實は、並はそれ以上高比率ということになる。(64) しかも官僚

預備軍に於ける折衝府關係の衛官三人(又は二人

すがそれ以外に存在していることを考之併せ  
 る存らば、存おさらにその高い比率に注目す  
 る必要があろう。先に言及したように、「周  
 村」の戸口数が、全國平均、そして懷州一  
 州の平均をいふのも上まわっている事實とも  
 關連すると考之らぬるのである。

### 第三節

「周村」の地理的立地

唐代の懷州は河北道に屬するが、東都洛陽

への距離は孟津での黄河の渡津、又は河陽橋  
 を經てぬずか一百四十里（七八キロ）であり  
 洛陽から河北、山西方面への主要ルート上  
 に位置する。周村への屬する修武縣は懷州  
 東北一百二十里（六七キロ）にあり、北には  
 太行山脈がせまり、南は東流する黄河流域へ  
 とつらなる地である。太行山脈南麓の標高約  
 五百米前後で、東南方向へのゆるやかな緩斜  
 地形に位置するこの地方は、その立地環境の  
 ゆえに泉水や陂水が山麓に沿って多數散在し

山脈から南流する小河川も少なくない。さ  
 らに地下水位も高く、農業立地としてほきの  
 めて灌漑の便に恵まれた地と云える。そのた  
 めに古くから農耕地として開發に手がつけら  
 れた。修武縣に東鄰する獲嘉、輝、新郷の三  
 縣にまたがる地區からは、新石器時代龍山期  
 から漢代にまで及ぶ居住跡その他多くの遺跡  
 が發掘されてお<sup>(り)</sup>。定住農耕文化の最初期段  
 階においてすでに居住地となつていたことを  
 確認出来る。水利に恵まれたこの地方が早く

より開發されたのは當然であり、以後の農業  
 技術の進歩、水利灌漑の累積的な整備によつ  
 て生産性の高い良田地帯となつたことは容  
 易に推測出来るのである。具體例を擧げるな  
 らば、晉代の太康年間（二八〇—二九〇）農  
 業振興策の實施に際して、竹書の整理で著名  
 な東晉がこの地に關して次のような興味ある  
 言及をしている。  
 又、汲郡(27)の吳澤の如きは、良田數千頃、澤  
 水停滄し、人豎植せず。其の國人に聞くに

皆謂へり。「通世の功は難しと爲すに足ら  
 ず。馬鹵原を成さば、其の利甚だ重し」と  
 し。かゝるに豪強大族、其の魚捕の饒を借み  
 官長を構説して破らぬに終る。(口晉  
 書口卷五一東晉傳)  
 吳澤と呼ばれる澤池同邊は比較的簡單な排  
 水工事を施すだけで、肥饒な數千頃にも及ぶ  
 廣大な良田を造成することが可能な地である  
 ことが、このことから明らかである。緩傾  
 斜の扇狀地地形であるために、澤池の排水に

要する工事労力がわすかですむことを右の  
 東哲の言は如實に物語つてゐる。當時にあり  
 之は所謂「豪強大族」と稱せられるこの地  
 の在地貴族勢力によつて廣域に占有され、か  
 つ沼澤の利が減少することを危懼する彼等は  
 地方官長に壓力を加へ、結局はこの地におけ  
 る農耕地擴大は實現しなかつたようである。  
 東哲の言中に見える「汲郡の吳澤」について  
 は、水經注に具體的な記述がある。  
 清水又た東南流し、吳澤陂水之に注ぐ。

水。上は吳陂を修武縣故城の西北に承く。  
 (中略)大陸は即ち吳澤なり。魏土地記  
 曰に曰く、修武城西北二十里に吳澤水有り  
 陂は南北二十里許り、東西三十里。西は  
 則ち長明溝。こゝに入る。(中略)又た東  
 して修武縣の吳亭の北を逕ぎ、東して吳陂  
 に入る。ついで北に苟泉水有りてこゝに入  
 る。(中略)山陽縣東北二十五里に陸眞阜  
 有り。南に皇母、馬鳴二泉有り。東南して  
 合して吳陂に注ぐ。ついで陸眞阜の東北に

覆釜堆を得。堆の南に三泉有り。相去るこ

と四、五里、參差してついで合し、南のか

に陂に注ぐ。(水經注卷九清水條)

水經注日所引の魏土地記(28)によれば、泉

澤陂は南北二十里(約十一キロ)ばかり、東

西三十里(約十六キロ)と、いう廣大な沼澤で

修武城西北二十里に位置するといふ。太行

山脈南麓に湧出する苟泉水、皇母泉、馬鳴泉

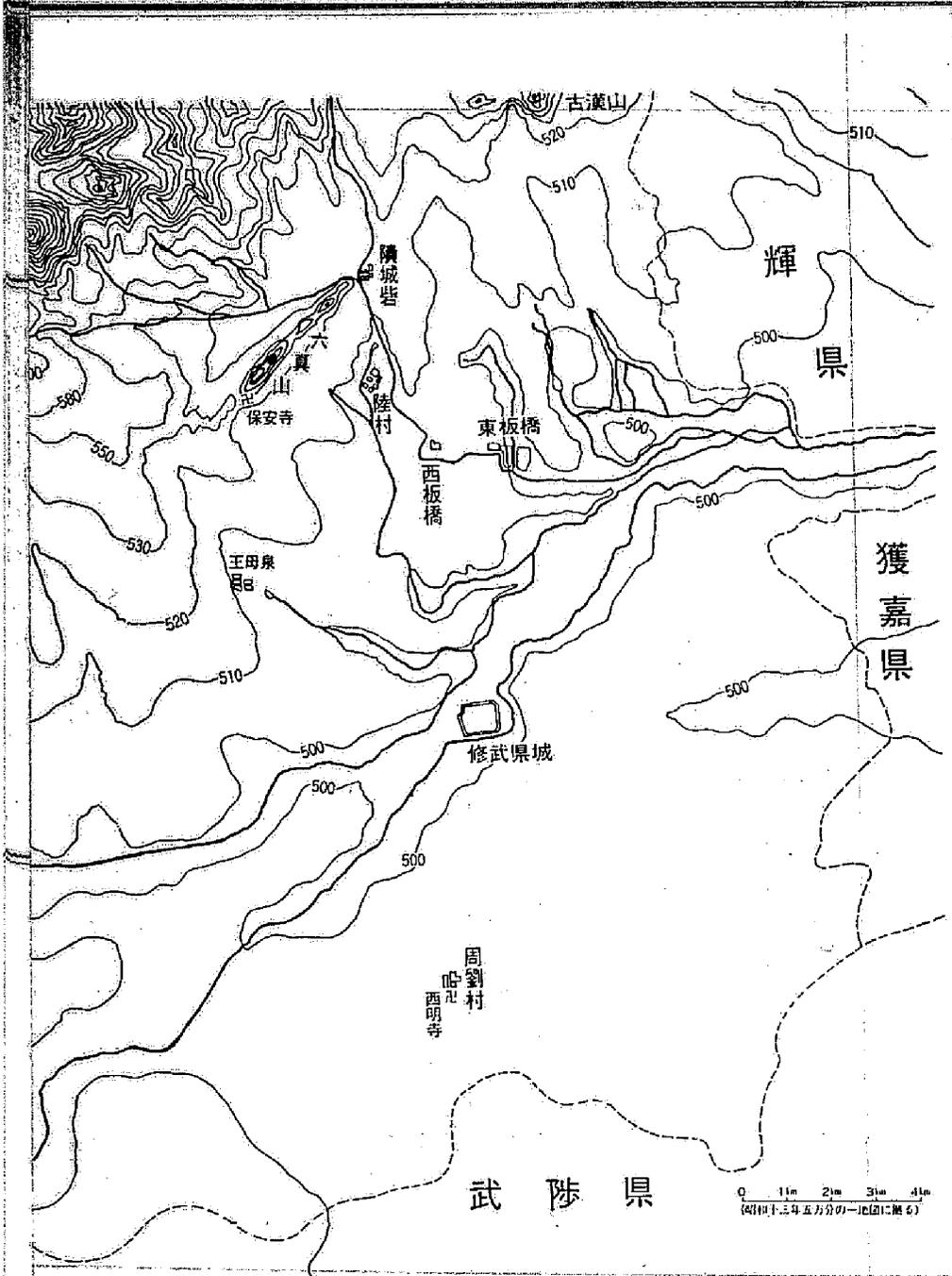
さらに覆釜堆の南側に發する三泉等の多く

の諸泉水が四方より合し流入して形成された

ものであることが判る。時代を降るに従つて  
 この吳澤陂の排水干拓が次第に進められ、  
 順次に農耕地化されたとおほしく、民國二十  
 年（一九三一）製の五萬分の一地圖を見る限  
 り、沼澤の存在は全く認められない。しかし  
 同地圖の上に白水經注に見えた諸泉と比  
 定し得るのみならず、地形の高低、諸泉や小  
 河川の地勢を讀み取るならば、かつて沼澤が  
 存在した痕跡を容易に認めることが出来る。  
 地圖上の等高線が示すように、ちやうど標高

五百米ラインで太行山脈の急峻な南への傾斜  
 が平坦となり、この附近に諸泉や諸河川が流  
 入して形成されたのが吳澤陂なのである。清  
 の乾隆二十四年（一七五九）の記のある楊雙  
 季「修武泉源攷」<sup>(30)</sup>によれば、前掲「水經注」<sup>(31)</sup>  
 の記述に基づいて現地を踏査し、諸泉及びそ  
 の派流を確認している。そして「沼河の壠畝  
 今に至るも邨民は陂地と稱す」と言い、諸  
 泉を水源とする小河川に沿ってまで田土が追  
 っている十八世紀當時の景觀を記すと同時に

當地の農民がなお陂地と呼稱してゐると云  
 う。このことによつて、かつての吳澤陂の存  
 在が、陂そのものは排水干拓によつて農田化  
 してしまひながらも、地名として傳承を以續  
 けてゐることを知る。同様のことは、やや後  
 の道光期においても知られる。すなわち、  
 道光縣志に吳澤陂について「縣の北十里の  
 隕城寨西南、濁鹿城南に在り。東のかに陂橋  
 を過ぎ、嘉嘉縣と接す。縣境の泉水、皆な此  
 に會す。蟹舍、漁莊、藕池、稻田の相い連な



ること數十里<sup>(31)</sup>

とあるのがその山である。

武 陟 県

0 1km 2km 3km 4km  
(4000年五方分の一に縮小)



後の時代にまで降って修武縣の地形を概述  
 したが、本章で問題にすべきは言うまでもな  
 く唐代についてである。唐代の修武縣附近の  
 景觀を具體的に知る手掛りはほとんど無いが  
 一つ参考にし得るのは曰太平廣記口卷三六  
 二所載の「懷州民」(出口紀聞口)である。  
 開元二十八年春二月、懷州管下の武德、武陟  
 ・修武三縣の人々は饑饉による米價騰貴に苦  
 しみ、土をも食う極限状態に陥った。ところ

が不思議なことに、この地方の土とリわけ

渠水の倒土が食用になっただけでなく、香ば

しく、かつ美味であるというところから、たち

まちにして、渠の東西五里、南北十餘歩の土

並ぶに盡(82)きてしまったと云う。話その自

體は全くの荒唐無稽なものではあるが、我々

の關心を引くのは、この説話の場所とさへて

いる懷州修武縣周邊における渠水の存在であ

る。唐代中頃には太行山脈南麓に湧出する諸泉

を水源とした灌漑用水路が修武縣附近に存在

していたことを曰太平廣記の説話から推測  
 することが出来るのである。そして、それは  
 単に推測の域に止まるものではない。曰唐志  
 に見える次の記事によつて確認出来るので  
 ある。

修武縣の西北二十里に新河有り。六真山の  
 下より黃母泉水を合して南流し、吳澤陂に  
 入る。大中年、令杜某開く。曰新唐書曰卷  
 三九地理志三河北道懷州修武縣條

大中年間（八四七一六〇）に、當時の修武縣

令杜君によつて黄母泉等の諸泉水を水源とする  
 渠水「新河」が吳澤隈まで新たに開鑿さ  
 ている。黄母泉は先にふれた「水經注」に  
 列擧する諸泉中に名の見えた皇母泉と同一で  
 あることはまづ間違いないからう。民國製地圖  
 を見てみると、縣城の西北約六キロ地點に王  
 母泉という泉水を中心とした集落を見出す  
 「水經注」に云う皇母泉、「新志」に  
 云う黄母泉に比定さるやう。「新志」に見  
 えた新河とは、六真山下の諸泉及び黄母泉等

の諸湧水が地形に沿って自然分派してゐる状態を人爲的に整理統合して一本の水路にまとめ、農田開發と灌漑の用に供するたものものと考之らぬ。

以上、修武縣を中心に地理的立地の又の様を概觀してきた。次により焦點をほつて、

「周村」の位置について考之ておこう。民國製五萬分の一地圖と曰道光縣志によつて、

「周村」の正確な位置が明らかになる。麟德

元年碑（周村十八家造象塔記）及び開元二十

四年碑（周村四十餘家鐫像記）は、道光縣  
 志曰では「西明寺佛像塔記」として見之、そ  
 の所在を「周劉邨の東南に在り」と記してい  
 ることは既述の通りである。では周劉邨はど  
 のあたりに求めらるるか。道光縣志曰卷  
 三輿地志里甲の條によれば、周劉邨は「縣城  
 の西南十五里」にあり、民國製地圖上の縣城  
 南南西十キロ地點に見之る周劉村と完全に一  
 致する。レか、地圖上の周劉村東南端に示  
 された昇院印、さらに道光縣志曰卷六祀祠

志に云う「縣の南十八里周劉村に在り」とい  
 う西明寺の位置とも一致する。従つて、唐代  
 の「周村」は、民國期の周劉村に比定出来る  
 ことは確實である。現在の地圖、例之は、河  
 南省地圖冊口（福建省地圖出版社一九八七  
 ）修武縣圖（四十萬分の一）では周流といふ  
 村落名で示さめてゐる。劉が流に轉訛したも  
 の、あるいは音通による簡體化された村名表  
 記である。このように、後世にあつて劉姓  
 居住者の増加によつて、村落名に劉字一字が

加之らぬがらも、唐代前期の周氏同族村落  
であつたことと名稱の上に長く傳へてゐるの  
である。

第四節

「周村」と大陸、吳澤、上林府の

位置關係

前節を概述した修武縣周邊の地理景觀によ

つて、「周村」のすぐ北、太行山脈南麓に唐

代には吳澤限と呼ばれるかなり大きな澤池が

存在することが明らかとなった。ここで想起  
 したのが、麟徳元年碑の供養人中に名を列  
 ねた四周仁哲の大陸、吳澤二府校尉という衛  
 官肩書である。大陸府、吳澤府はともに折衝  
 府であることは明らかであり、吳澤府という  
 折衝府は、懷州修武縣の「周北」の北に存す  
 る吳澤陂に因なむものであることも確實であ  
 る。従ってその設置場所もこの陂澤のそばと  
 言うことになる。

唐代前期における兵制の根幹となす府兵制

の下では、府兵として農民を徴發し訓練する  
 現地機關が折衝府であり、折衝府の設置総數  
 は諸文獻によつて一定しないが、最盛期にお  
 いてその概數は六百府前後とみられる<sup>(33)</sup>。こ  
 だけの數の折衝府名が全て判明するわけでは  
 ないが、少なくとも吳澤府という折衝府が懷  
 州に置かれていたこと<sup>(34)</sup>は、新志<sup>(35)</sup>において確  
 認出来る。さらにまた唐代の石刻資料によつ  
 ても吳澤府の存在は知ることが出来る<sup>(35)</sup>。唐代  
 中期以降、府兵制が解體した後にあつても

吳澤府の地は軍事上の要衝として重視さ  
 五代後梁期には吳澤鎮遏使がこの地に置か  
 ていた。<sup>(36)</sup> 金の大定十七年（一一七七）銘のあ  
 る「張陸郵重修功德記」に「修武の北二十餘  
 里六真山の東、古城を俯臨す。名づけて隕  
 城と曰い、號して吳澤鎮と曰う。云々<sup>(37)</sup>」と見え  
 ることから、民國製地圖における隕城砦が唐  
 代前半期の吳澤府所在地に比定することが出  
 来るであろう。唐末五代期には鎮遏使（鎮將<sup>(38)</sup>）  
 の治所として軍事、治安上の一據點であ、

ただけでなく、この地の流通経済の中心として発展した形跡をもうかがうことが出来る。すなわち、金による華北領有直後の時点で吳澤鎮と呼稱されていることは、北宋期に新興商業都市「鎮」としての発展をすでにみていたと考之られるからである。<sup>(39)</sup>

次に大陸府の所在地について考えてみよう。前掲『水經注』に「大陸は即ち吳澤なり」とあり、大陸と吳澤とを異名同地としている。<sup>(40)</sup>

谷霽光氏『唐折衝府考校補』(一) 二五史

補編に所收しよは、懷州内の折衝府として吳  
 澤府以下八府を擧げらひてゐるが大陸府の  
 名はそこには見えず、趙州條において疑問符  
 をつけて大陸府の名を擧げらひてゐる。しか  
 し、(四)周仁愨が大陸府校尉と吳澤府校尉を兼  
 務してゐること、この二府が近鄰であるこ  
 とを豫想させるし、先の曰水經注に曰大陸と  
 吳澤を同一視してゐること、あるいはまた曰  
 左傳に杜注の解釋から、大陸府と吳澤府と  
 は近鄰して設置さひに折衝府であると見なす

べきである。(42) 同族の(4)周行密も大陸府隊正と  
 いう衛官ホストにあり、ともに「周村」から  
 至近の距離にある折衝府に勤務していたこと  
 になる。先に吳澤府に比定した隕城砦のやや  
 南に大陸砦という村落が清代に存在したこと  
 が道光縣□に見える。(43) 民國製地圖上におい  
 て隕城砦の南二・五キロ地點に位置する陸村  
 が恐らく大陸砦であろう。このように、唐代  
 大陸府の痕跡もまた民國二十年段階において  
 も認めることが出来るのである。

最後(六)周君楚に冠せられた上林府につい  
 て検討しておこう。「周村」十八家中の他の  
 例からみて、この上林府が何らかの官職、な  
 いしはそのみに類する肩書であることは疑問の  
 餘地はない。しかし、具體的に何を意味する  
 ものなのか必ずしも明確ではない。前掲谷氏  
 曰唐折衝府考校補正にはこの「周村」麟德  
 碑を引用して嶺南道澄州管下の上林縣(廣  
 西壯族自治區上林縣)内に置かれた折衝府で  
 はなにかと疑問符をつけて比定さめてゐる。

谷氏のこの比定は、同名の縣名を單純に結び  
 附けた以上の何もあつてもない。折衝府衛官の  
 肩書をもつ他の二例では、明確に某府某官と  
 記しているのに対し、周君楚の場合には上林府  
 とのみ記している點に、上林府をけたして折  
 衝府と見なしてよいか躊躇を覺之ざるを得な  
 い。さらに他の二例の折衝府の設置場所が  
 すむに考察したように、周村にきわめて  
 近鄰の地であり、地縁的任用の感すらあるこ  
 とを考之令せると、懷州修武縣からはるかに

☆

へだたった僻南の地に派遣されたと見るのは  
 いかにも不自然である。ここでは一つの妥当  
 な解釋として、司農寺隸下の上林署の流外官  
 たる府と解しておきたい。<sup>(44)</sup>

結語

懷州修武縣の「周村」について、麟徳元年

(六六四)、儀鳳元年(六七六)、開元二十

四年(七三六)のそれぞれ銘のある碑を手

掛リにして考察を加えた。七十三年間に確認  
 出来るだけで三度、ほぼ一村あけて造像、造  
 塔、造幢という佛教信仰上の供養行爲を繰り  
 返し行なつてゐる事實は、「周村」在住の周  
 氏一族の信仰の篤さを物語つてゐる。修武縣  
 城のほぼ真北、太行山脈南端に白鹿山百家巖  
 寺あり、北齊期の僧稠禪師がこの地に住し  
 て以來、佛教の一中心となつたといふ。この地  
 の佛教的環境とも無關係ではなからう。(45)この  
 ような唐代前期における「周村」と呼ばれる

周氏同族村落の供養行為を通じて、周村  
 の平均がかなり明らかとなった。周村は一  
 戸の口数が當時の全国平均よりかなり上回っ  
 ていること、また官僚化の経緯は不明ながら  
 一族中に州縣官や折衝府關係官を同時期に  
 幾人も擁していること、すなわち官僚化人口  
 がきつめて高率であることなどが顕著な特徴  
 としてあげること出来る。このことは、周  
 村が當時のごく平均的な村落の範疇には  
 入らないことと意味するであろう。つまり、

周村は當時にありては、政治的、經濟的、

社會的に比較的有力な村落と見なすべきである。その背景として第一に考へらるゝのは、

「周村の地理的環境である。太行山脈南麓

の湧水地帯であるのみならず、それら湧水を

集めに泉澤が存在すること、またゆゑかなが

らの傾斜地形を示す「周村附近の立地は、

水利灌漑の最適の条件を満しており、高水準

の農業生産が得らるゝと考へらるゝ。このよ

うな恵まらるゝ農業立地によつて、「周村は

當時における平均的村落以上の戸當りの扶養  
口數をもち得たのであり、さらにまた一村あ  
つての造像等の供養行爲を繰り返し行い得た  
のである。こゝら供養行爲には、佛寺への財  
物喜捨や僧侶に對する布施などが當然伴つて  
いたであらう。

唐代前半期という時代性を考慮すると、  
周村にはほさらに注目すべき姿を見出し出すこ  
とが出来る。衛官として折衝府に出仕してい  
る人物が幾人もあり、しかもその折衝府がま

さに地元に設置されたものである点である。  
 現地農民を輪番で徴發し、軍事訓練をほどこ  
 す折衝府の官は、直接的に在地農民と日常的  
 に接觸する立場にある。官蔭ないし勲に基づ  
 く特權を行使して、衛官たる折衝府校尉や隊  
 正となつてゐる人物を出してゐる。周村への  
 在地での發言力、影響力は小さなものではな  
 かつたはずである。府兵制がそれなりに機能  
 し、濫授以前の勲官特權が特權として實質的  
 に有効性をもつてゐた唐代前期という時代の

背景下での有力郷村の姿と「周村」に見るこ  
とが出来るであろう。

## 第七章註

(1) 仁井田陞 曰 唐宋法律文書の研究 曰 (一九三

七初版 一九六七復刊) 第十五章第五節「

戸籍に見之たる一戸の構成」(七五四頁)

参照

(2) (注) 孫長寧一家に關しては、末尾に「張」と

あり、一家構成員との關係が判然としな

考之らぬことは、孫長寧三男中の一人

に沙門がおり、この人物の出家前在俗時の

事、張氏で、出家後もそのまゝ一家に留ま

っているのではないかということである。

(3) 存命者が六世代にわたるといふのはやや長

ずきる感もするが、一家族内ではなく、一

村内の宗族的關係としてはいさぐちあり得ない

ことではない。敦煌出土の天寶六載杜懷奉

戸籍(9.335A)の如く、五世同居の例は見い

出すことが出来る(仁井田前掲書七五二頁

参照)。但し、この想定輩行表は單純に名字

の比較のみで作製したものであるから、決

して完全なものではない。

(4) 曰唐律疏義 卷十三戶婚律 諸有妻 更娶

妻者 徒一年。 女家減一等。 若欺妄而娶者

徒一年半。 女家不坐。 各離之。

(5) 仁井田前掲書七四七頁以下 西村元佑 唐

代敦煌差料簿を通じてみた唐均田制時代の

徭役制度 中國經濟史研究 六二五頁

日野開三郎 唐代祖調庸の研究 課輸

篇下 三八一頁等参照

(6) 曰道光修武縣志 卷十金石志唐條

(7) 同右 西明寺佛頂尊勝陀羅尼經幢 正書

在周劉邛。案幢在寺前柏林中。八面。每面

寬六尺。高四尺七寸。上段六寸五分。第一

面分二行。鑄奉為皇帝造幢六字。後七面各

鑄佛像一像。左右皆周姓士女供養名氏。下

段四尺五分。每面九行。行五十七字。前序

後經云々

(8) 中州金石攷卷五。唐尊勝陀羅尼經。首

行有儀鳳元年。前序後經。下截磨滅。碑陰

首行大唐懷州武縣。上幅似敘。不可讀。

下幅皆施捨姓名。

(9) 曰道光修武縣志曰卷十金石志唐條曰金石

續編曰卷七。

(10) 曰道光修武縣志曰卷七選舉攷薦辟唐條

周務道瀛州司馬見開元二十四年西明寺

碑。同卷十金石志唐條後列施捨姓名有

瀛州司馬周務道

(11) 儒家的倫理觀に基づく郷名の例は里名は

どではないもの。救擧にいとまがない。

一例として「周村」に近鄰するものもと擧げ

ておく。大中十三年没の李元墓誌に「系本

懷州修武縣孝廉鄉范村人也。中州冢墓遺

文。補遺とある。なお、郷名の命名の取

り方については、第一章第三節参照。

(12) 曰道光修武縣志。卷十金石志。重修古佛碑

幢記。南懷州修武縣梁平鄉周劉邨。中略。

時大金皇統七年歲次丁卯四月八日記。金

代には「周（劉）村」の屬する郷名が梁平

郷と改稱さしてゐるとともに、劉姓の比率

が高まつてゐることが知られる。

(13) 曰舊唐書。卷三九地理志。二懷州條。曰新唐

ok

書 〇 卷三九地理志三懷州條。 存お 〇 通典 〇

卷一七八州郡八懷州河内郡條では、 戸五

萬四千一百 〇 三十一萬五千三百七十と

いふ數値とあけ、 新舊兩志の天寶戸口數と

若干異なるが、 恐らくは天寶期の統計であ

らう。 〇 通典 〇 の數値によれば、 一戸平均

五・八口となる。

(14) 〇 元和郡縣圖志 〇 卷十六河北道懷州條。 〇

太平寰宇記 〇 卷五三河北道三懷州條には、

舊一十五鄉。 今五鄉とある。

(15) 汲郡從事を本文のように汲郡衛州の參軍と  
 解するのはやや問題があるかも知れないが  
 一應は隋開皇十二年以前の舊名が雅名と  
 して用いられているものと解しておくと  
 隋書四卷二八百官志下「雍州置牧屬官  
 有別駕贊務州都郡正主簿錄事  
 西曹書佐金戸兵法士等從事部軍從事  
 武猛從事等員并佐史合五百二十四人  
 (中略)上上州置刺史長史司馬錄  
 事參軍事功曹戸兵等參軍事法士曹等

行參軍、行參軍、典籤、州都光初主簿、郡

正、主簿、西曹書佐、祭酒從事、部郡從事

倉督、市令丞等員、并佐史、合三百二十

三人。(中略)(開皇)十二年。(中略)

諸州司以從事為名者、改為參軍。(曰通典

曰卷三三職官一五終論郡佐に同じ)宮崎

市定曰九品官人法の研究四六頁以下參照

(6)拙稿「唐代における官蔭入仕について」衛

官コトを中心にして(曰東洋史研究四三五

一ニ一九七六)參照

(17) 淮南子曰本經訓「天下寧定 百姓和集」

論衡曰宣漢篇「四海混一 天下定寧」

などを引用するまでもなく 定と寧とは部

首を同じくするだけでなく 字義的にもき

りめて近い文字である。

(18) 百姓への勲官濫授は咸亨五年(六七四)前

後から始まる。この碑の造られた麟徳元年

(六六四)は、それより約十年以前の時期

にあり、勲官の諸特権の有名無實化や社会

的評價の著しい低下は、いまだが、ほど顯著に

存ハ時期と見存してさしつか之存ハ不ある

之。 曰 舊唐書 曰 卷四二職官志一「永徽已後

以國初勲名與散官名同 年月既久 漸相

錯亂。 咸亨五年三月 更下詔申明 各以類

相比。 (中略) 自是已後 戰士授勲者 勳

盈萬計 每年納課 亦分番於兵部及本郡

當上省司。 又分支諸曹 身應役使 有類僮

僕。 據令乃與公卿齊班 論實在於胥吏之下

蓋以其猥多 又出自兵卒 所以然也。

(19) 曰 太平廣記 曰 卷二九七睦仁菑條 「唐睦仁菑

看趙郡邯鄲人也。少事經學。不信鬼神。

(中略)時大業初。江陵岑之象為邯鄲令。

子文本。年未弱冠。之象請仁蒨於家教文本。

(中略)仁蒨情不信佛。意尚疑之。因問

(成)景云。佛法說有三世因果。此為虛實

。答曰。皆實。仁蒨曰。即如是。人死當分

入六道。那得盡為鬼。而趙武靈王及君。今

尚為鬼耶。景曰。君縣內幾戶。仁蒨曰。萬

餘戶。又曰。獄囚幾人。仁蒨曰。常二十人

已下。又曰。萬戶之內。有五品官幾。仁蒨

曰無。又曰九品已上官幾人。仁蓆曰

數十人。景曰六道之義分一如此耳。其

得天道萬無一人。如君縣內無一五品官。

得人道者萬有數人。如君縣內九品數十人

入地獄者萬亦數十。如君獄內囚唯鬼

及畜生最為多也。如君縣內課役戶就此道

中又有等級。(中略)貞觀十六年九月八

日。文官賜射於玄武門。(岑)文本時為中

書侍郎。自語人云爾。出冥報錄。唐臨の

口冥報記。卷中(丁51793)では末尾部分が

やや詳しく次のようになっている。貞觀

十六年九月九日、文官賜識於玄武北門。文

本時為中書侍郎。與家兄太府卿及治書侍御

史馬周、給事中韋琨及(唐)臨對坐。文本

自謂諸人云爾。

(20) 曰 舊唐書 卷七〇 曰 新唐書 卷一〇二 岑

文本傳。

(21) 邯鄲縣は、隋大業二年以後は洛州武安郡に

屬す(曰 元和郡縣圖志 卷十五) 唐初の

武徳四年に磁州に屬す。貞觀三年以後、永

泰元年までは涪州に屬す（曰舊唐書曰卷三

九地理志二）數十人というのはかなソ大

まかな數字であるが上下を切り捨てて二

十人より七十人の幅で一萬戸に對する比率と

求めると三十人で三百三十三戸に一人、

四十人で二百五十戸に一人、五十人で二百

戸に一人、六十人で一百六十七戸に一人、

七十人で一百四十三戸に一人となる。

(22) 曰通典曰卷十七選舉五雜論議中、及び曰唐

會要曰卷七四選舉部上論選舉事條に見える黃

門侍郎劉祥道の上疏。

(23) 曰 舊唐書曰 卷四 高宗紀 永徽三年七月丁丑の

戸部尚書高履行之奏言。

(24) 前掲曰 元和志曰 所載の修武縣開元戸六千七

百一十七戸に全國的比率二百戸く三百戸に

一人の比率を當てはめると、二百戸に一人

で三十三、六人、三百戸に一人で二十二、

四人、二百八十二戸に一人で二十三、八人

という流内官の人数が得られ、  
周村に

おける流内官輩出の高率がより具體的に浮

びよってくるであろう。

(25) 曰 元和郡縣圖志 曰 卷十六 曰 舊唐書 曰 卷三

九地理志二 曰 新唐書 曰 卷三九地理志三河

北道懷州條。

(26) 曰 考古通訊 曰 一九五七一二 曰 河南衛河滯洪

工程中的考古調查簡報 曰 五井直弘 曰 中國

古代の灌溉 曰 漢代の河内郡を中心として 曰

レ 曰 古代史講座 曰 第八卷所收 曰 學生社 曰 一

九六三。

(27) 晉代には修武縣は汲郡に屬した。 曰 晉書 曰

卷一四地理志上司州條。

(28) 曰魏土地記曰の成立年代は不明であるが、

少なくとも酈道元（？—五二七）以前の北

魏期である。曰隋書曰卷三三經籍志二に所

録する曰大魏諸州記曰二十一卷と同本と思

われる。曰漢唐地理書鈔曰では曰大魏諸州

記曰として曰水經注曰より「修武城西北二

十（里）有吳澤水」のみを探っているが、

下の規模と記す部分まで含めるべきである。

(29) この換算は、北魏太和十九年（四九五）に

頒布された大尺二九・九七センチに據った。

(30) 乾隆五十四年序刊本 曰 懷慶府志 曰 卷二九藝

文志 曰 道光修武縣志 曰 卷二輿地志山川條

(31) 曰 道光修武縣志 曰 卷二輿地志山川條

(32) 東西五里(約二八〇〇米)、南北十餘步(

約一五・五米餘)の渠水側土が盡きたとい

うこと。から、いくつかの示唆を得ること。が

出来る。(一)渠は東西流していること。南

に、東南方向への緩斜面地形であること。地

方では、南流する諸水流は自然河川をその

まま灌漑用に利用出来るのに對し、東西才  
 向には人工の渠水が必要となることが少く  
 ない。従つて合理的かつ計畫的な灌漑用水  
 路の存在とうかがはせる。(二)渠水側土が最  
 も美味だといふ發想の背景に、渠水の恒常  
 的な管理維持がなされてゐることを推測さ  
 せる。すなわち、普通の土質ではなく、浚  
 泄によつて渠堤附近に堆積された肥壤な泥  
 土に對する饑民の空しい願望を讀み取るこ  
 とが出来るといふように思へるからである。

(33) 谷霽光 曰 府兵制度考釋 曰 (上海人民出版社

一九六二) 第五章 「唐初府兵制的恢復及

其全盛 レ 參照。

(34) 曰 新唐書 曰 卷三九地理志三懷州條 「有府二

曰丹水 曰 吳澤

(35) 開元十一年卒 ハ 茹守福墓誌 ニ 彼 ハ 官歴 ハ 一

として懷州吳澤府果毅 ト 見之 ル ( 曰 古誌石

華 曰 卷九 曰 全唐文 曰 卷九九五) ヲ 清

經原 曰 唐折衝府考 曰 卷三懷州條參照 ( 曰

二十五史補編 曰 所收)。

(24) 曰道光修武縣志 卷十金石志後梁條 一保安

寺石幢 銀青光祿大夫檢校國子祭酒兼御史

大夫上柱國軍事押衙充東北面巡檢都指撻

揮 諸塞兼充吳澤鎮遏使何宗壽釋迦牟尼佛

讚 開平五年(九一一)歲次辛未二月乙酉

朔八日壬辰畢工 在陸(六)真山前保安寺

殿內 寺當後梁時 為延昌寺

(25) 同前金條 一張陸邨重修功德記 陸真散人趙

宗義製 修武之北二十餘里 六真山之東

俯臨百城 名曰隕城 號曰吳澤鎮 昔日精

藍一所、屢遭兵火、迄今聖跡存者、唯石像

而已。(中略)大定十七年歲次丁酉辛亥月

辛未日。在今隕城寨梳風永嘉寺蓮座石柱上

(38) 鎮遏使は鎮將に同じ。唐末五代期の藩鎮支

配體制の下で、領内の要衝に配さ、以て捕

賊、獄訟、軍事を掌るゝみならず、各種商

税の徴收、さらには賦税徴收にすら關與し

た。日野開三郎「五代鎮將考」(東洋學報

二五十二一九三八のち) 東洋史學論

集 第二卷所収 三一書房 一九八〇

周藤吉之「五代節度使の支配體制」(宋代

經濟史研究) 所収 東京大學出版會 一九

六二) 參照

(39) 北宋期に吳澤鎮としてこの地が地方交易の

一中心として機能して、に可能性を強く示

唆するものが、この地における陶磁器産業の

盛況という事實である。吳澤鎮に比定した

隴城砦の東北約十キロの太行山脈の谷

あいに當陽峪という山間集落が存在し、北

宋期に四百餘家という大規模なかつ上質

の陶磁器生産に從事する陶工集落であつた

ことが明らかになつてゐる。O. Kurlbacher 著

内藤匡譯「焦作窯に就いて」日本美術工

藝 四一五三 一九五一 小山富士夫「北宋

の修武窯」美術研究 四一六一 一九五三

陳萬里「談當陽峪窯」文物參考資料 四

一九五四 一四 參照 この地にこの規模

の大きき一大陶磁器産業が成立し得た理由

の一つは上質の陶土に恵まれていたこと

を擧げるこゝが出来る。事實、民國製五萬  
 分の一地圖において、附近山間部に多数の  
 某窯という地名が散在すること認めら  
 る。しかし、より重要な理由として、北宋  
 の都城開封府と至近の距離にあつて、その  
 巨大な陶磁器の需要と消費によつて支えら  
 れていたといふことが考へられる。だがす  
 れば、山間部生産地から搬出された陶磁器  
 の集積地として吳澤鎮は最適の地と言ふこ  
 とが出来る。

(40) 地名としての大陸は、早くは曰春秋左氏傳

曰に見之、そのみに對する杜預注が曰水經注

曰の基づく所をあるう。曰春秋左氏傳曰定

公元年、(傳)魏獻子屬役於韓簡子及原壽

過、而田於大陸焚焉。(杜注)禹貢、大陸

在鉅鹿北、嫌絶遠、疑此田在汲郡吳澤荒蕪

之地、火田并見燒也、爾雅、廣平曰陸、

(4) 谷氏が大陸府を趙州内に比定さ、以て論據は

曰新唐書曰卷三九地理志三邢州鉅鹿縣條

の「武德元年、置起州、并析置白起縣。四

年、州廢。省白起。以鉅鹿隸趙州。貞觀元  
 年、來屬。有大陸澤。および同書趙州昭慶  
 縣條の「本大陸、武德四年、曰象城。天寶  
 元年、更名。」といふ記事。此に前注杜預  
 注にも引く曰書經曰禹貢篇である。

(42) 唐代折衝府の地理的分布を見てみると、周  
 知のようにならして全國に均等に設置された  
 ものではない。長安を中心とする關内道に  
 三百府近くが設けられるといふ偏在性が著  
 し、以下、河東、河南、河北の計四道で

全體のハセパーセントを占める（前掲谷氏  
 曰府兵制度考釋曰參照）。レニがってこ  
 以らの地區では同一縣内に複數の折衝府が  
 設置さへてゐるケレモ、まへてはなひ。懷  
 州の場合、東都洛陽に至近の距離に位置す  
 ることを考之、以て、修武縣附近での設置密  
 度の高さは異とするに足らなひ。

(43) 曰道光修武縣志曰卷三輿地志里甲條「大陸

邨十八里、西板橋西北。隕城寨、二十三里

韓蔣邨西北。曰讀史方輿紀要曰卷四九河

南四懷德府修武縣條雍城項一攢城在（修武

縣西北二十里。周襄王賜晉文公攢茅之田

即此。旁有吳澤，亦曰大陸，今名大陸村

(44) 曰大唐六典曰卷一九司農寺條上林署令

二人從七品下，丞四人從八品下，監事十人

從九品下。府七人，史十四人，典事二十四

人，掌固五人。曰唐會要曰卷八三租稅上永

淳元年（六八三）太常博士裴守真上表一夫

太府積天下之財而國用有缺，少府聚天下之

伎而造作不息 司農治天下之粟而倉庾不充

大僕掌天下之馬而中廐不足 此數司者

役人有萬數 費損無限極 調廣人竭 用多

獻少 云々。

(45) 續高僧傳 卷一六 釋僧稠傳 (T 50. 553c. 554a)

同卷釋曇詢傳 (559a) 卷一八 釋真慧傳 (574c)

S 575a) 卷一九 釋僧邕傳 (583c. 584a) 卷二 釋

靜琳傳 (590a) 等參照。

